

《研究ノート》

原子力災害補償専門部会（昭和33年）と
「原子力損害の賠償に関する法律」(3)

小 柳 春 一 郎

目 次

はじめに

1 原子力災害補償専門部会の概要

2 原子力災害補償専門部会の審議

- (1) 第1回昭和33年11月25日 以上獨協法学89号
- (2) 第2回昭和33年12月16日
- (3) 第3回昭和34年1月29日
- (4) 第4回昭和34年2月17日
- (5) 第5回昭和34年3月6日 以上獨協法学90号
- (6) 第6回昭和34年3月19日 以下本号
- (7) 第7回昭和34年4月16日
- (8) 第8回昭和34年5月14日
- (9) 第9回昭和34年5月29日
- (10) 第10回昭和34年6月17日
- (11) 第11回昭和34年7月13日
- (12) 第12回昭和34年7月14日
- (13) 第13回昭和34年7月15日

(6) 第6回昭和34年3月19日

ア. 原子力委員会月報の記述

第6回会議は、昭和34年3月19日に開催された。原子力委員会月報4巻5号は次のように伝える¹²⁰⁾。

「議 題

(1) 第1回原子核災害に対する民事責任および国家責任に関する専門家会議
について

(2) 原子力賠償責任保険普通保険約款(案)について

議事内容

第1回原子核災害に対する民事責任および国家責任に関する専門家会議(IAEA)に出席した長崎専門委員から会議の様相について報告があり、次いで原子力賠償責任保険普通保険約款の逐条審議に入り、特別立法の問題、運送危険の問題、原子炉事故の問題、保険金額復元方式の問題等について討議が行われた¹²¹⁾。]

以上の記述が示すように、第6回から第9回に至るまで、中心となったのは、原子力保険問題であった。その際、原子力事業者の責任の問題が背景としてあった。また、国際原子力機関(IAEA)による原子力損害賠償に関する国際的枠組みに関する情報も提供された。とりわけ、第6回では、国際原子力機関による第1回「原子力核災害に対する民事責任及び国家責任に関する専門家会議(Panel of Experts on Civil Liability and State Responsibility for Nuclear Hazards)」に

120) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N05/19590505V04N05.html>

121) なお、原子力委員会月報には、出席委員等の名前が記載されていない。議事録の「2.出席者」の記事によると、出席した委員等は、次のとおりである。

「専門委員：我妻、金沢、星野、竹内、福田、長崎、真崎、杉村

同代理：相原、宮原(大蔵)、北山、吉野、尾身(通産)、井上(運輸)、城川(原研)、稲畑(産業会議)、原子力委員：有沢、石川、原子力局：井上〔井上亮、後に科学技術庁政策課長〕、ほか、幹事：加舎、鈴木」

関する資料が提出された（第6回第4号資料）。

原子力災害補償に関する国際的枠組みへの当時の動きとしては、大きく二つがあった。第一は、国際原子力機関（IAEA）によるものであり、後にウィーン条約（Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage.1963年採択、1977年発効）に結実した。第二はOEEC(Organization for European Economic Cooperation（欧州経済協力機構）、現在のOECDの前身）によるものであり、後にパリ条約（Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, 1960年採択、1968年発効）に結実した。もともと、日本は、現在に至るまでパリ条約にもウィーン条約にも加盟していない¹²²⁾。

原子力災害補償専門部会は、第一のIAEA条約案（後のウィーン条約）について相当の議論をしている¹²³⁾（なお、第二のOEECによるもの（後のパリ条約）

122) 道垣内正人「国境を越える原子力損害についての国際私法上の問題」早稲田法学 87巻3号147頁（2012年）、一般社団法人日本原子力産業協会編『あなたに知ってもらいたい原賠制度 2012年版』74頁、高島忠義「福島第一原発事故と国際法」高橋滋＝大塚直（編）『震災・原発事故と環境法』（民事法出版社、2012年）230頁。原子力損害賠償に係る法的枠組研究班「訳」『2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約及び2004年に改正されたブラッセル補足条約：平成15～16年度原子力損害賠償に係る法的枠組研究班中間報告書』日本エネルギー法研究所、2005年（JELI；R no.104）。

パリ条約に関する当時の文献としては、武田孝雄訳「原子力損害賠償責任法に関する欧州経済協力機構（OEEC）条約〔Hans-Hilger Haunschild著〕」損害保険研究23巻2号223頁（1961年）。

123) この会議について、金沢良雄「原子力災害補償 国際原子力機関の原子力災害補償問題に関する活動について」ジュリ190号（1959年11月15日号）9頁は、次のように述べる。

「国際原子力機関は、すでに、1958年の夏頃から、事務局において、原子力災害に対する第三者賠償責任に関する条約草案の立案のための準備活動を計画していたが、これに基づいて、「核災害に対する民事責任及び国家責任」に関する専門家会議を開催した。この専門家会議は、1959年の2月、5月、8月の3回にわたって、ウィーンで行われた。この専門家会議には、アメリカ、イギリス、ソ連、チェッコ、イタリア、アルゼンチン、アラブ連合、インド、日本から、それぞれ委員が出席し、議長には、

については、本格的議論の対象としていない¹²⁴⁾。その理由は、部会の委員が草案準備のパネラーとして参加していたことである。IAEAが準備していた条約草案は、日本に直接関係を持ちうるものとして意識されていた。具体的には、昭和35年に原子力委員会に設置された原子力災害補償専門部会（昭和33年設置の部会と同名）では、加盟問題について相当の議論が行われている。

以下では、まず、国際原子力機関の条約草案の問題を取り上げ、次に、原子力保険の具体的問題点を検討する。

イ. 国際原子力機関による条約草案と国の原子炉許認可責任

この当時のIAEAのパネルの特徴は、「それぞれの委員は、各国の政府代表という形ではなくて、国際原子力機関によって選ばれた専門家という点にある」¹²⁵⁾。その目的は、核災害に対する民事責任に関する最小限度の国際的基準に関する条約草案を専門家の立場から検討することにあつた¹²⁶⁾。

スイスのリュツガー大使が選ばれた。この会議の特色は、それぞれの委員は、各国の政府代表という形ではなくて、国際原子力機関によって選ばれた専門家という点にある。この会議の主な目的は、「核災害に対する民事責任に関する最小限度の国際的基準に関する条約草案」を専門家の立場から検討することにある。端的に言えば、「原子力災害に関する民事責任の最小限度の統一法案を準備しようということである。」

ウィーン条約については、日本エネルギー法研究所『原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害の補完的補償に関する条約：平成10～12年度国際原子力責任班中間報告書』（日本エネルギー法研究所、2001（JELI；R no.86））等参照。更に、星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案」ジュリ236号（1961年10月15日号）40頁。

124) OEECは、当時は欧州経済協力機構であり、1961年にOECD（経済協力機構）に改組し、その後、日本は、1964年にOECDに加盟した。我妻部会における審議の段階では日本がOEEC加盟国ではなかったこと、それゆえ、条約加盟の可能性が低かったことも関連していると推測される。

125) 金沢・前掲ジュリ190号論文9頁。

126) ウィーン条約については、1959年2月、5月、8月の3回にわたり専門家パネルが開催された、日本からは第1回は長崎正造、第2回及び第3回に金沢良雄が参加し、

IAEAなどの国際的枠組みは、事故の際の国の補償のあり方とも関連するものであり、原子力事業者の免責事由などについては、後の日本の立法にも一定の影響を及ぼした。とりわけ、日本の原賠法における原子力事業者の免責事由である。「異常に巨大な天災地変」との関連が目ざされる¹²⁷⁾。

(ア) 長崎委員提出資料

第6回委員会¹²⁸⁾では、IAEAパネルに関して、参加した長崎委員から次の資

1961年5月には政府間会議が開催された。日本からは、外務省、科学技術庁のみならず、星野英一教授が参加した（星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案（一）、（二）——日本法と関連させつつ」法協79巻1号、3号（1962年））。

127) これに関して、星野英一教授は、IAEA草案の解説で「事業者の責任は、無過失責任であるが、……例外的な性格を有する巨大な自然災害（grave natural disaster of an exceptional character）に直接起因する原子力事故につき免責される旨定めることができる」と述べ、さらに、この免責規定に関して、「パネル以来のものだが、アメリカとカナダは自然災害を免責事由に加えることに反対した。しかし日本の地震が引合に出され、本文のとおりになった」と指摘している（星野・前掲注123論文・ジュリ236号41頁注(3)）。原賠法制定時においては、このウィーン条約に加盟するかどうか重要な検討課題であった。

なお、最近、道垣内正人教授は、「旧ウィーン条約・旧パリ条約では異常に巨大な自然災害は免責事由とされており、この点ではこれらの条約の批准は〔日本の〕選択としてあり得ることになる。」と述べつつ、その後の改正パリ条約〔Protocol to Amend the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 29 July 1960, 2004年採択、未発効〕及び改正ウィーン条約〔Protocol to Amend the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage. 1997年採択、2003年発効〕が、異常に巨大な自然災害を原子力事業者の免責事由から削除したことを指摘し、「改正パリ条約も改正ウィーン条約も、既述のように、異常に巨大な自然災害を免責事由から削除していることから、自然災害の多い日本にとってふさわしいとは思われない」と論じている（道垣内・前掲注122論文155頁）。

128) 「4. 議事経過

(1)第1回原子核災害に対する民事責任及び国家責任に関する専門家会議について

第1回原子核災害に対する民事責任及び国家責任に関する専門家会議（IAEA）に出席した長崎専門委員より会議の様相について配布資料(4)により報告があつた。

(我妻) 補償についてcivil lawの範囲で対象にしうるものとそれ以外のものとは別けて、国家の受持つ分野をはつきりさせることができるのではないか。ただこの両者はしばしば混同されて論議されているので問題が紛糾する。また国際司法裁判所の役割についてもはつきりしないこともあり、またそれに加入していないソ連圏の反対は当然予想されることである。

(星野) 国際的にも国際私法の対象となりうるものと、国自体の責任の問題がある。

(竹内) それは国の責任と国際条約でどのように規定するかによつて決まってくると思う。

(真崎) ビキニの問題では漁夫に代つて国家が米国に損害賠償請求を行つたが、これは公法上の問題となつている。原子炉等の場合国際的に国家の責任を問題とする場合には当然国内的にもかような施設を許可する国家の責任が問題にされていると見るべきだ。

(石川) 国によつて生活水準も異つているので、それぞれの国の決めた補償額に他の国が被害を受けた場合にその請求の限度とするような国際取決めをすることも考えられる。

(有沢) 内外人平等という原則を国際的に抹消するとすれば当然そうなると思うが……。

(真崎) しかし、被害を受けた者が国際裁判所に提訴した場合、裁判所は加害国の補償限度を超えた額を判決することになると問題が起る。

(竹内) ただ一つ、国家が許認可をした場合に当然国家が事故等に補償する責任をもつべきだという思想については慎重に検討する必要がある。

(我妻) 許認可と補償責任とは直ちに結びつかないと思う。

[資料では一行分の空きがある。……小柳注]

ではこれはこの程度にして当局から配布資料等について説明を願ひ、約款の審議に入りたい。

(加舎) (配布資料について説明)。

(真崎) 損保の小委員会委員として佐々木局長の質問にお答えした方がよいと思う。これを、CP-5の保険約款案について検討したい。今は9月1日を予定しているが努力目標を決めないと作業に関連がある。

(加舎) 法律上は公布後9ヶ月あるが早い方がよい。

(福田) CP-5とは関係なく早くして欲しい。

(我妻) では、質問についての回答を。

（真崎）政令に関係があると思うが。

（1）については、第5条の免責(6)において、明らかなように特約を結べば保険でカバーするよう考えている。外国人も特約を結んで保険対象に入れるべきであると考える。

（加舎）原則は、除くものとして、特約を認める方向がどうだろうかという意味の質問である。

（我妻）被害者保護を考えると全部含めた方が良いわけで、特約を認めることにしてけば、その方向に行きそうだ。

（長崎）IAEAにおいて回答を留保したが、これは条約で縛ることについてで、特約をするのなら認めうる。

（竹内）特約方式にすれば国民経済の観点から外人と交渉することもできるようになる。

（福田）今回の原電のコールダー交渉について、こういう免責条項をつけてくるものと思う。価格に影響がある。

（我妻）国民経済の観点から特約を切つたら、被害者を救えなくなる問題が生じるが。

（加舎）国民経済と第三者保護とのバランスの問題と考える。どちらかに重きをおくかの選択である。

（我妻）実際問題として第三者保護を考えざるをえないから、選択の余地はなくそれは後進国の悩みである。

（真崎）先進国、後進国の議論は場違い。自動車保険の場合を考えられたい。責任をSupplierに持つてゆくのはおかしい。

（長崎）ガソリンが完全に悪いことが明らかな場合もありうるが……。その場合は求償しうるはず。

（石川）AECは先進国であるからやはり後進国の悩みだ。

（我妻）第三者のことを考えれば、operatorに集中して貰わぬと困る。

（竹内）求償権の行使の難易が保険料率に影響しよう。

（我妻）集中するとsupplierのための保険となる。

（真崎）アメリカでもこの問題に悩んだ。しかし、処理としてはこれ以外にない。コールはこの故に、先進国、後進国の議論をすると怒る。

保険約款案は皆さんの意見に副つていると思う。

第2の点については、こうするためには、自動車賠償法のような特別法が要ると思う。

(我妻) 特別法ができるのと困るのではないか。被害額が種々に違くと処理が大変だ。被害者の集団ができようか。

(有沢) 被害額はどのように決めるか。

(真崎) 保険会社は黒幕になつて個別に処理する。

(我妻) 集団にまとめて処理する方式を考えないと困る。原行の個別的な方式は大変だ。

(竹内) 直接支払は、自動車運転手のような零細な場合に必要なのではないか。

(加舎) 抵当権者の存在することが考えうる。また支払が迅速円滑になる。

(我妻) 他の債権者が優位に立つことは一旦支払つても取戻されるのだ。

(長崎) 特別立法が必要ではないか。

(我妻) それは、被害者に直接支払う問題ではなく、債権の優先順位の問題だ。

(我妻) 個別処理では困るという点を私はいつている。

債権の順位については賠償責任保険ではダメで、第三者のための保険にしないと処理しえない。

休憩 12時30分

再開 1時10分

(真崎) 第3点は、米国でもowner operatorから再処理施設までは責任を負うことにしているが、AECから設置者に至るprocessは負っていないので昨年からの検討し、supplier transportation liabilityを決めている。特約又は独立の責任保険証券で処理している。

(今村) 小委員会で現在、特約を検討中。確定はしてない。

運送危険については、運送人も被保険者とするものを検討している。交通事故等があるので責任の一元化は問題がある。

(真崎) OEECは除いている。

(加舎) 海上運送はムリと思うが陸上運送のうち設置者に関連あるものについては何らかの方法がありうるのではないかと思う。具体的には運送人を被保険人に入れたらとも思う。

(真崎) 使用済燃料についてはowner operatorに集中するのが、将来の方向だと考える。

船主に負わせないでowner operatorに集中するのが妥当であれば特約にするべきというのが私見である。

(竹内) 国内の海上輸送は？

(長崎) むつかしいけど含みえよう。

(真崎) 第4の点、先回お答えしたように保険法上の偶然の事故による意味で固執する気はない。アメリカではnuclear incidentを指しこの意味でさしつかえない。

(加舎) 許容量を超えた場合にすべてカバーされるかどうか、また許容量以下で事故を起した場合にはカバーがないとのことであるがそれでよいかどうか。ともかく偶然の事故という表現は避けオカレンス・ベースをはつきりさせたいという点について議論をして頂きたい。

(今村) 許容量を超えれば事故になると解する。“偶然の事故”というのは慣行である。

(我妻) 蓄積の場合を考える必要があるという意味？正常運転でも事故を起すことがあるのか。

(井上) 万々一の場合である。

(長崎) それはownerでなく国家の責任とみるべきではないか。

(真崎) サクレーの事故は許容量に達しなかつたけれども事故だつた。これは、第9の点にも関連する。これは将来とも固執するつもりではないが他の例を見て漸次的に検討してゆくもの。

(我妻) 許容量以下であつて事故があれば原因ははつきりしないが。

(真崎) 自然放射能が作用するから因果関係ははつきりしなくなる。

(金沢) 工場廃水規制法では、基準を決めるが責任問題を生じたときは別に民事責任を決めるというゆき方とつている。日本と違つてアメリカはこれに放射能を含めている。人体の許容量でなく廃水の許容量を決めるとそれは行政上の基準にすぎぬ。

(真崎) 第9点については自然放射能の累積は持たぬという意味にしたら了解する。解釈が統一したらこれに従うということ。

(今村) 諸外国が正常運転の場合を担保しているかどうかは知らぬ。

(加舎) 許容量以下で出していて施設の事故もあつた場合はどうなるか。

(今村) 緩慢な累積に入らぬと思う。免責されよう。

根拠なき請求というのが最も警戒される。それをはつきりさせることが必要なのである。

(我妻) 偶然はとつてもよいのではないか。

(真崎) 検討する。

第5点は米国は退避命令を出すことになつている点意味がある。

(加舎) 大事をとつて退避させた場合を尋ねている。

(今村) 予防的退避は担保しない。放射線による被害が対象である。相当因果関係。

(我妻) 入らないだろう。

(竹内) 公権によつて立退を命じた場合負うか負わぬのかの問題でないが、アトから測つたら汚染がなかつたという問題はおかしい。

(我妻) そのとき正当な措置ならcoverすべきでないか。

(真崎) 保険約款が拡大の傾向にあるとはいえる。

(杉村) 原子炉事故があつたのなら当然入るのではないか。

(真崎) 裁判所で決めてみないと判らない。

(金沢) 第1条「災害につき」の意味は「災害に関して」より狭いのか。

(我妻) それは文のアトの方にかゝるようだ。

(加舎) それは非公式に説明をきいたので略した。漁業権や精神的慰謝料が入るかどうか。

(真崎) 入ると思うが労働者に対しては枠で支払っているのと比べるとやゝ脱線した議論、民法で決まる。

(我妻) 基本法の問題だろう。事故時にどこまで退避させるか。その損害賠償。

(金沢) 公法上の損失については受認義務があると行政法学者はいう。

(真崎) 第6点については。

(加舎) 今回の規制法改正は、第三者損害賠償措置を要求するものであるもので、この点別枠にしないと説明がつかないから尋ねている

(今村) 保険金額の外枠にすると却つて担保能力から保険金額が減ってしまう。

(真崎) 解釈が統一したらそれに従うが、保険金額のうちせいぜい15%が能力から減じよう。

第7点は、自動復元方式はムリ、イギリス式ならなしうる。^[ママ] 新たな契約ならゆける。

第8点は、未だ決めていない。特約があればそれによる。

第9点は、前述。

第10点は、前回に述べた通りで今日は決めかねる。

第11点は、時効の問題。

第12点が重要な問題。商法の保険の規定は広くは認めないと思う。

被害者を保険者にもつてくることは特別法による解決を待つ。

(長崎) 保険約款から外しても商法の規定が働らくから、第12点は現状の方がよい。

(我妻) 保険契約者は設置者だから、事故があると求償するのか？

告知義務違反を無効でないといわれると保険会社はどう困るか。

(真崎) informationが契約に必要とされている。これを直せば将来に向つて有効と

料が提出された。

「第6回委員会資料
第4号¹²⁹⁾
第1回「原子核災害に対する民事責任及び国家責任に関する専門家会議」¹³⁰⁾について
(Panel of Experts on Civil Liability and State Responsibility for Nuclear Hazards)
1. 標記会議は、1959年2月23日から2月28日まで、ウイーンの国際原子力機関に於いて開催された。会議は、毎日午前10時から12時30分まで及び午後3時から6時30分まで行われた。
(但し、28日は午前中のみ)
2. 出席者は、次の通り。
Mr. Belli, Italy (accompanied by his adviser and alternate Mr. Cerri)
Mr. Carruthers, Great Britain (accompanied by his adviser and alternate Mr. Batten)
Mr. Lekur, India
Mr. Nagasaki, Japan
Mr. Nicolaiev, U.S.S.R. (accompanied by Mr. Zukin, Mr. Erssev and Mr. Cytrkiras as adviser)

してもよい。

(我妻) 告知義務違反は実際はないと思うが今の案は第三者〔以下、資料は発言が切れている。……小柳注〕

129) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部 [編]『我妻栄関係文書目録』(2003年) 119頁「【13】原子力①4 補償関係3.災害補償専門部会関係2) 原子力災害補償資料(自第二回至第八回) 綴」中の資料。

130) “LEGAL PROTECTION AGAINST NUCLEAR DAMAGE”, <http://www.iaea.org/Publications/Magazines/Bulletin/Bull011/01102001516.pdf>で内容の概略を知ることができる。15頁右側には長崎委員の名前が見える。

Mr. Zallivar, Argentina

Mr. Ruegger, Switzerland

Mr. Winkler, Czechoslovakia, (accompanied by his adviser and alternate Mr. Seiner)

この外、会議のSecretariatのMr. Kőnz (U.S.A.) I.A.E.A.のLegal DivisionのDr. Esser (West Germany) とMr. Nassivkofsky (U.S.S.R.) が常時出席した。第1日には、I.A.E.A.事務局長Mr. Coleの挨拶があつた。なお、Mr. Riad, United Arabは第1回会議には出席しなかつたが第2回以降出席する。

3. 議長 議長にはAmbassador Ruegger(同氏欠席の日はAmbassador Winkler) がなつた。同氏は、会議冒頭において、この会議の委員は各国代表ではなく、personal basisで任命された専門家であることを強調した。

4. 会議の用語 会議の用語は英語であるが、ニコライエフ氏の動議によつて、英露、露英の同時通訳が行われることになつた。

5. 第1回会議は、配布資料に基き、事務局で用意した条約草案の問題点について一通り予備的な論議を行い、これに基き第2回会議までに事務局で第2次草案ないし代案を用意するという方針の下に行われ、活発な意見の交換が行われた。その要旨は別紙〔後述……小柳注〕の通りである。会議外の個人的接触も重視されたが、会議の見通しについて、例えば、ニコライエフ氏(ソ連)が小生に対し、「カルーザ氏(英)は結論を得るためには数年かゝるだろうといつているがどう思うか」と問うたことがある。小生は、「輸送中の賠償責任の問題は速やかに国際的に解決を図る必要があると思う。原子力産業、災害補償の法制等発展段階の異なる各国の意見を合致させるのはなかなか困難なことだ。」といつておいた。結局「会議はいろいろの点で有益である。」ということになつたが、果して短時日にまとまるものかどうか国際会議に全く経験のない小生には率直にいつて見当がつかない。たゞ、米英、西独、スイス等は既に補償立法に一步を確実にふみ出している国であり、また、条約草案作成に関与している国々は根本において意見が疎通しやすいのではない

かという印象を受けた。いずれにせよ、わが国としても別紙のような問題点は、どれ一つとつてもわが国の法理、法制として画期的な問題を含んでいると思われるので、慎重な検討を積み上げる必要があると思料する。

6. なお、会議の途中において次のような諸問題その他についてI.A.E.A.の各部門の専門家からヒアリングを行い、質疑が行われた。

(1) Mr. Tait: Theoretical Possibilities and Consequencies of Major Accidents in Large Nuclear Plants.

(2) Mr. Servant: Emergency Measures.

(3) Mr. Hug: Nature of Nuclear Injuries.

(4) Mr. Barker: Transportation of Nuclear Fuel Oil and fo Radioactive Meterials and Waste.

(5) 原子炉の安全性について

(1)の意見〔Mr. Taitの意見……小柳注〕は、災害の予測はspeculationであるが、炉が適正に操作されれば、災害はほとんど起らないという楽観的意見であつたが、これに対し、ダイヤモンド氏〔アメリカ代表……小柳注〕から最近のペンシルヴァニア大学の報告書を参考にすべきであると述べられた。なお、使用済燃料の輸送問題については、小生からも、特殊の輸送船を要するか又は貨物船に特殊の装備を要するものであるかどうか質問したが、普通の貨物船で輸送されている例があるという回答であり、この問題については更に資料の蒐集が約束された。

7. 第2回会議は、5月11日から約1週間にわたって開催される予定である。〔我妻博士による手書きメモ……小柳注〕

(1959-3-17)

長崎正造

以上の報告には次の「別紙」が添えられていた。以上の報告がいわば客観的に会議の全体の模様を伝えるのに対して、別紙は、個別の問題点について検討するとともに、長崎委員の個人的な意見をも伝えている。

資料4号別紙¹³¹⁾

(別紙)

1. 原子核災害民事賠償責任保険規定の統一性について

原則的には国内立法の問題であるが、最少限の条約規定を設けること、少くともそのような努力をすることはよいとされた。ロクール氏〔インド代表……小柳注〕は、モデル立法に止めるべきであると主張した。

2. 絶対責任について

方向としては賛成意見が多かったが、免責の範囲をどうすべきかについては、結論をえなかつた。(例えば不可抗力を免責とすかどうかは国内立法に任せるべきであるという意見あり)

3. 因果関係の立証について

過失の立証は不要としても原子核事故と原子核損害との因果関係の立証は必要とされたが、因果関係をどうみるかは国内法の問題とされた。

4. 二以上の施設から事故を生じた場合の責任について

連帯責任とするか、その場合には求償関係を残すべきである等論議された。

5. 民事責任の制限について

責任制限が望ましいことについては異論がなかつたが、最低金額を一律とする案のほか、事務局で更に別案も研究することになった。条約で決める最低金額は、低い方がよいという説が有力であつたが、ダイヤモンド氏〔アメリカ代表……小柳注、なお、先の資料ではダイヤモンドと表記〕は高い金額を主張し、リューガア氏〔スイス代表……小柳注〕はこれに同調した。

また一件当りの金額を制限すべしという意見もあつた(ロクール氏)。

131) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』(2003年)119頁「【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係2)原子力災害補償資料(自第二回至第八回)綴」中の資料。

6. 責任制限の基準について

バッテン氏〔英国代表……小柳注〕から、保険者としては一施設について責任制限を行うほかない旨述べられた。またカルーザア氏〔英国代表……小柳注〕から英国の立法では、cover periodという考え方によつて保険者の考え方との間に調整を行つていることが説明された。〔「保険金が2割くらいになつたら別保険を出発させる」との我妻書き込みあり〕

7. 責任の集中と求償権の放棄について

カルーザア氏は責任集中が、(イ)過失の所在を明らかにすることが困難であること(ロ)責任制限の趣旨を貫くことのため必要であると主張し、その結果求償権の放棄が起ることについて述べたが、求償権の放棄については、小生を含め若干の委員が賛成を保留し、再検討を望んだ。なお、ニコライエフ氏〔ソ連代表……小柳注〕は、核燃料又は放射性物質の供給国は、それらが供給国を離れたら一切免責とすべしと主張した。米英は特に発言しなかつたが、この点では全くソ連と意見が一致するものと観測される。

8. 国家の責任について

この問題は、(1)第一次的に民事賠償責任を負担すべき者に代り又はこれを補完する意味における国家の責任 (Residual civil liability of states) と(2)現行のcivil lawでは賠償されない性格の災害に対する国家の直接の責任に分けて考える必要があるとされた。

(註) (2)の問題は、後述のようにpublic international responsibility of statesの問題ともあわせて論じられているが、この三者の区別は会議中も、また現在も小生には必ずしも分明ではない。

(1)の問題についても、なるべく国内立法に委すべきであるという意見があつたが(例えば、ニコライエフ氏は、ソ連では直接国家の炉から災害を蒙むことは考えられないし、また、国内問題としては、社会保険が問題を解決しているとした)何らかの最少限の条約規定を設けることについては反対意見は少なかつた(ロケール氏は拘束力のある規定を設けることには反対と見受けられた)。なおニコライエフ氏は条約草案第5条〔「当事国が他の定めを有する場合を除いて、もし原子力事故が敵対行為、侵略、内

乱、暴動、又は異常なる性格の巨大な自然災害 (grave natural disaster of an exceptional character) の結果であるならば、その原子力事故に基く損害に対して責任はない。」¹³²⁾との規定のこと……小柳注]の表現は国家所有施設の責任については極めて不適切であると強く指摘した。

(2)の国家の直接責任については、条約は何らの規定を設けるべきではないということに意見が一致した。

9. 国家の国際的責任 (international responsibility of states) について

セリイ氏 [イタリア代表……小柳注], カルーザア氏, ウインクラア氏 [チェコスロバキア代表……小柳注], ニコライエフ氏等何れもこの点に関する条約草案 [第8条¹³³⁾ 国の責務 1. 施設国は, 本章にしたがって, 原子力事故から生ずる全ての原子力災害に対して賠償をおこなう責務を有するものとする。……2. 本条1項において創出された債務は, 他国及びその国民に対してのみ存在するものとする]等の規定のこと……小柳注]の規定について反対意見を開陳した。

その趣旨は(イ)内外人無差別の原則さえ規定すればよい。(ロ)国際法上未解決の難問であり, この専門委員会の扱うべき問題ではなく, むしろ外国交渉の問題である。(ハ)国連のInternational Law Commissionの問題である。等である。

ニコライエフ氏は, 国家の国際的責任に関する規定 (条約草案PartⅢ) は削除し, 次回の会議以降論議しないことにしたいと主張した。しかし全面的に論議の外におくことについては, 議長リュウガア氏, カルーザア氏, セリイ氏, ダイアモンド氏などが賛同せず, 簡単には結論がえられなかつ

132) 訳文については, 第6回委員会資料第1号「原子力災害に対する第三者責任 (Liability) 及び国際的責務 (Responsibility) に関する条約草案 国際原子力機関 昭和34年3月 日本原子力産業会議」(東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部 [編]『我妻栄関係文書目録』(2003年) 119頁 [【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係2) 原子力災害補償資料 (自第二回至第八回) 綴]中の資料。) による。

133) 訳文については, 同上資料参照。

たが、結局「紛争の処理」については、草案としてnational basisで提案すべしというリュウガア氏の意見に従うことになった模様である。

10. 定義について

(1) カルーザア氏は、条約の取扱う「損害」の範囲は、できるだけ狭くして、特殊な損害即ちionizing radiationによる損害に限定すべきであると主張した。ダイヤモンド氏は反対意見。

(2) 被用者に対する損害を何故除くかについても質疑があつたが、この点は被用者の保護を一般第三者と区別する趣旨ではないと説明された。

11. その他

小生としては、

(1) 陸上原子炉災害に関する限り、隣接諸国との間に問題の起る可能性の少ない国では国際的な取極めに関する関心が比較的薄いのが、使用済燃料の返送の際の賠償責任の問題は国際的に解決されるべきであることについて注意を喚起した。

(2) 求償権の放棄については、責任の所在が明確な場合にもなお且つsupplierを免責とすることがよいか甚だ疑わしく、この点に関して留保すると共に事務局に再検討を要望した。

(3) 保険者として責任制限を施設当りとする事並びにcover periodの考え方についてはバツテン氏及びカルーザア氏に賛意を表した。

(4) 第7条〔権限及び手続に関する規定のこと……小柳注〕の規定について予備的意見を求められた際、特別の異議がない旨を述べたが、この規定が若干の問題をはらんでいることは、その後の論議を通じてこれを知つた次第である。

1959-3-17

長崎正造記

(イ) 国の許認可責任

第6回の冒頭では、以上の資料に関連して、次のように、原子力損害賠償の前提として重要な議論が行われた。それは、仮に、原子力損害賠償制度に於い

て国の関与・補償がおこなわれるとすると、そのことは、国の許認可とどのように関連するかの問題である。

この点については、次のやり取りが重要である。

「(我妻) 補償についてcivil lawの範囲で対象しうるものとそれ以外のものとに別けて、国家の受持つ分野をはつきりさせることができるのではないか。ただこの両者はしばしば混同されて論議されているので問題が紛糾する。また国際司法裁判所の役割についてもはつきりしないこともあり、またそれに加わっていないソ連圏の反対は当然予想されることである。……中略……

(真崎) ビキニの問題では漁夫に代つて国家が米国に損害賠償請求を行つたが、これは公法上の問題となつている。原子炉等の場合国際的に国家の責任を問題とする場合には当然国内的にもかような施設を許可する国家の責任が問題にされていると見るべきだ。

(石川) 国によつて生活水準も異つているので、それぞれの国の決めた補償額に他の国が被害を受けた場合にその請求の限度とするような国際取決めをすることも考えられる。

(有沢) 内外人平等という原則を国際的に抹消するとすれば当然そうなると思うが……。

(真崎) しかし、被害を受けた者が国際裁判所に提訴した場合、裁判所は加害国の補償限度を超えた額を判決することになると問題が起る。

(竹内) ただ一つ、国家が許認可をした場合に当然国家が事故等に補償する責任をもつべきだという思想については慎重に検討する必要がある。

(我妻) 許認可と補償責任とは直ちに結びつかないと思う。〔下線部は小柳〕

以上のように、我妻博士をはじめとして、部会の中心的メンバーは、「許認可と補償責任とは直ちに結びつかない」という立場であった。

なお、時期は明確ではないが、我妻博士のルーズリーフには、次の記述がある。これは、国家補償について、補完的賠償責任と見ることは難しいことを意味すると我妻博士が考えていたこと及び国家の直接責任とも考えていなかったことを示すものである。

国家補償の問題 —— 考え得る疑問

- ① 補完的賠償責任の立場で国家補償を認める立法あるか
- ② 国家の直接責任という観念（34Ⅲ17長崎氏の報告〔先述の昭和34年3月17日付長崎委員の報告……小柳注〕による）

保険のexcessの部分を含むかcivil lawの責任以外の国家補償をいうのか疑問

国際公法の問題となるということも疑問。外国領土の住民に損害を与えたときに、その国の標準以下の補償しかしないとすれば問題か？

〔以下白紙〕

同時に、我妻博士は、国の補償体制を排除するとか、或いは、およそ許認可は国の過失責任の対象になり得ないという立場でもない。我妻博士は、許認可責任を別の問題として捉えた上で、民事的な原子力補償体制の構築を意図したのである。

ウ. 科学技術庁原子力局からの原子力保険の問題点の指摘

第6回では、前回につづいて原子力保険についての審議が行われた。その際に中心になったのは、昭和34年3月18日に科学技術庁原子力局長佐々木義武から日本損害保険協会専務理事葛西浩宛に提出された質問である。それは、次のとおりである。

第6回委員会資料第2号¹³⁴⁾

34原局925号

昭和34年3月18日

134) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）119頁「【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係2）原子力災害補償資料（自第二回至第八回）綴」中の資料。

日本損害保険協会
専務理事葛西浩殿

科学技術庁原子力局長
佐々木義武

原子力賠償責任保険普通約款（案）の問題点について

現在御準備中の原子力賠償責任保険普通約款（案）に関連し、下記の諸点につき更に御検討の上御回答を煩わしたい。

記

- (1) 被保険者の中に記名被保険者及び原子力施設に関連して賠償責任を負う他の一切の人又は機関（その他の被保険者）を含むことの可否。またこの場合外国人を除くことの可否。
- (2) 保険金^{〔ママ〕}は、被保険者の名において、直接第三者に支払うべきことの可否。
- (3) 核燃料物質及び使用済燃料の輸送に伴う損害についてもてん補の対象とすることの可否。
- (4) 第1条第1項の偶然的事故を改め、いわゆるオカレンス・ベースを採用することの可否。
- (5) 第1項の責任の範囲の中に汚染危険のために公権の命令に基く損失を含むこと又は明記することの可否。
- (6) 第2条第1項第2号（訴訟費用）、同第3号（損害賠償請求権の保全等の費用）、同第4号（損害拡大防止措置または軽減費用）のてん補に関しては、その保険金額を外枠とすることの可否。
- (7) 第2条第3項の保険金額の漸減方式を復元方式とすることの可否。
- (8) 第3条第2項の保険期間が始つた後、保険料領収前の免責趣旨を改めることの可否。
- (9) 第5条第1項第2号の放射能の緩慢な累積の免責を改めることの可否。
- (10) 第5条第1項第5号の地震または噴火の免責を改めることの可否。
- (11) 第5条第1項第9号の事故発生日から10年経過後の免責を被害の原因

がなくなつた日から20年経過後は免責とすることの趣旨に改めることの可否。

- (12) 第6条第3項の予防措置の義務違反の免責，第7条第2項の変更の通知受領までの免責，第8条第3項の事故発生後の義務違反による免責または控除および第11条第3項の不実の記載等の免責に関しては求償権の留保とすることの可否。

エ. 部会審議の内容

重要議論のあった問題は，被保険者の範囲（責任集中），直接払いの可否，緩慢な蓄積の影響，退避についての賠償の可否などである。

(ア) 被保険者の範囲（責任集中）

被保険者の範囲と責任集中の関連が問題にされた。被保険者について，約款案（第2次案）解説書（1頁）¹³⁵⁾は，次のように記載していた。

(3) 被保険者——普通保険約款の被保険者は原子炉設置者である。たゞし，この約款では，被保険者があらかじめ事業関係者との契約により，本来ならば事業関係者が負担すべき賠償責任を肩代りして引受けている場合には，その契約により肩代りされた賠償責任も担保する（第5条第6号但書）。また，被保険者があらかじめ事業関係者に対する求償権を放棄する契約を事業関係者と結ぶことを拘束していない（求償権が放棄してあれば，第16条の保険代位も成立しない）。従つて，研究炉における他の大学の教授やその他の施設利用者・原子炉の設計者・建設業者・納品メーカーまたは核燃料貸与者の如き事業関係者は，上記の2方式により間接的にこの保険の保護を受けることになる。肩代り責任引受けと求償権放棄の契約は，

135) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）119頁「【13】原子力④4補償関係3. 災害補償専門部会関係2）原子力災害補償資料（自第二回至第八回）綴」中の資料。

この保険の告知・通知事項とする予定である。

以上のように、保険約款は、被保険者を原子炉設置者とした。その上で、事業関係者（「原子炉の設計者・建設業者・納品メーカーまたは核燃料貸与者」等）については、被保険者が事業関係者の賠償責任を契約で肩代りして引き受けている場合には、そうした事業関係者の賠償責任についても担保する。約款案第5条は、（てん補しない損害）についての規定であり、「当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによつて被る損害をてん補する責めに任じない。……(5)被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特約ある場合において、その特約によつて加重された賠償責任。ただし、第三者が負担すべき法律上の賠償責任を被保険者が特約により負担した場合を除く。」と規定する。この但書は、法律が責任集中制度を規定する場合に、原子炉等設置者が燃料納入業者等の責任を引き受ける特約を設けたときに、保険がその賠償責任をカバーすることを意味している。この場合に、原子炉設置者と事業関係者との間で求償権放棄の特約を締結することも可能であり、この場合、保険会社は保険代位をなしえない。

これに対して、質問の趣旨は、そもそも特約を結ぶことなく、「原子炉の設置者以外の原子炉施設に関連して賠償責任を負う一切の者を自動的に被保険者（群）とする」〔後述の「原子力賠償保険約款（案）審議の要約（案）」（第10回資料）の表現……小柳注〕とする方式は採用できないかである。保険約款案によると、事業関係者の賠償責任も原子炉設置者が担保するとの特約があれば事業関係者の賠償責任を保険がカバーするが、特約がない場合には、事業関係者の賠償責任について原子力保険が担保しない。それ故、被害者保護に欠ける恐れがでてくる。原子力局の質問は、事業関係者の賠償責任についても、「自動的に被保険者（群）とする」ことで保険がカバーできる方がよいとの趣旨である。なお、外国人（外国納入業者）については、自動的にカバーするものとは予定していない。

これについて次の応答があった。

「(真崎) 損保の小委員会委員として佐々木局長の質問にお答えした方がよい

と思う。これを、CP-5¹³⁶⁾の保険約款案について検討したい。今は9月1日を予定しているが努力目標を定めないと作業に関連がある。

……（我妻）では質問についての回答を。

（真崎）政令に関係あると思うが。

(1)については、第5条の免責(6)において、明らかなように特約を結べば保険でカバーするよう考えている。外国人も特約を結んで保険対象に入れるべきであると考えている。

（加舎）原則は、除くものとして、特約を認める方向がどうだろうか〔……《原則と例外を転換して、原則として含めるとする方が良い》という趣旨……小柳注〕という意味の質問である。

（我妻）被害者保護を考えると全部含めた方が良いわけで、特約を認めることにしておけば、その方向に行きそうだ。

（長崎）IAEAにおいて回答を留保したが、これは条約で縛ることについてで、特約をするのなら認めうる。

……（中略）……

（我妻）第三者のことを考えれば、operatorに集中して貰わぬと困る。

（竹内）求償権の行使の難易が保険料率に影響しよう。

136) 原子力委員会月報第1巻第7号は、「日本原子力研究所は、ウォーターボイラー型原子炉1基を米国から購入するとともに、CP-5型原子炉1基を米国に対し発注することとなった。」と伝える（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V01/N07/19561104V01N07.HTML>）。これは、東海村の原研2号炉（JRR2）になった。第38回衆議院科学技術振興対策特別委員会16号 昭和36年05月10日は、原研2号炉の法律問題について「（日本原子力研究所東海研究所化学部分析化学研究室員・日本原子力研究所労働組合員中島篤之助）これはまことに恥ずかしいことでありますが、原研の中においても、実は第三者補償〔従業員補償のこと……小柳注〕の問題をわれわれは再三要求しておったのであります。始めましたのはCP5型、つまり、五十キロワットのおもちゃのような原子炉〔JRR1・原研1号炉のこと……小柳注〕ではなくて、CP5第二号炉が動き出すことになって、防護隊を作らなければいけないということになって、初めて理事者側が真剣になりまして、われわれと打ち合わせて作ったという現状でありまして……」との発言がある。

(我妻) 集中するとsupplierのための保険となる。

(真崎) アメリカでもこの問題に悩んだ。しかし、処理としてはこれ以外にない。コールはこの故に、先進国、後進国の議論をすると怒る。

保険約款案は皆さんの意見に副ついていると思う。」

以上のように、原子力保険の被保険者問題の背後にあったのは、責任集中の問題であった。責任集中を行う場合には、とりわけ原子炉製造業者、原子燃料納入業者などの事業関係者の多くが外国企業であるときには、原子炉設置者の保険付保は「外国人のための保険」(我妻)になってしまう。しかし、被害を受ける第三者保護を考えれば、事業関係者による損害を保険がカバーすることが必要であり、そこに悩みがあった。しかし、保険会社側は、諸外国の例などを引用しながら、原案を維持した。後に、長崎正造氏が昭和34年11月にジュリスト190号に発表した「原子力保険の現段階と原子力損害賠償責任保険約款について」論文では、「被保険者 原則として原子炉所有者又は運転者であるが、『被保険者拡張特約条項』によって、このほかに、事業関係者が含まれる。」と述べている¹³⁷⁾。

(イ) 直接支払い

保険金を被害者に直接支払いなしうるかについて、次のような議論があった。「(真崎) 第2の点については、こうするためには、自動車賠償法のような特別法が要ると思う。

(我妻) 特別法ができるのと困るのではないか。被害額が種々に違うと処理が大変だ。被害者の集団ができようが。

(有沢) 被害額はどのように決めるか。

(真崎) 保険会社は黒幕になつて個別に処理する。

137) 長崎正造「原子力保険の現段階と原子力賠償責任保険約款について」ジュリスト190号(1959年11月15日号)34頁。最終的に、昭和35年1月30日に大蔵大臣宛に原子力保険事業免許申請書を提出した際に添付されている原子力損害賠償責任保険普通保険約款では、先の約款案5条6号に相当する規定として約款7条6号があり、これを裏付けるために、「被保険者拡張特約条項」(「別記特約条項その二」)が設けられている。

(我妻) 集団にまとめて処理する方式を考えないと困る。現行の個別的な方式は大変だ。

(竹内) 直接支払は、自動車運転手のような零細な場合に必要なのではないか。

(加舎) 抵当権者の存在することが考えうる。また支払が迅速円滑になる。

(我妻) 他の債権者が優位に立つことは一旦支払つても取戻されるのだ。

(長崎) 特別立法が必要ではないか。

(我妻) それは被害者に直接支払う問題ではなく、債権の優先順位の問題だ。

(我妻) 個別処理では困るという点を私はいつている。

債権の順位については賠償責任保険ではダメで、第三者のための保険にしないと処理しえない。」

以上の次第で、この点についても原案が維持される方向であった。この問題は、実際の被害が生じたときにどのように処理するかの問題であり、後に、紛争処理に関する特別の制度の構想につながっていく。

(ウ) 緩慢な蓄積

いわゆる緩慢な蓄積による被害と事故との関連についても議論があった。保険約款案では、事故があったことを被害者が立証しなければならない点が問題とされた。

「(加舎) 許容量を超えた場合にすべてカバーされるかどうか、また許容量以下で事故を起こした場合にはカバーがないとのことであるがそれでよいかどうか。ともかく偶然の事故という表現は避けオカーレンス・ベースをはっきりさせたいという点について議論をして頂きたい。

(今村) 許容量を超えれば事故になると解する。“偶然の事故”というのは慣習である。

(我妻) 蓄積の場合を考える必要があるという意味？正常運転でも事故を起すことがあるのか。

(井上) 万一の場合である。

(長崎) それはownerでなく国家の責任とみるべきではないか。

(真崎) サクレーの事故は許容量に達しなかつたけれども事故だつた。これは、第9の点にも関連する。これは将来とも固執するつもりではないが他の例

を見て漸次的に検討してゆくもの。

(我妻) 許容量以下であつて事故があれば原因ははつきりしないが。

(真崎) 自然放射能があるから因果関係がはつきりしなくなる。

(金沢) 工場廃水規制法では、基準を決めるが責任問題を生じたときは別に民事責任を決めるというゆき方をとつている。日本と違つてアメリカはこれに放射能を含めている。人体の許容量でなく廃水の許容量を決めるとそれは行政上の基準にすぎぬ。

(真崎) 第9点については自然放射能の累積は持たぬという意味にしたら了解する。解釈が統一したらこれに従うということ。

(今村) 諸外国が正常運転の場合を担保しているかどうかは知らぬ。

(加舎) 許容量以下で出していて施設の事故もあつた場合はどうなるか。

(今村) 緩慢な累積に入ると思う。免責されよう。

根拠なき請求というのが最も警戒される。それをはつきりさせることが必要なのである。

(我妻) 偶然はとつてもよいのではないか。

(真崎) 検討する。」

以上のように、この点については、保険会社側は、放射能の「緩慢な蓄積」による被害については、「根拠なき請求というのが最も警戒される。」との理由から保険が担保しないとの立場であつた。とはいえ、「許容量を超えた場合にすべてカバーされるかどうか」という点は、一応肯定されたようであるが、「許容量以下で事故を起こした場合にはカバーがないとのことであるがそれでよいかどうか。」については、結局、「(我妻) 許容量以下であつて事故があれば原因ははつきりしないが。(真崎) 自然放射能があるから因果関係がはつきりしなくなる。」などの理由で否定的であつたと考えられる。

(四) 退避と賠償

更に、問題になつたのは、退避費用について、保険が担保するかであつた。これについては、次のような議論があつた。

「(加舎) 大事をとつて退避させた場合を尋ねている。

(今村) 予防的退避は担保しない。放射線による被害が対象である。相当因

果関係。

(我妻) 入らないだろう。

(竹内) 公権によつて立退を命じた場合負うか負わぬのかの問題ではないが、アトから測つたら汚染がなかつたという問題はおかしい。

(我妻) そのとき正当な措置ならcoverすべきでないか。

(真崎) 保険約款が拡大の傾向にあるといえる。

(杉村) 原子炉事故があつたのなら当然入るべきではないか。

(真崎) 裁判所で決めてみないと判らない。

(金沢) 第1条「災害につき」の意味は「災害に関して」より狭いのか。

(我妻) それは文のアトの方にかゝるようだ。

(加舎) それは非公式に説明を聞いたので略した。漁業権や精神的慰謝料が入るかどうか。

(真崎) 入ると思うが労働者に対しては枠で支払っているのと比べるとやゝ脱線した議論、民法で決まる。

(我妻) 基本法の問題だろう。事故時にどこまで退避させるか。その損害賠償。

(金沢) 公法上の損失については受認義務があると行政法学者はいう。」

以上のように、具体的に問題になっているのは、「大事をとつて退避させた場合」であった。これについて、我妻博士の立場は余りはっきりしていない。一方で、「(今村) 予防的退避は担保しない。放射線による被害が対象である。相当因果関係。(我妻) 入らないだろう。」という応酬がある。他方で、「(我妻) そのとき正当な措置ならcoverすべきでないか。」という発言もある。また、「(我妻) 基本法の問題だろう。事故時にどこまで退避させるか。その損害賠償。」という発言もある。あまりはっきりした態度を示していないように見える。なお、この次の第7回では、長崎委員が「公権命令による退避の費用」について汚染損害がなくとも保険がカバーすると述べる。残るのは、自主避難の問題である。

以上のように、第6回は、原子力保険の本格的な検討が開始された段階である。

(7) 第7回昭和34年4月16日

ア. 原子力委員会月報の記述

第7回について原子力委員会月報4巻6号(昭和34年)は、次のように伝える。

「配布資料

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律に対する付帯決議
- (2) 西独原子力保険プールによるドイツ連邦共和国大蔵大臣宛陳情抜粋
- (3) 第6回原子力災害補償専門部会議事録

議事内容

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布に至るまでの経過報告が事務局から説明された。次いで原子力賠償責任保険普通保険約款案の問題点に関する見解を損保側専門委員から述べられ、検討を行った。それらの問題点は保険料、輸送、Occurrence base、公権の命令、復元、地震、時効、告知義務違反等であった¹³⁸⁾。」

イ. 部会審議の内容

第7回¹³⁹⁾では、前回に引き続き、原子力保険が議論の中心になった。責任集中、直接支払い、緩慢な蓄積、退避措置と賠償について長崎委員から次のよ

138) 原子力委員会月報には、出席委員等の名前が記載されていない。議事録の「2. 出席者」の記事によると、出席した委員等は、次のとおりである。

「専門委員：我妻、金沢、星野、竹内、福田、長崎、真崎、杉村、同代理：北山、尾身（通産）、宮原（大蔵）、城川（原研）、稲畑（産業会議）、原子力委員：有沢、石川、原子力局：法貴、井上、ほか、幹事：加舎、鈴木、川島」

139) 「5. 議事経過

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」が公布に至るまでの経過報告

（我妻）一部改正法のその後の経過報告を事務局より説明願いたい。

（加舎）一部改正法は次のような経過を経て政府原案どおり可決成立、4月4日に

公布された。

3月11日衆議院科学技術振興対策特別委員会可決

3月12日衆議院本会議可決

3月26日参議院商工委員会可決

3月27日参議院本会議可決

なお、衆議院科学技術振興対策特別委員会で、配布資料(1)のような附帯決議があった〔この回の議事録は「つ」をしばしば小さな「っ」と書いている……小柳注〕。

(2) 原子力賠償責任保険普通保険約款案について

（我妻）先回の申し合せにより本日はまず損保側専門委員より約款案の問題点に関する見解を述べて頂きたい。

（長崎）(1) 設置者の外にsupplier等を含める点については保険料が高くなるということもあり、普通保険約款の体裁としては、群方式をとらず、契約者の希望により特約でcoverするか或は又設置者とsupplierとの免責契約を告知してもらって肩代り責任を担保するという方法を考えている。外国人についても同様の考え方となろう。

責任を設置者に統一することには求償権放棄の問題が絡んでくる。重過失についても免責するとなると保険のコストが高くなり、公共の見地からも問題がある。しかし米英では現在責任の統一集中の建前をとっている。

(2) 次に第2点は保険金支払についてだけならば被保険者から委任状をとって直接被害者に支払うことができる。

(3) 輸送については国内輸送又は廃棄物の海中投棄までは特約でcoverするが国際輸送については、国際私法上の問題もあり、できるだけ早く引受けうるようにしたい。

(4) 次のOccurrence baseについては、約款で偶然の事故といっているのは突発的の事故であるとは限らない。予期しない事故ならばこの中に含まれる。ただ緩慢な放射能の累積は免責にしている。この点は規制法のいう事故と同じと考えて『偶然』はとつてもよいと考えている。正常運転による災害はやはり保険会社としては当面ははずしてもらいたいと考えている。

(5) 公権の命令による損害については、一応この保険では放射能による物の滅失、人身の被害が現実起っている場合で線をひき、限界をはっきりさせたいと考えている。損害査定技術的に見ても保険料算定上からも一応線をひきたい。ただし公権命令による退避の費用等は現実汚染損害がなくても支払うべきではないかと考えている。

なお、将来の問題としては間接損害をcoverするかどうか、するとしてもどこまで

支払うか明確にすることが望ましいと考えられる。また、身体障害についても1人当りの金額も或る程度抑える方がよいのではないか。

(6) 次の訴訟費用等を外枠にする点については保険金額最高額とのにらみあわせの問題である。

(7) 復元の問題を自動復元は困るが、被害の範囲がはっきりしているときは、追加保険料で復元できる。

(8) 保険料徴収については猶予期間を設けることを考えているが他の保険との関係もあるので最終的につめられていない。

(9) 緩慢な累積の問題は(4)の事項との関連である。

(10) 地震については関東大震災以来の懸案である。戦時中に国が責任をもつ地震保険を作ったことがある。地震危険を担保すると保険料が非常に高くなったり、保険金額が極度に制限されるおそれがある。保険料が高いという事は保険会社はPayするが被保険者がPayしなくなるということも考えられる。この点はなおしばらく時間をかけて研究させてもらいたい。

(11) 時効については、保険会社は原案どおり10年としたい。

(12) 告知義務違反の効果等については、他の保険に比して緩やかにしているつもりである。

(真崎) これらの問題点については前回以来検討してきた。第1条の『偶然的』という文字をとった。これと関係して第5条の『緩慢な累積』についての文言は『正常運転』と変えることとしてもよいと考えている。放射能ノイローゼのような心理的な被害の申立は既に水戸でのケースがある。保険は勿論これを担保しない。

(我妻) 告知義務を保険契約者に課することについて、保険会社はどのような利益があるのか。

(長崎) これは料率と関係している。

(杉村) その他に引受の条件と関連する。

(我妻) それならば違反が明らかになった時に料金を遡求したらよい。

(長崎) しかし事故後にそのような事を調整することはいけない。

(真崎) 海上保険では、船の耐航性(seaworthiness)の担保(warranty)については或るlevel以下のものを保険につけることは出来ない。それ以上のlevel船舶であればやはり保険料率に関連してくる。しかし英国の自動車賠償強制保険法のように特別法によって規定されたとしたら告知義務違反があっても保険会社がもたなくてはならなくなるだろう。

（我妻）原子力の場合、それほど個別的につめられたものではなく、他の保険と異っていてもそれ程不都合はないと思うが……。被害者保護^(ママ)という点からいえば告知義務違反の場合どうなるのか。

（真崎）特別法規で被害者保護に踏み切っていない場合は外国の再保険者が大部分の保険金を再保険者に出しているの、国際的に告知義務違反を承認しなければこのようなことを保険会社では引受けられない。

（我妻）ここに出ている条項は各国共通であるか。

（真崎）米国の自動車責任保険証券では、すでに被害者もまた保険会社に直接請求権を有し、保険契約上の保険関係者であるとのためまえが成立している。原子力局長照会第12項に並べた程多くの免責条項があるとは思えない。

（我妻）どうも他の一般責任保険の条項がそのまま入っているようだが……。

（竹内）果して変更、義務違反がそれ程しばしば起るかどうか。

（真崎）賠償保険は保険者のすべての損害をcoverするのではなくて、その被害を社会的にどのように公平に負担するかの問題の一部と考えられる。

（長崎）告知事項については国家が十分監督しているので特に要求しなくてもよいという筋もありうる。

（竹内）また保険会社自体がinspectしてもよい。

（我妻）まず附保する所でしっかり抑えておくべきであろう。

（長崎）告知義務違反と事故との因果関係がなければ保険でcoverする。

（井上）将来特別法が出来た場合、これらの条項を削除してもらう。ただし法律の中で通知義務を規定するとしたら解決するのではないか。

（加舎）現状において解決策を見出すべきではないか。

（我妻）それにしても保険会社が再保険に出せないとすれば、民間保険でcoverするという建前が崩れるのではないか。結局民間保険で精一杯引受けられる限度を明らかにする事が必要だ。

（星野）告知義務違反について内容について考えることはできないか。例えば、保険料の範囲内でここまではcoverできるというようなことは計算上考えられないか。

（長崎）その点は、非常に困難だと思う。

（有沢）規制法〔原子炉等規制法のこと……小柳注〕では一定の保険をつけることを条件に許可しているのだからその金額以下では困る。保険会社にどれだけのものを告知する義務を課すかが問題で法律上の要求事項以上になるかどうか。

（金沢）設置者はfinancial protectionをもつことを義務づけられているので、告知

義務に違反しているためにfinancial protectionが無効になるのでは困る。理論的には解除と同時に別の保険が成立していなければならない。

(竹内) しかし保険会社は締結義務を課せられていない。そこに問題がある。

(金沢) それは確かだが、解除されれば、設置許可が無効になるとみられる。そこに保険の更新というようなfictionがないと中断がおこる。

(竹内) それは国家に通知されたものが、直ちに保険会社に通報される。又は保険会社が調査する等、この条項の発効を防止するような方法を考えるべきだ。

(加舎) 問題点の12は、第4条の告知義務違反ではなくて、支払をしないというところに問題がある。6, 7, 11条等の問題である。

(真崎) 公然と解除するならばはっきりするが、実際の事故があった場合に、これらの条項で免責を主張することを防止したいという事だと思う。たしかにドイツ法案第37条の「保険の穴」というものが存在する。それを国家が〔空白2文字分……小柳注〕すべきと思う。

(我妻) ただちにそこに飛ばないでもう少し内容を詰めて検討すべきだと思う。

(井上) 告知事項の7条で定めてある重要事項とは明らかになっているか。

(金沢) 4条1項は委員会への告知の外にその他がある。

(長崎) 告知事項は一応定められている。申込記載事項にあげられている。

(竹内) その内変わらないものも多い。例えば立地条件等はそうだが^(ママ)……。

(石川) 安全性についての解説は必要ではないか。一番問題なのは安全性が変わることだと思う。

(竹内) 重要事項ははっきり規定しておいた方がよいと思う。具体的に規定しておかないと被保険者としては困ると思う。

(石川) 1万kWを1万5千kWになるというような場合先に許可を受けるのではないか。

(井上) 法律上は事前に許可を得ることになっている。なお長崎さんのあげられた事項は規制法の条項をもってcoverされていると思う。ただもう少し具体的に定める必要はあるが……。

(金沢) 重要事項というようなものの内容も相互に関連しているのでかなり多くなるだろう。

(我妻) いずれにしても監督行政と保険とをもっと関連づけて解決して行ったらよいと思う。

なお、以上保険についての討議をどのようにまとめるか。中間報告を出した方が

うな説明があった。

「長崎 (1) 設置者の外にsupplier等を含める点については保険料が高くなるということもあり、普通保険約款の体裁としては、群方式をとらず、契約者の希望により特約でcoverするか或は又設置者とsupplierとの免責契約を告知してもらって肩代り責任を担保するという方法を考えている。外国人についても同様の考え方となる。

責任を設置者に統一することには求償権放棄の問題が絡んでくる。重過失についても免責するとなると保険のコストが高くなり、公共の見地からも問題がある。しかし米英では現在責任の統一集中の建前をとっている。

(2) 次に第2点は保険金支払についてだけならば被保険者から委任状をとつて直接被害者に支払うことができる。

よいか。

(石川) やはり報告を出して頂いた方がよいと思う。

このドイツの資料では財産保険の方が多いが^{〔マ〕}。

(長崎) 今日配布した資料はドイツのものであるが、日本では大体50、50に財産、損害の割合を考えている。

なお、この約款はsite policyである点は御了承願いたい。また原研と原電のいずれが事故原因か判らないときはcommon occurrenceとして、例えば保険金が加算されないという建前であるが、われわれも例えば50億円がかなり保険会社が背伸びをしたものである場合にはこの建前をとりたい。

(竹内) 両者が関与した場合には加算されると思うが……。だから規制法とは直接関係してこないと思う。

(石川) しかし技術的にどちらが原因か判らないというのでは困る。

(加舎) いずれにしても場合によっては両方の炉に原因があったと推定されることもありうるのでcommon occurrenceにすることには問題がある。

(真崎) この点についてはなお検討を続けたい。

(我妻) いずれにしても中間報告をまとめるため、起草委員を作りたいが^{〔マ〕}事務局で作れるか。

(加舎) やはり専門委員に加わって頂いた方がよいと思う。

(我妻) では次回に今回の議事録をまとめて貰いたい。

次回は14日（木）10：00]

…… (中略) ……

次のOccurrence baseについては、約款で偶然の事故とっているのは突発の事故であるとは限らない。予期しない事故ならばこの中に含まれる。ただ緩慢な放射能の累積は免責にしている。この点は規制法のいう事故と同じと考えて『偶然』はとつてもよいと考えている。正常運転による災害はやはり保険会社としては当面は必ずしてもらいたいと考えている。

(5) 公権の命令による損害については、一応この保険では放射能による物の滅失、人身の被害が現実起っている場合で線をひき、限界をはっきりさせたいと考えている。損害査定技術的に見ても保険料算定上からも一応線をひきたい。ただし公権命令による退避の費用等は現実に汚染損害がなくても支払うべきではないかと考えている。

なお、将来の問題としては間接損害をcoverするかどうか、するとしてもどこまで支払うか明確にすることが望ましいと考えられる。また、身体障害についても1人当りの金額も或る程度抑える方がよいのではないか。…… (中略) ……

(10) 地震¹⁴⁰⁾については関東大震災以来の懸案である¹⁴¹⁾。戦時中に国が責任をもつ地震保険を作ったことがある。地震危険を担保すると保険料が非常に高くなったり、保険金額が極度に制限されるおそれがある。保険料が高いという事は保険会社はPayするが被保険者がPayしなくなるということも考えられる。

140) 我国の地震災害等のあり方について、「我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20.5%、活火山数7.0%、死者数0.3%、災害被害額11.9%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている」との指摘が平成22年版防災白書によりなされている。http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h22/bousai2010/html/honbun/2b_1s_1_01.htm

141) 地震保険制度は、昭和41(1966)年に制定されたが、それ以前に、昭和39(1964)年での保険業法改正での国会附帯決議で「既に実施している原子力保険の制度も勘案し、速やかに地震保険等の制度の確立を根本的に検討」すべきこととされた(高橋康文『地震保険制度』(金融財政事情研究会、2012年)92頁注124)。

この点はなおしばらく時間をかけて研究させてもらいたい¹⁴²⁾。」

以上のように、実質的に見ると、長崎委員の説明は原案を維持するものであった。

(8) 第8回昭和34年5月14日

ア. 原子力委員会月報の記述

第8回について原子力委員会月報4巻6号（昭和34年）は、次のようにきわめて簡単に記述する。

「議事内容

前回に引き続き原子力賠償責任保険普通保険約款案について討議を行った¹⁴³⁾。」

イ. 部会審議の内容

第8回¹⁴⁴⁾で重要な議事対象となったのは、サイト主義の問題である。まず、

142) 日本における原子力保険検討の最初の成果である「原子力責任保険約款案」（昭和32年7月1日）においては、地震災害についても担保するものとしていた（真崎勝『原子力保険』41頁，129頁参照）。なお、財産保険では、地震災害は免責として（同53頁「免責条項14」，105頁等）。これは、米国式約款に従ったものである。この最初の原子力責任保険約款案については、東京大学近代日本法政史料センター所蔵・加藤一郎文書中に『原子力保険資料』として、詳しい説明付きで残されている。地震災害を免責としていないことについては、同資料38頁参照（(a)から(h)に至る免責条項は地震に言及していない）。それ故、地震を担保しないとすることは、ロンドン市場に再保険を委ねることと関連するものと考えられる。

143) なお、原子力委員会月報には、出席委員等の名前が記載されていない。議事録の「2. 出席者」の記事によると、出席した委員等は、次のとおりである。

「専門委員：我妻・鈴木・星野・竹内・福田・長崎・真崎・杉村，同代理：相原・宮原（大蔵）・北山（通産）・城川（原研）・稲畑（産業会議），原子力委員：有沢・石川，原子力局：佐々木・島村・井上ほか，幹事：加舎」

144) 「4. 議事経過

(1) 配布資料説明（幹事）

(鈴木) 資料は部外秘とすべきものか。

(島村) お配りするときに個々の資料について、その点をはつきりさせた方が良いかも知れないが、そうすれば解除したときに面倒だし、それで一応部外秘とし、発表されようとするときに、事務局へ照会願いたい。

(2) 原子力賠償責任保険普通保険約款案について

(我妻) 第3条から始めたい。

(加舎) この問題は前の約款にはなかつた。その意味ではこゝで十分に討議して頂きたい。御承知のように規制法ではfacility permissionをとつている。その意味でsite permissionの思想に立脚する第3条は問題であると思う。

(長崎) 当初よりこの考方はあつた。しかし、地震を落したので要らなくなつたと考えて、落したものである。

(石川) site主義を採る場合、二つの炉の距離如何。

(真崎) 抽象的な距離は断言できないが、ボストンの、保険プールのchairmanの話では、東海村の原研と原電はtwo siteとみるべきであると云つている。

(我妻) 保険を1つのfacilityに1つと云う場合にもsite policyを採るのか。

(真崎) 原子力局が政令でfacility主義を採るならば、私共としても、site policyにこだわるものではない。

(竹田) (オブザーバー) 原研で4つの炉が出来るとすると、たとえ、4つの炉が一度に事故を起しても、損害が4倍になるということにはならない。これは理論的にも云えると思う。又4つが一度に起ると云うことも殆んど考えられない。それで1基50億とした場合200億の担保は要らない。1つの保険を4つの炉に共通のものと考えたと、それ程規制法とは矛盾しないものと思う。以上がsite policyをとつた理由である。

(有沢) 4基が一度に事故を起すと云うことは、まれかもしれないがあり得ないことではない。又保険会社としても危険分散の見地よりみて、多くの保険がある方が有利と思うのだが。

(長崎) 危険分散は、大数の法則が働く場合にのみ云えるので、それは保険の同質性と云うことが前提となる。

(有沢) それは、しかし4基が1度に事故を起すと云うことを前提にした場合のことだ。それは先程の竹田さんの説明と矛盾すると思う。

(鈴木) 4倍にはならないが、1であると云うのはおかしい。その中間を採るのならば別だが。

(竹田) 内情を云えば、やはり資力の問題である。

（石川）英国はsite policyだそうだが、純粹のsite policyなのか。未だ実際に動いていないのではないか。

（真崎）英国が民間で保険を今引受けるとすれば、矢張り個別的になると思う。只、site permissionを採っているのだから、将来は保険も当然site主義になると思う。またsite主義は保険のみならず、加入者の方にも便利だと思う。site policyで局側〔科学技術庁原子力局のこと……小柳注〕で困るのかどうか。

（大藪）書方としては非常に難しい。

（星野）政策論、第三者保護の問題がからむので、立法技術では片付かない問題である。

（島村）局の方でsite主義を採るかどうかは、簡単には答えられない。政令で基準を保険会社の能力におくか、賠償の予想範囲に置くかが問題だし、又国家補償の問題もある。

仮りに能力主義を採つたばあい、少くとも当分は、賠償範囲は能力内に止るものとする。大きな炉が出来た場合に世界の大勢を考慮してsite主義の問題を検討することにしてよいのではないか。

（真崎）保険契約の上でfacility policyを採つても第3条は生かして貰いたい。

（加舎）facility policyになると第3条は当然否定されるものとする。

（真崎）原因が判らない場合に50億円に限定すると云う意味で非常に狭いものである。第3条がそれを逸脱しているならば、その限度で修正してもよい。これならば米国でも例があり、それ程政令上も難しくないと云う。

（鈴木）論理的には賠償責任の範囲がはつきりしないので、保険の問題も議論しにくいのではないか。

（我妻）暗に賠償責任の問題を念頭におきながら、押問答をしている状態だ。それでは保険の問題についても最終的な結論を出せないことは確かである。結局、Principlesをやつてから又保険に戻ると云う事になる。

（鈴木）保険の方を忙しく理由はよく判らないが、そろそろPrinciplesに移る段階ではないか。保険の面を決定しなければならぬtime limitはいつか。

（佐々木）9ヶ月の猶予期間がある。その間に保険poolの結成に務めると云う事で、国会にも常に説明している。

（鈴木）暫定的、経過的なものならば、それなりに片付ければ良い。そうすれば先程の問題などは、余り問題にならないと思う。

（島村）鈴木委員のおつしやる通り、この辺でPrincipleに取組んでは如何。保険に

については、大体今迄の線で、保険会社に要望して暫定的に出発しては如何。

(福田) 暫定的にしても、復元の問題等大分食違いがあるのではないか。

(島村) やれるかどうかの問題もある。曲りなりにも発足した方が良いのではないか。

(井上) 国家補償の問題もあるので、全体の上ではもう一度考え直すというのは保険会社の方でもよいのではないか。

(真崎) それは勿論考慮している。

(相原) 銀行局の立場としてはPrincipleが定らなければならないとは考えているが、暫定的に出発するのも結構だし、その場合はあく迄民間ベースで行くべきで、それについては、別に注文をつけるつもりはない。[国家補償を組み込むなどという意味……小柳]

(鈴木) 暫定的にしても、切換時には既得権らしいものが出て来ないか。

(我妻) 法律制定時に然るべき立法措置を行えば解決するものと思う。

(島村) その辺の配慮は十分に行いたい。

(井上) 地震の問題は、暫定ベースでは解決できないが、福田委員のおつしやる復元の問題などは、解決できるのではないか。

(真崎) 英米では復元を認めていないので再保険の関係で難しい。

(福田) 長期では難しいかも知れないが、一年毎にすれば良いのではないか。

(鈴木) 一旦事故が起れば、その後の保険料は取れないのが普通である。それならば復元の問題は生ぜず、矢張り新契約となるのではないか。

(真崎) 勿論運用面ではそうなると考えている。

(竹田) 災害の性格上、どの年度の事故に基くものか分からない事があるので、長期保険をとつたにすぎない。

(鈴木) 地震はすべて免責なのか。

(長崎) もう少し猶予を頂きたいが、一応駄目だという線である。

(鈴木) 設計に当たり、こゝまで耐震性を要求されているのに、その範囲内で事故が起つた場合には、責任を負うべきではないか。震度も東大壺井教授の話では推定出来るという事である。

(長崎) 震度により定めると均衡を失するし、又根本的には保険料が高くなる。

(我妻) 前に中間報告をしたいと云つたが、暫定的に進む事でもあるし、記録に止め、中間報告は止めたい。

(島村) 回毎の議事録だけでなく、全体の記録を用意したい。

(我妻) 次回は5月29日(金)午前10時~場所は追つて通知する。

以上

サイト主義一般の問題が議論され、また、複数のサイトが事故に関与した場合に関する新しい条文である。もっとも、後者は、後述の英国再保険側からの意見が特に問題にしなかったこともあり、その後の重要にはなっていないので省略する。

サイト主義について、次の議論があった。

「(竹田) (オブザーバー) 原研で4つの炉が出来るとすると、たとえ、4つの炉が一度に事故を起しても、損害が4倍になるということにはならない。これは理論的にも云えると思う。又4つが一度に起ると云うことも殆んど考えられない。それで1基50億とした場合200億の担保は要らない。1つの保険を4つの炉に共通のものと考え、それ程規制法とは矛盾しないものと思う。以上がsite policyをとつた理由である。

(有沢) 4基が一度に事故を起すと云うことは、まれかもしれないが有り得ないことではない。又保険会社としても危険分散の見地よりみて、多くの保険がある方が有利と思うのだが。

(長崎) 危険分散は、大数の法則が働く場合にのみ云えるので、それは保険の同質性と云うことが前提となる。

(有沢) それは、しかし4基が1度に事故を起すと云うことを前提にした場合のことだ。それは先程の竹田さんの説明と矛盾すると思う。

(鈴木) 4倍にはならないが、1であると云うのはおかしい。その中間を採るのならば別だが。

(竹田) 内情を云えば、やはり資力の問題である。」

サイト主義によれば、4つの炉があるサイトで、4つの炉に事故が起こった場合には、一サイトの事故であるとして、50億円の保険金しか支払われない。保険会社側は、4つの炉が同時に事故を起すことは考えにくい、また、原子炉事故には大数法則が働かないなどと主張したが、それは表向きの説明であり、サイト主義の最終的な根拠は、保険会社の「資力」の問題であった。

(ア) イギリス原子力保険委員会文書

更に、注目すべきは、イギリス側への問い合わせの結果である。

8回7号¹⁴⁵⁾〔我妻書込み……小柳注〕

東海原子炉の保険について

先般東海〔東京海上のことか……小柳注〕 ロンドン代理店ウィリス・フェーバー社¹⁴⁶⁾から、英国原子力保険委員会¹⁴⁷⁾が東海村原子炉について提示した料率及び担保条件その他について次のごとき連絡があつた。

I 英国原子力保険委員会は次のことを前提として後述IIの料率及び担保条件を算出する。

(イ) 日本の約款が英国の約款と同一の担保範囲であるという前提に立つ。

(註) 責任保険の場合、現在の日本の約款はNuclear Liability onlyであり、これに対して英国の約款は通常の賠償責任をも担保するComprehensive Liability方式である。

(ロ) 当面、JRR-1炉の料率を求めているものと諒解する。

(ハ) JRR-2炉の詳細な資料が判明次第、用地内の全財産が1証券で付保されるものと諒解する。

(ニ) 炉は、properly qualified engineerの運転によるものであることを前提とする。

145) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』(2003年)119頁「【13】原子力①4補償関係3. 災害補償専門部会関係2)原子力災害補償資料(自第二回至第八回)綴」中の資料。

146) 後述資料に出てくるMessrs. Willis, Faber & Dumas, Ltd. (現在のThe Willis社の前身)のことと推測される。

147) 1954年の終わり頃までに、米英の保険業界は、原子力保険問題に取り組む必要性を認め、1955年にアメリカ及びイギリスで原子力委員会(Atomic Energy Commission)の立ち上げがなされた。英国では、プールは、1956年に創設された。「プール(pool)」という言葉は、通常のものとするリスクの保険のために協力する任意的組織を意味する。Stephen Tromans, Nuclear Law: The Law Applying to Nuclear Installations and Radioactive Substances in Its Historic Context, Second Edition, 2010, p. 218.

II 担保範囲

a) Material damage [財産保険のこと……小柳注]

Against Fire (whether resulting from explosion or otherwise), Lightning, Explosion, Aircraft, and other aerial devices or articles dropped from therefrom, Riot and Civil commotion, Malicious Damage, Excessive Temperature within the Reactor, Contamination by Radio-activity.

This cover to exclude Earthquake, Storm and Tempest, Typhoon, Flood (in accordance with the Committee's normal cover) and Tidal Wave. The Committee would be unable to quote for the inclusion of Earthquake, but would give consideration to this inclusion of Storm, Tempest, Typhoon, Flood and Tidal Wave at an additional premium upon receipt of a satisfactory report on these perils, including particulars of past experience.

This insurance would be subject to the pro rata condition of average. [比例てん補方式によるとの趣旨……小柳注]

Rate .775% (applicable to JRR-1 reactor buildings and fuel only).

Subject to the following Excesses:

- 1) Fire, Explosion or Excessive Temperature originating within the Reactor, equivalent of the first £500 each and every loss.
- 2) Contamination by Radio-activity, equivalent of the first £250 each and every loss.

b) Third Party Liability

Cover on the lines of the Committee's draft Public Liability Policy (i.e. full Third Party cover, not confined to nuclear risks only). It would exclude liability arising from accidents caused by Earthquake, Storm, Tempest, Typhoon, Flood or Tidal Wave, which would be considered only on receipt of a full report on these aspects. [以下は小柳訳。第三者

責任保険 第三者責任保険は、委員会の公的保険草案の線により危険を担保する（それ故、第三者損害をすべてカバーするのであり、原子力危険だけをカバーするのではない）。この保険は、地震、嵐、大嵐、台風、洪水、高潮（Tidal Wave）に起因する事故についてはカバーしないであろう。カバーするとしても、この問題は、この点に関する詳細なレポートの受領の後に検討を行う。]

Indeminy Limit	Annual Premium
¥ 500,000,000	¥ 4,000,000
¥ 1,000,000,000	¥ 5,500,000
¥ 2,000,000,000	¥ 6,500,000
¥ 5,000,000,000	¥ 8,000,000

但し、(a)Material Damageに関しては下記のことを前提とする。

- (1) 炉の建物を含み、炉本体と燃料を除く用地内のat riskの財産総額＝15億円程度とみなす。
- (2) JRR-1炉の付保金額—3億1千5百万円とする。

III 料率の再検討

JRR-2炉が運転を開始した場合には当然危険が増大するから財産保険についても、責任保険についても更めて料率の再検討を要する。

IV 英国原子力保険委員会としては更に下記の諸点について通知を受けることを要求している。

- (イ) JRR-1炉及びその建物以外の諸財産surrounding propertiesの放射能汚染について、どのような金額を付保するつもりであるか。
- (ロ) 東海研究所内のshedule of Buildingsは拝見したが、将来更に増築されるであろうか。
- (ハ) 上記sheduleに記載してあるvaluesは収容品のvaluesをも含むものであるか。

(尚surrounding buildingsの放射能汚染は財産保険引受の一部であるが、buildingsの中にany other reactorが収容されている場合、そのような炉の汚染除去費用は担保しない。)

V 日本における地震危険を免責とするか、しないかでロンドン保険市場の引受能力は変化する。すなわち

We would finally draw your attention to an important point. It is known at this stage what the capacity of the London market is for the Japanese risks. This matter is still under discussion amongst the Companies and the Underwriters here, but it is evident that considerable opposition is being met regarding the coverage of extraneous perils, particularly Earthquake. From what we have been able to gather, certain Companies are declining to include Earthquake, and even if others are prepared to do so, the amount available will be very restricted.

It is for the foregoing reason that the terms indicated by the Committee for the JRR-1 Reactor exclude Earthquake, Storm, Tempest, Typhoon and Flood, although, as you will observe, they are willing to consider further the inclusion of such perils 【ママpartか?】 aspart from Earthquake.

We for our part will be very interested to learn the reaction of the Japanese Compagnies to the inclusion of Earthquake risks. Are they disposed to include this hazard, and, if so, what will be maximum capacity of the Japanese Pool in respect of any one reactor?

Although the Committee have been unable at this stage to suggest terms for the whole J.A.E.R.I. establishment [Japan Atomic Energy Research Institute, 原研のこと……小柳注], we trust that their terms for the JRR-1 Reactor only will be of interst to you.

以上

[ここからは、小柳訳。われわれは、次の重要な点に注意を喚起したい。それは、ロンドン市場が日本のリスクについてどの程度の能力を有するかという問題である。この件については、保険会社や保険引受人たちの間で議論が続いているが、しかし、はっきりしていることとして、非常なる危険とりわけ地震については、これを保険の対象とすることに相当の反対がなされている。われわれの知る限り、いくつかの会社は、地震を保険対象

とすることを拒否している。そして、地震を引き受ける会社があるにしても、その場合は、引受額は相当に限られたものになるであろう。

既に述べた理由により、JRR-1原子炉についての委員会約款は、地震、嵐、大風、台風、洪水を担保しない。しかし、後に述べるように、この約款は、これらの危険について地震を除いて、〔付加保険料を支払えば〕担保しうる。

われわれ委員会は、日本の保険企業が地震リスクにどのような態度をとるかについて大変興味を持っている。日本側は地震リスクを担保するつもりなのか？もしそうだとすると、日本の原子力保険プールは、原子炉について最大でどのくらいの保険能力を有することになるのか？

われわれ委員会は、現在の段階では、原研の全施設についての保険約款を提案することはできないが、委員会は、JRR-1のための約款こそ貴社の関心事であると考えている。]

(イ) 日本側の反応

この英国からの回答について、日本側は、相当に決定的なものとして受け止めたようである。重要な問題は、①賠償範囲について原子力損害単独とせず、全損害としたこと、②台風をも保険の対象外としたことであり、更に、③英国は地震リスクをカバーすることには極めて消極的であった。この点に関連して、原子力年鑑1960年版（原子力産業会議、1960年3月15日発行）は、次のように述べている。

「保険業界に於いては、損保20社が共同してこの新しいリスクを引受け、原子力開発に協力することとし、33年7月原子力保険プール諾成準備委員会をつくったが、さらに、10月には、その下部機関として、一般小委員会、責任保険小委員会、財産保険小委員会をつくり、本格的約款作成をいそいだ。その結果、34年4月一杯で責任、財産両保険約款は完成したが、責任保険約款では、填補範囲について、地震の免責、期間としては不定期の長期約款とした被害者の直接請求をみとめない方針をとった。これが、前

述の原子力委員会災害補償専門部会で論議され、政府側では、種々の注文、とくに地震を担保すること、自動復元をみとめること、緩慢な放射能の累積を担保することをのぞんだが、保険業界側としては、現在の線がギリギリであるとし、さらに国際市場への再保険¹⁴⁸⁾、とくにイギリスへのそれとの関係から了解がつくに至らなかった。そのうち、イギリスから、日本の責任保険約款に対するコメントが送られてきて、さらに、地震のほか、台風、洪水を免責とすること、一般賠償責任も含むことが要求されるに至って、論議は停滞してしまった。保険業界としては、これらイギリスの要求はほとんど動かぬものと判断しており、この線にそって改訂した約款をみとめてもらうほかはないとしているが、現在なお折衝中で、その成りゆきが注目されている。また業界としては一日も早く、プール事務局をつくり、大蔵省への認可申請を出すことをのぞんでいる。」(『原子力年鑑1960年版』188頁)

以上のように、原子力保険についての英国からの回答は、大きな意味を持った。我妻部会の審議で問題とされた事項については、保険会社側は殆んどゼロ回答を出したのに対して（例外は「偶然の」文言）、イギリスからの意見は、その後の原子力保険約款に反映されていく。とりわけ重要なのは、保険事故の内容及び地震の扱いである。なお、後述のように、第9回には、イギリスからの詳細な意見が明らかになり、保険期間についても日本側の方針転換が必要になる。

148) 近時でも、「わが国の自然災害の発生割合は世界的に高く、地震リスクに対する評価は海外市場において厳しい。たとえば海外再保険会社による自然災害リスク評価は東京都大都市のリスク指数は極めて高い。このため、相当高いリスクプレミアム〔再保険料〕を支払わない限り引受先は現れず、再保険に出再した場合でも保険料の引上げが必要となり、出再額も限定的とかがえられる。」との指摘がある（高橋・前掲注141書40頁）。なお、同書41頁の示す災害リスク世界上位20都市のうち、東京は第1位であり、その自然災害リスク指数は710とされるが、第2位のサンフランシスコ・ベイエリアは、167である。

第1に、原子力保険の保険事故の内容である。当初の約款案は、原子力損害に限定していたが、先の英国意見は、非原子力事故をも保険の対象に含めることを求めている。前者は、米国式であり、後者は英国式の約款であった。後者の利点は、放射性被害とそうでない被害が混在する場合に、それが原子力事故であるか否かを問わず保険事故としうることである。同時に、後者の場合には、「放射能損害でない損害に対する賠償責任保険を付保させる結果となることを免れず、またこのためそれだけ原子力災害資力保障としての賠償責任保険の担保力がせばめられる」¹⁴⁹⁾。もっとも、この点は、一般災害に対して保険金が支払われた場合に、保険会社がすみやかに復元を認めれば大きな不都合はないとされた。

第2に、英国側は、原子力保険普通約款が地震のみならず、台風、高潮などについても、原則としてカバーしないことを要求している。なお、台風等については、追加保険料を支払うことで担保する余地があるとしているのに対して、地震については、そのような措置が予定されていない。仮に、保険が地震リスクをカバーするものであると、再保険の金額が相当程度減少するという事は、實際上、日本での原子力保険の役割が小さいことを意味する。

もっとも、第8回委員会の時点では、なお、原子力保険が地震リスクをカバーできないかという議論が続いていた。

「(鈴木) 地震はすべて免責なのか。

(長崎) もう少し猶予を頂きたいが、一応駄目だという線である。

(鈴木) 設計に当り、こゝまで耐震性を要求されているのに、その範囲内で事故が起った場合には、責任を負うべきではないか。震度も東大壺井教授の話では推定出来るという事である。

149) 長崎正造「原子力保険の現段階と原子力賠償責任保険約款について」ジュリ190号(1959年11月15日号)34頁。竹内昭夫「保険及び国家補償の問題」私法22号63頁(1961年)も「わが国の保険プールでは、最近まで、原子力災害のみを担保する方法で約款案の検討を進めてきたのですが、本年(三四年)七月頃英国原子力保険プールから後者の方法をとるべきではないかとの意向が伝えられ、現在では、この方式による約款を作成しようとしております。」と述べる。

（長崎）震度により定めると均衡を失するし、又根本的には保険料が高くなる。」

こうして重要な問題は、その後を持ち越された。更に、いつの時点のノートかははっきりしないが、site policy について、我妻ノートに次の記述がある。

「one site policy 東海村の原研に幾つあっても一保険証券
one facility 一つの炉につき一つの保険証券
いずれの炉から出したかわからない損害では2倍は支払わぬ。

この点は ※※

主体が原電と原研で異るときはsiteも異なる

一つの原電siteの中に炉が幾つかある場合に許可条件として一つ一つに
保険をつけることを要求するとした場合はどうか

（英はsite policy米はfacility policy）

それは研究するという答

なおpairで動かす炉もあるので、その場合は爆発することもあり得るかも知れぬ。それ以外は爆発することはありません。——one siteの中の数個の炉が同時に事故を起こしても損害は数だけの倍にはならぬ。Pairであるものは勿論そうでないときでもone siteのものは共通部分があるから重複保険となる……というのが保険金を少なくするという思想（保Kの能力の問題）
【ママ險か？】

さらに一つの事故一地震ならsiteが異なっても按分するという主義も考えられている。これはone site policy以上のもの。

もっとも、爆発の可能性はないが共通原因だから合理性は却って多いかもしれない。

要するに政令で定めるやり方も問題になる。これとの関連で再検討する。再保険についても問題となる。英に対してはfacility policyでも再保険を引き受けるかどうか談判して見る余地もある。」

(9) 第9回昭和34年5月29日**ア. 原子力委員会月報**

第9回について、原子力委員会月報4巻6号(昭和34年)は、次のように述べる。

「配布資料

- (1) 原子力賠償責任保険普通保険約款案審議の要約(案)
- (2) 部会の審議事項(案)
- (3) 放射能調査の展望
- (4) 原子力委員会参与会, 専門部会名簿
- (5) 第8回原子力災害補償専門部会議事録
- (6) 英国保険委員会回答文

議事内容

1. 英国委員会からの回答について
資料により逐次説明を行った。
2. 原子力賠償責任保険普通保険約款案審議の要約について
内容について審議し, 字句の修正等を行った。
3. 本部会の運営方針について
資料により討議を行い, 次回までに星野委員と幹事が相談の上, 審議方法を考慮することとなった¹⁵⁰⁾。」

イ. イギリス原子力保険委員会文書

議事に関連して重要なのは、イギリスからの保険についての情報提供である。

150) 原子力委員会月報は、出席委員等の名前を記載していない。議事録の「3. 出席者」の記事によると、出席した委員等は、次のとおりである。「専門委員：我妻、鈴木、竹内、星野、阿部、長崎、真崎、同代理：宮原(大蔵)、北山、吉野、尾身(通産)、地部(運輸)、下山(原電)、稲畑(産業会議)、原子力委員：有沢、石川、原子力局：島村ほか担当者、幹事：加舎」

第9回委員会資料
第6号¹⁵¹⁾

BRITISH INSURANCE (ATOMIC ENERGY) COMMITTEE.

Cheyne House 62/3, Cheapside, London, E.C.2

[34.2.25委員会配布資料による……我妻書込み]

Messrs. Willis¹⁵²⁾, Faber & Dumas, Ltd.,
54, Leadenhall Street,
London, E.C.3

8th May, 1959
Our Ref. J2.JCD/ST.
Your Ref. EPN/IC.

Dear Sirs,

J.R.R.1. and J.R.R.2

Tokai mura

We thank you for your letter of 25th March and enclosures which have been receiving the detailed consideration of the Committee. We are writing to you separately regarding the Japanese Pool's draft Liability policy wording.

Referring to the various points put forward by the "Tokio Marine" in their letter to you of 16th March, we would reply as follows:

Term of Insurance If, as it appears, the "continuous" policy proposed by the Japanese would be a form of long term contract or agreement, we

151) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部 [編] 『我妻栄関係文書目録』(2003年) 119頁 「【13】 原子力①4 補償関係3. 災害補償専門部会関係3) 原子力災害補償資料 (自第九回至第十八回) 綴」中の資料。

152) その後身であるThe Willis社は、現在世界最大級の保険ブローカーであり、歴史的には、客船タイタニック号沈没時の保険なども担当していた (http://www.willis.com/About_Willis/History/)。

are afraid this would be unacceptable to the Committee, notwithstanding the intention to have premiums paid annually. The principle of aggregate liability should not, we feel, be unduly difficult to explain to the Insured.

Capacity We are interested to learn that the Japanese capacity is expected to be ¥1,500,000,000 tentatively split equally between Material Damage and Liability. We should like to have a firm figure for the amount finally allocated to each of the two classes.

So far as our own Pool is concerned, we expect to have available for the Japanese risks an amount of £4 M. for Public Liability and an amount of £6 M. for Material Damage but these figures would relate only to covers excluding the perils of Earthquake, Flood, Storm, Tempest, Typhoon or Tidal Wave.

On information available, we do not think we could give much assistance in the estimation of American and Continental capacity available for Japan.

Earthquake We are glad to note that Earthquake is to be excluded but that cover eventually demanded by the Insured. We should make it clear that if this risk were to be included, our capacity would be considerably reduced.

Sea Transport Risks We note that you are referring this matter to the Marine market which is of course the correct way of dealing with it.

We look forward to receiving the promised further information in due course.

Yours Faithfully,
Secretary,

以上の英国原子力保険委員会（以下、「英国委員会」という）文書の内容は、次のとおりである。

①日本側からは，“continuous” policy というものが、提案されている。英国委員会は、この表現を一種の長期契約 a form of long term contract を意味すると思うが、たとえ保険料が年払いであるとしても長期契約は容認できない。

②日本側の保険引受能力が15億円であることがわかった。責任保険と財産保険に仮に半分ずつということだが、具体的な数字が欲しい。英国委員会としては、責任保険については400万ポンド〔当時の為替レートは、1ポンド=1008円、よって400万ポンドは約40億円……小柳注〕、財産保険については、600万ポンドの引受けが可能であるけれども、これは、原子力保険が地震、洪水、台風、暴風、高潮のリスクをカバーしないことを条件とする。なお、アメリカ及びヨーロッパ大陸での再保険は難しい。

③日本の保険会社側として、原子力保険は、地震リスクをカバーしないとの意向であるが、日本の被保険者は地震カバーを望んでいる。英国委員会は、そのことを了解した。仮にもし原子力保険が地震リスクをカバーするとすると、英国委員会の再保険引受額は相当に減少する。

④日本側の方針は、海上運送については海上保険に譲るものだが、英国委員会は、それを歓迎する。

この資料には、更に次の別紙が存在した。

BRITISH INSURANCE (ATOMIC ENERGY) COMMITTEE.

Cheyne House 62/3, Cheapside, London, E.C.2

Messrs. Willis, Faber & Dumas, Ltd.,
54, Leadenhall Street,
London, E.C.3

8th May, 1959
Our Ref. J1/3 JCD/DM.
Your Ref. EPN/IC.

Japan

Draft Nuclear Energy Liability Policy

We refer to the draft policy enclosed in your letter of 25th March,

which have been considered exhaustively by the Committee who would like to offer the following comments for the consideration of the Japanese Pool:

- 1) For reason with which we think you will be familiar, in our view cover must include conventional perils and not to be confined to nuclear perils alone.
- 2) We note that in various places the term “applicant” is used, which may be an error of translation. To whom does it refer?
- 3) Article 1, The phrase “loss resulting from legal liability for nuclear energy calamity due to a fortuitous event¹⁵³⁾” seems undesirably loose and a more explicit wording, similar to that in our own policy, would be preferable.
- 4) Article 2(4)¹⁵⁴⁾, This item would not be acceptable.
(Note. The reference to Article 9 is incorrect: read Article 8).

153) 約款案1条1項の「偶然の事故により生じた原子力災害につき、法律上の損害賠償責任を負担することによって蒙る損害」の訳語と考えられる(約款については、昭和34年2月25日原子力賠償責任保険普通保険約款第2次案(我妻文書資料・第5回委員会資料第1号, 資料目録119頁3. 災害補償専門部会関係2)「原子力災害補償資料(自第二回至第八回)綴)。本文書にある「34.2.25委員会配布資料による」との我妻書込みもそれに対応している。

154) 約款案2条4項の「第8条第2項の規定により被保険者が損害の拡大防止もしくは軽減のために支出した必要または有益な費用」を指すと考えられる。日本文では、第8条となっているので、翻訳の過程で、誤って第9条としたのであろう。約款案の趣旨については、同約款案の解説は、「この保険では、偶然な事故による原子力災害発生後の『損害の拡大防止もしくは軽減のために支出した必要または有益費』を担保する」と述べているが、「原子力災害発生後の損害拡大防止費用という表現を特に挿入し、予防費用負担の趣旨を明確にしている」と述べていた(解説, 8頁)。イギリス側の趣旨によると、事後の損害拡大防止のための必要・有益費も保険のカバーから除外されることになる。

5) Article 4¹⁵⁵⁾, This might with advantage be replaced by a short and simple clause providing for cancellation in the event of non-disclosure.

6) Article 5,

Paragraph (1)¹⁵⁶⁾ We should like an explanation of the meaning of “wilful act” in this context.

Paragraph (2)¹⁵⁷⁾ We are wondering exactly what is intended by the expression “gradual accumulation of radioactivity” and by the word “mishandling”.

Paragraph (3)¹⁵⁸⁾ We should prefer to see a wording closer to the War Risks Exclusion Clause used in the United Kingdom and elsewhere.

Paragraph (4)¹⁵⁹⁾ If the risk were to be reinsurable with the British Pool, the perils of Strom, Tempest, Flood, Typhoon and Tidal Wave would have to be added to the excluded perils.

Paragraph (9)¹⁶⁰⁾ The wording of this Exclusion should make it clear that the 10 year period relates to claims arising from contamination by radioactivity, as in Exception (1) of this Committee’s own Public Liability Policy Wording.

The Exclusion should also provide for property in the custody of the Insured and liability arising from the ownership or use of vehicles etc, as in Exceptions 4(b) and 5 of the Committee’s Policy.

155) 告知義務に関する規定である。「解説」は、原子力施設の複雑な危険度を算定するためとして、必要事項として、「所在地に関する気象・地盤・水理・地震・社会環境」等々の多数の告知事項を予定していた。

156) 「故意」に相当する文言である。

157) 「放射能の緩慢な蓄積」に相当する文言である。

158) 「原因が直接であると間接であると問わず、戦争（宣戦の有無を問わない）その他の変乱によつて生じた賠償責任」に該当する。

159) 「戦争用具」製造に原因を持つ責任である。

160) 「事故発生日から10年経過後」の文言が日本語である。

- 7) Article 7¹⁶¹⁾, It would be desirable to substitute for this clause the wording used in Warranties 1, 2 and 3 of the Committee's Policy.
- 8) Article 8¹⁶²⁾, We think the principle adopted in this country and elsewhere of waiving rights of recourse in regard to atomic energy insurances should be explained to the Japanese. As you will know, it is fundamental to our method of dealing with these insurances that all liability should be channelled to the owner or operator of a reactor who insures his liability with the Pool and warrants that he will not pursue claims against others. The Insurers in turn surrender this right of recourse, at least in regard to claim arising from contamination by radioactivity. Endorsements 2 or 3 of the Committee's policy show how this is put into effect and we should wish to see a similar provision in the Japanese policy.
- 9) Article 10,¹⁶³⁾ We consider that the cancellation should relate to the date on which the notice is sent, not that on which it is received.
- 10) Article 12,¹⁶⁴⁾ Can the expression "receipt of claim" be taken to mean "admission of liability"?
- 11) Article 14¹⁶⁵⁾, Since the nuclear risks will be insurable only with the Japanese Pool, the Contribution Clause could not relate to them. However, conventional perils, as we have indicated, ought to be included in the cover, but the Clause will require modification.

161) 「通知義務」に関する規定である。

162) 求償権に関する規定である。

163) 解除に関する規定である。

164) 保険金の請求に関連して、保険会社が「請求を受けた日」から30日以内に保険金の支払いをする旨の規定が対応すると推定される。

165) 保険金の分担の規定であり、「この保険契約と重複する契約が他にある」場合の規定である。

12) Article 16¹⁶⁶⁾, Please see our comments on Article 8(3).

We are obliged to inform you for enabling us to examine the Japanese Pool's draft policy and would be grateful if you could pass our comments to our friends in "Tokio Marine", whose observations we shall read with great interest.

Yours Faithfully,
Secretary,

この英国原子力保険委員会（以下、「英国委員会」という）文書は、日本側の約款案の諸条文について次の意見を述べている。

①日本側約款案は、保険の対象を原子力損害に限定している。英国委員会は、通常事故による損害も原子力保険がカバーする考え方であり、日本側はこれに従うべきである（「1」）。

②日本側約款案には、“applicant”の文言が随所にある。英国委員会には、意味不明である（「2」）。

③日本側約款案第1条英訳に“loss resulting from legal liability for nuclear energy calamity due to a fortuitous event”の文言がある（約款案1条1項「偶然の事故により生じた原子力災害につき、法律上の損害賠償責任を負担することによって蒙る損害」の英訳）。英国委員会は、これはルーズな表現と考えるのであり、明確な文言が望ましい（「3」）。

④日本側約款案2条4項は、「第8条第2項の規定により被保険者が損害の拡大防止もしくは軽減のために支出した必要または有益な費用」を保険がカバーすると定めている。英国委員会は、これを受け容れられない（「4」）。

⑤日本側約款案第4条は、告知義務に関して詳細な定めをする。英国委員会は、これを簡明な表現に改めることを求める（「5」）。

⑥日本側約款案6条の免責条項について、第1項の“wilful act”の文言（「故意」に相当する英訳）、第2項の“gradual accumulation of radioactivity”の文言（「放射能の緩慢な蓄積」に相当する英訳）は、英国委員会には意味がはつき

166) 代位の規定である。

りしない。第3項の戦争免責規定について、英国委員会は、英国保険式の文言とすることを求める。第4項の「戦争用具」製造に原因を持つ責任に関連して、英国委員会は、Strom, Tempest, Flood, Typhoon and Tidal Waveについては付保できない。第9項の10年経過後の損害についても、英国委員会は、英国保険式の文言採用を求める（「6」）。

⑦日本側約款案第7条の「通知義務」に関する規定について、英国委員会は、英国保険式の表現に改めることを求める（「7」）。

⑧日本側約款案第8条2項（3）は「他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること」と規定する。これは、求償権を前提とした規定である。英国委員会は、原子力保険についての基本的方策として、原子力事業者への責任集中及び求償権放棄を採用しており、日本側がこれに従うことを求める（「8」）。

⑨日本側約款案第10条は契約解除の効力発生日について相手方が解除通知を受領した日とする。英国委員会は、これを保険会社が解除通知を発信した日とすることを求める（「9」）。

⑩日本側約款案12条が保険金支払について、「請求を受けた日から」30日以内とする。英国委員会は、これを「請求を承認した日から」という意味と考えたい（「10」）。

⑪日本側約款案14条は、重複する保険が存在する場合の保険金分担規定である。英国委員会は、規定の変更を求める。理由は、日本の原子力危険は日本原子力保険プールのみが引受けるからである。なお、通常危険については、保険重複がありうる（「11」）。

⑫日本側約款案16条は、保険代位について規定する（「12」）。英国委員会は、求償権に関する8条2項（3）についてのコメント（前出⑧）を参照することを求める（内容的には、求償権及び保険代位規定を削除すべしとの意見と考えられる。）。

ウ. 部会審議の内容

第9回¹⁶⁷⁾の議論は、英国保健委員会の回答についてが中心であった。

167) 「6. 議事経過

(加舎) (配布資料説明)

(鈴木) 資料(6)〔上掲「英国保険委員会回答文」(8th May, 1959, Our Ref. J2.JCD/ST., Your Ref. EPN/IC.) のこと……小柳注〕は今回の議題に直接関係があるのか。

(長崎) 直接関係はないが、保険について議論を進めるには、やはり必要である。

(島村) 回答について御説明願いたい。

(1) 英国保険委員会よりの回答について

(長崎) 資料(6)により逐次説明

(真崎) この中で、特に重要な問題は、annual policyを採用せよという問題と風水害をも免責せよと云う問題及び義務違反の場合のpenaltyのsimplificationの問題であると思う。又、事故拡大防止費用等は、内枠、外枠の問題ではなく、そもそも担保するなという意見である。

(我妻) annual policyの問題は、前回の議論で解決したものと思うが。

(鈴木) 前回に、事故が起るとその後の保険金は、徴収しないと云われたが、船舶保険と同じく、保険金と相殺するのではないか。

(長崎) そこまでは考えていない。しかし、矢張り、保険料徴収の面では、annual policyになるのではないか。保険期間そのものは、前回に申上げたような理由で、長期が望ましいものと思われる。

(竹内) 保険期間と炉の実際の耐用期間が一致する場合を除き、それはannualにしても、同じ事ではないか。

(鈴木) 保険料率は、保険証券の条項が変わるとすぐ変えなければならない程厳密な計算に基くものであるか。

(長崎) 理論的には当然条件により左右されるべきものと思うが、実際どれだけ響くかと云うことは正確には云えない。

(鈴木) 英国は再保険を引受けんとする各国に、同じような条件を要求しているのか。

(長崎) 同じと思う。

(鈴木) それならば国際的に問題をとり上げるべきではないか。例えばIAEAに於て。

(長崎) それは、IAEAの原則に従つて、統一しようという思想で注文を付けて来ているものと思う。

(真崎) 責任集中制は、たとえ特約条項にしても認めまいと思う。

(長崎) 大体これを呑んでCommercial baseで暫定的に出発するより他はないと思う。それ以後において地震の問題等は議論したい。

(ア) 英国再保険の意向

具体的には、次の指摘が重要である。

〔真崎) この中で、特に重要な問題は、annual Policyを採用せよという問題と風水害をも免責せよと云う問題及び義務違反の場合のpenaltyのsimplificationの問題であると思う。また、事故拡大防止費用等は、内枠、外枠の問題ではなく、そもそも担保するなという意見である。〕

これに対して、委員の側には不満があった。我妻博士は、〔(我妻)annual

(石川) まあそうなると思うが。

(2) 原子力賠償責任保険約款審議の要約について

(我妻) 一般的な事項について異議はないか。

(長崎)「一応しめくゝるべき段階に来たと判断し」と云うのはおかしいのではないか。

(我妻)「一応しめくゝるべき段階に来たと判断し、これを」を「一応検討を終えたのでその内容を」^{〔77〕}改める。

(長崎)問題点(13)の保険金支払い頭打ちの問題は、英国も要求していないので撤回しても良いと思う。

(長崎)日本のプールの自体に外国会社が参加したいと申出ている。外国会社の数は30数社であるが、積極的かつ有力なのは、3件くらいである。

(有沢) 消化能力が増えるので良い事だと思うが。

(石川) 全く、日本と同じ条件でやれば良いのだが、圧迫を受けるとまづいが。

(真崎) 圧迫はないと思う。国際原子力機関の推せんで来ることになると思うので、秘密保持の点が解決すれば、望ましいことと思う。

(石川) 秘密保持の点について云えば、case by caseをとれば良いと思う。例えば、ホールダーホールの炉には英国人の技師のみを入れると云う風に。

(我妻) 英国からの返事をこの要約の各partに入れるべきか。

(真崎) 加舎さんと相談の上、入れたいと思う。(了解)

(3) 本部会の運営方針について

(鈴木) 配布資料(2)の1と3が問題でその内の重要問題を拾えば良いと思う。

(我妻) しかし、3をやるときは当然2が問題となる。次回までに星野委員と幹事と相談の上審議の順序等を考慮願いたい。

(我妻) 次回は、6月18日10時、場合によっては午後にも亘る事も考えよう。〕

Policyの問題は、前回の議論で解決したものと思うが。」と述べ、長崎委員も「保険期間そのものは、前回到申上げたような理由で、長期が望ましいものと思われる。」と指摘した。結局は、英国が日本のみならず他国に対しても同様の条件で再保険を引き受けていることなどが指摘された（「（鈴木）英国は再保険を受けんとする各国に、同じような条件を要求しているのか。（長崎）同じと思う。」）。

そこで、英国側の意向に従うべきであるとの意見が保険会社から出された。「（長崎）大体これを呑んでcommercial baseで暫定的に出発するより他はないと思う。それ以後において地震の問題等は議論したい。」

(イ) 我妻ルーズリーフ

なお、この回については、我妻博士のルーズリーフに次の記述がある。

「5月29日

英のCommitteeの返事の検討

重要な問題は、annual policy, 責任集中, 地震・風水害など

英に再保険を求めている理由は、

ヨーロッパ諸国は英のleadershipに従っている。それとの関係上も英に従い英に再保険を求めるのも止むをえぬ。（米, 西独, スイスも再保険を引き受け得る状態であるが）。

annual policy——10年継続毎年料金支払とし事故発生後は料金をとらない（差し引きをしない）というが、それはあやしい。それをやらないとするならannual policyだということになる。何年度分の災害かが問題になる。

（10年ならば一括したものととして簡単にわかるというが）結局準備金の問題となる。

(10) 第10回昭和34年6月17日

第10回以降は、原賠法自体の審議に集中していく。

ア. 原子力委員会月報の記述

原子力委員会月報4巻7号(昭和34年)は、次のように伝える。

「原子力災害補償専門部会

第10回(6月18日(木)10:00~15:00)

議事概要

原子力賠償責任保険約款審議の要約について事務局幹事から前回審議の修正点および英国側の盛り込んだ修正点の説明ののち審議を行った。また当専門部会の今後の審議事項について討議を行い、最後にIAEA専門家会議の報告があった。¹⁶⁸⁾」

イ. 原子力保険審議の要約

この間の原子力保険の審議のまとめとして、次の文書が作成された。

第10回原子力災害補償専門部会資料第1号

原子力賠償責任保険約款(案)

審議の要約(案)

原子力災害補償専門部会

昭和34年6月18日

原子力災害補償専門部会は、昭和34年2月27日の第5回会合以来数回に亘り、原子力賠償責任保険普通保険約款(案)につき検討を続けて来たが、一応その検討を終わつたから、これを要約する。

現在損害保険業界で準備されている原子力損害賠償責任保険約款(案)は、「原子力災害補償についての基本方針」(昭和33年10月29日原子力委員会決定)の(二)にいう原子力保険のためのものであり、換言すれば昭和

168) 原子力委員会月報は、出席委員等の名前を記載していない。議事録の「2.出席者」の記事によると、出席した委員等は、次のとおりである。「専門委員：我妻、鈴木、金沢、星野、福田、早川、長崎、真崎、杉村、同代理：中嶋、相原、宮原(大蔵省)、尾身(通産)、加藤(原研)、原子力委員：有沢、石川、原子力局：島村(次長)、井上(政策課長)他、幹事：加舎」

34年4月4日公布を見た「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」を除いては、特別の立法措置がとられていない状態における保険のためのものであるため、原子力危険に基く損害の賠償を適格に保障するための保険のためのものとしては自ら限度と制約があることが明かとなった。このことは、逆に、上記基本方針（三）にいう原子災害賠償保障制度が特別な法的裏付けをもつて民営の原子力責任保険を主体として確立されるときには、改めて全面的に再検討が行われることが確認されている。

当部会が審議すべきものとして摘出した問題点は次のとおりである。

- (1) 被保険者の中に記名被保険者及び原子力施設に関連して賠償責任を負う他の一切の人又は機関（その他の被保険者）を含むことの可否。またこの場合外国人を除くことの可否。
- (2) 保険金は、被保険者の名において、直接第三者に支払うべきことの可否。
- (3) 核燃料物質及び使用済燃料の輸送に伴う損害についてもてん補の対象とすることの可否。
- (4) 偶然の事故を改め、いわゆるオカーレンス・ベースを採用することの可否。
- (5) 責任の範囲の中に汚染危険のために公権の命令に基く損失をも含むこと又は明記することの可否。
- (6) 訴訟費用、損害賠償請求権の保全等の費用、損害拡大防止または軽減費用のてん補に関しては、その保険金額を外枠とすることの可否。
- (7) 保険金額の漸減方式を復元方式とすることの可否。
- (8) 保険期間が始つた後、保険料領収前の免責趣旨を改めることの可否。
- (9) 放射能の緩慢な累積の免責を改めることの可否。
- (10) 地震または噴火の免責を改めることの可否。
- (11) 事故発生日から10年経過後の免責を被害の原因がなくなつた日から20年経過後は免責とすることの要旨に改めることの可否。
- (12) 予防措置の義務違反の免責、変更の通知受領までの免責、事故発生後

の義務違反による免責または控除および不実の記載等の免責に関して改めることの可否。

(13) 共通原因の事故等に基づく補金額の制限の可否。

これらの問題点については、最終的なものではないが損害保険業界の再検討後の意向を交えて下記のような議論を行ったが、これらのうち現段階では解決をみることに困難を感じられるものについては、今後の残された問題となるわけである。

記

(1) 被保険者の中に記名被保険者及び原子力施設に関連して賠償責任を負う他の一切の人又は機関（その他の被保険者）を含むことの可否。またこの場合外国人を除くことの可否。

原子炉等規制法の一部改正で損害賠償措置を強制されるのは原子炉の設置者のみである。しかしながら原子炉の事故がメーカーから供給された部品の瑕疵に基く場合とか、原子炉設置者とメーカー又はその他の関係者との共同責任とされる場合が考えられる。このような場合に被害者たる公衆が十分に保護されない可能性があるので、原子炉〔ママ「著」脱か?〕の設置以外の原子炉施設に関連して賠償責任を負う一切の者を自動的に被保険者(群)とすることにより被害者をより保護しようとする問題である。例えば米国の保険約款ではこの方式が採用されている。

一方、法律上は原子炉設置者の措置を要求しているに過ぎないにも拘らずそれ以外の関係者にも原子炉事業者の負担において措置を行わせること〔ママ〕なり、また損害賠償措置の基準の金額は原子炉事業者のみが具備すべきものである以上、原子炉設置者以外の措置も含まれているというのではむしろ不十分ということいえないことはない。しかしながら法律の趣旨が被害者の保護にある以上、やはり被保険者群の方式を採用するほうが望ましいとの意見も出たが、これに対し、被保険者拡張特約条項(案)を準備することにより特約で解決したらどうかとの意見があつた。

(注) 再保険に際して重要な役割をもつ英国保険(原子力)委員会は、

原子炉設置者即ち記名被保険者に責任を集中すること及び保険者は被保険者群に対する代位求償権を放棄することを普通保険約款に明記することを希望している。

〔注としてあるイギリスの意見は折衝して変更を要求し、応じないときは当方の立場を更に考慮する……我妻書込み〕

- (2) 保険金は、被保険者の名において、直接第三者に支払うべきことの可否。

被害者に対する保険金支払の保障、円滑化の見地から保険金が直接公衆に支払われることが望ましいが、法律の規定がない限り、被害者が直接保険業者に保険金の支払を請求できない。

保険業界は現在の段階ではもし被保険者の委任状があればもちろん直接支払うこととなるが被害者に直接支払うことの規定を約款に入れることは困難であるとしている。

- (3) 核燃料物質及び使用済燃料の輸送に伴う損害についてもてん補の対象とすることの可否。

核燃料物質及び使用済燃料の輸送に際しても原子力危険が想定される。従つて輸送に伴う原子力危険も保険の対象とすべきではないかという問題である。

輸送を国内輸送と国際輸送に大別すると国際輸送については問題が複雑で、諸外国も検討段階であるので、我国だけが現段階において実施するのは困難であろうとの議論がなされた。

国内輸送については、保険業界で検討の結果普通保険約款で施設内の輸送危険を担保することとし、施設外の輸送危険については、運送危険担保特約条項（案）を準備することとなつた。

- (4) 偶然の事故を改め、いわゆるオカーレンス・ベースを採用することの可否。

「偶然の事故」の表現のままでは、保険金を受取るためには、被害の事実、その被害が当該施設に関連して起つたものであることの外に、施設側において「偶然の事故」があつたことを立証する必要があるが、「偶

然の事故」があつたことを立証することは、被害者及び原子炉設置者にとつては不利であるので、「偶然の事故」を全廃すべきであるという意見があつた。

この点について、保険業界は、検討の結果、「正常運転に伴う被害」は便乗を招くおそれもあり、あくまで免責としたいが、それ以外のものはすべて担保しても差支えないという事になり、従つて「偶然」のを削除することに意見がまとまつた。

(注) 英国側の責任保険証券草案は、「事故」をアクシデントの語で表示し、原子力事故以外の事故をも包含している。

[例えば、建物の屋根が落ちて見物人が怪我をしたとき——イギリスでも認めるかも知れぬ……我妻書込み]

- (5) 責任の範囲の中に汚染危険のために公権の命令に基く損失をも含むこと、またはそれを明記することの可否。

公権の命令に基く損失は、被害者保護の見地からは、何らかの形で担保するかどうかの問題である。

保険業界は、事故と相当因果関係にある被害に止めたいとの意向である。

しかし、相当因果関係に退避のための交通費、滞在費、得べかりし利益等が、すべて含まれるか否かについては、なお、明確にする必要があるとの意見が述べられた。

- (6) 訴訟費用、損害賠償請求権の保全等の費用または損害拡大防止または軽減費用のてん補に関しては、その保険金額を外枠とすることの可否。

原子炉等設置法の建前が、被害を賠償するための措置として一定の基準の金額を要求しているので、これらの費用を内枠にした金額の保険のみでは原子炉等規制法上の措置としては不十分となるおそれがあるのでこれらの費用を外枠にすべきであるという意見に対し、外枠にすれば保険の消化能力が減少することでもあるので、出来れば内枠にしても認められるような損害賠償措置の基準を考えてもよいのではないかという意見もなされた。

(注) 英国側は、「被保険者が損害の拡大防止もしくは軽減のために支出した必要又は有益な費用」を含めたくないとしている。

(7) 保険金額の漸減方式を復元方式とすることの可否。

原子炉等設置法においては、常時一定基準の損害賠償措置を具備することが要求されているので、例えば小さな事故により保険金が支払われた場合には、原子炉等規制法上違反となる場合があるので、保険金が支払われた場合には自動的に復元する方式がとられることが望ましいという意見に対し、保険の立場からは、保険に対する特別の法的規制がない限り、自動復元方式をとることは困難であるとされた。

(注) 英国側は、責任保険契約の期間を1年とし、毎年契約を更新することを主張している。しかし保険金額の漸減方式を維持するため「保険者の負担する責任の総限度」の概念を導入し、証券面に明記している。

(8) 保険期間が始つた後、保険料領収前の免責趣旨を改めることの可否。

保険契約当事者の義務違反に基づいて、保険金給付を免責することは、被害者保護の見地から望ましくないという意見が述べられた。

保険業界では再検討の結果、保険料払込期日が経過するまでは、免責しないということに約款案を改訂した。

(9) 放射能の緩慢な累積の免責を改めることの可否。

(4) 参照

(10) 地震または噴火の免責を改めることの可否。

地震または噴火に基因する事故がすべて不可抗力によるものとは断定し得ない。換言すれば、原子炉の設置者が、損害賠償の責に任ずる場合が考えられる。この場合において保険金給付を免責することは、賠償責任をカバーして原子炉設置者を保護するという点からは不十分であり、また、第三者保護の見地からも望ましくないという意見があつた。

しかしながら保険の立場からは、地震または噴火危険の担保は、わが国保険者の多年の懸案であつて、本保険についても現在直ちに方針決定を行いたくないとの意見も述べられた。

また、海外再保険が特にこの点について消極的であるのでこれらを免責としない場合には、保険の消化能力が大いに減少することを勘案しなければならないという意見があつた。

(注) 英国側は、地震、噴火の免責に加えて (Perils of Storm, Tempest, Flood, Typhoon and Tidal Wave)をも免責することを希望している。
〔折衝の結果によつては割増保険料で再保険に処するかもしれぬ……我妻書込み〕

- (11) 事故発生日から10年経過後の免責を被害の原因がなくなつた日から20年経過後は免責とすることの趣旨に改めることの可否。

民法の時効と一致すべきであろうという問題であるが、長期間経過後の賠償請求を対象とすることは、被害者の立場からは放射線被害の後発性の問題から見て好ましいが、保険経理の面からみて無理があるという意見があつた。

- (12) 予防措置の義務違反の免責、変更の通知受領までの免責、事故発生後の義務違反による免責または控除および不実の記載等の免責に関して改めることの可否。

(8)と同趣旨の問題であるが、商法の規定と関連するものは別として、原子炉等設置法に基く届出等の制度を活用して、免責条項の発動を極力防止する方法がとられるべきであるとされた。

(注) 英国側は告知義務違反の効果に関する普通保険約款の文言を簡素化することを希望している。

- (13) 共通原因の事故等に基くてん補金額の制限の可否

各保険契約の被保険者が原子力災害について連帯して負担した賠償責任、または共通の原因に基く事故によつて生じた原子力災害について連帯することなく負担した賠償責任に対するてん補金額を制限することについては原子炉等規制法の賠償措置に反しないよう善処すべきであるという意見が述べられた。

(注) 英国側はこの制限を行いたいという希望を述べていない。

ウ. 星野英一「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案」

第10回には、星野英一教授の作成にかかる「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案」が提出された。その内容は、次のとおりである。これは、次回に提出される文書（「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案」）の原型となる。

第10回原子力災害補償委員会

資料第2号¹⁶⁹⁾

原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案

第一 実体法に関する問題

〔原子力事故とは何か……我妻書込み〕

① 損害賠償責任の発生

(A) 無過失責任主義を採用することの可否

(B) 無過失責任主義をとった場合に、一定の免責事由を認めることの可否

イ. 損害が不可抗力によって生じた場合について免責を認めるものとすべきか。

a. 何を不可抗力とするか（不可抗力の種類の問題）

b. 天災地変等についても、一定のていどのものまでは不可抗力とは認めないとするか。

（不可抗力のていどの問題）

ロ. 損害の発生に第三者が介入している場合のうち一定のものにつき免責を認めるものとするべきか。

一何がこれにあたるか。

(C) 因果関係の立証につき、特別の考慮をするべきか。——これは、と

169) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）120頁「【13】原子力①、3災害補償専門部会関係、7）原子力災害補償審議問題点綴」。

りわけ放射能の緩慢な蓄積によって損害の生じた場合に問題となりうる。

- (D) 退避（命令）等に基づく損害につき賠償責任を発生させるものとすることの可否〔それが結果的にみて不要であった場合も原則として……我妻書込み〕

注 賠償額の範囲に関しても問題となる（3二）

② 責任を負担する者

- (A) 本法の規定する対象の問題——原子炉設置者のほか製錬・加工事業者、核燃料物質の使用者等についても本法に定める責任を負担させることの可否（この法律による責任発生の原因……我妻書込み）

- (B) 原子炉設置者に責任を集中することの可否

イ. 原子炉施設から生じた事故につき、燃料供給者、精錬、加工事業者等との関係においてそうすべきか、否か。〔施設内部……我妻書込み〕

ロ. 原子炉施設から盗難、喪失、放棄によつて逸失した物質により生じた損害についても同様にすべきか、否か。〔施設外……我妻書込み〕

ハ. 核燃料物質、使用済物質の運送、保管中に生じた事故についても原子炉設置者に責任を集中すべきか、否か。〔……我妻書込み〕

ニ. 特に海上輸送の場合の問題がある。〔……我妻書込み〕

- (C) 責任の集中を認めた場合の各々につき、求償関係を規定することの可否、可とした場合につき——

イ. 求償の要件につき、現行法の規定（たとえば民法570条）および契約に委ねるべきか、それとも一律に定めるものとするべきか、もし定めるとすればこれらの者に故意過失があつた場合に限るとすべきか。

ロ. 求償権の放棄を認めないものとするべきか否か。（外国供給者との協定の関係）

ハ. 求償を認めた場合に、その範囲を明定すべきか否か。

- (D) 二個以上の施設によって損害の生じた場合に、連帯責任を負うべきものとする事の可否（——どちらか一方に責任を集中するとすべきか）〔累積してはじめて生じた場合、いずれが生じさせたかが不明の場合に特に問題になる……我妻書込み〕

注：賠償額の制限に関して時に問題となる

③ 賠償額

- (A) 賠償額の最高限を定めるべきか否か

イ. すべての場合に賠償額の最高限を定めるか、原子炉設置者に故意過失がない場合に限ってこれを認めるか。

ロ. 賠償額の最高限を定めるものとした場合につき、何を標準にこれを定めるか。

a. すべての施設に一律に定めるものとするか——これにも、一事故あたりの限度を定めることと炉あたりの限度を定めることと、一施設のあたりの限度を定めることとが考えられる。——また各施設ないし各原子炉につき個々のこれを定めるものとするか

b. 人的損害につき一人の最高額を定めるものとするか。慰謝料^[ママ]につき一律に定めるものとするか。（これにも死亡の場合と傷害の場合等とを区別するか

物的損害につき一定の標準を定めるものとするか。

c. a. b. を組み合わせるものとするか、否か。

d. a. c. の場合につき損害の総額が最高限を超える場合に、比例配分をするものとするか否か。

ハ. 遅発損害のため一定率（額）を留保すべきものとするか否か。

注：4Bの問題に関連する。なお、ハ二につき手続上の問題がある。

ニ. 退避（命令）等に基づく損害につき賠償させることの可否

注：1D

- (B) 損害額の算定

イ. 過失相殺に関し特別の規定をするべきか否か

ロ. 損害額算定の手続をどのようにするか

注：手続の問題とも関連する

④ 時効に関連する問題

損害賠償請求権の時効につき、特別の規定をするべきか否か

(A) 時効期間の問題

注：時効期間後に発生した損害をどのように取り扱うべきであるのかの問題がある。手続と関連するところの多い点である。

(B) 時効の起算点の問題

⑤ 損害賠償の支払方法

(A) 人的損害につき、一時金とするか、年金とするか。

注：年金とする場合には、手続上の問題をも考慮する必要がある。

(B) 保険金の直接請求、仮渡金、その差押禁止を認めるべきか否か。

——これは手続法で考慮するのが妥当であるか否か。

⑥ 国際私法、国際協定との関係（以上すべての問題に関連する）

第二 手続法上の問題

損害賠償問題処理の特別手続を規定することの可否

(A) 処理機関の問題

イ. 常設の行政委員会を設置するか。

ロ. 事故毎に通常裁判所で特別手続〔により……我妻書込み〕行うか

ハ. 裁判管轄の問題〔イの執行についても同じ——参考アメリカ……我妻書込み〕

(B) 各々につき、手続の問題——破産手続類似のものとする可否

イ. 被害者（又は一定の区域の居住者等）に対する催告・失権の問題

ロ. 責任負担者のほか、求償を受けるべき者をも関与させるか

ハ. 保険会社も関与させるか

ニ. 損害の査定方法

ホ. 賠償金支払の手続をどうするか。

エ. 部会審議の内容

第10回審議¹⁷⁰⁾は、保険約款審議の要約について、原子力災害補償専門部会

170) 「4. 議事経過

(1) 保険約款審議の要約について

加舎幹事より先日審議の修正点及び英国側の盛り込んだ修正点を説明。

(鈴木) 8頁の「明記している」の意味如何。

(真崎) 英国側より示された約款のひな形に書いてあつたのでかかる表現とした。

(註)の部分には検討を加えて英国側と再協議している。しかし二、三のものを除いては、ヨーロッパ各国の例もあるので難しいものと思われる。

(鈴木) 差し迫つた必要のある小規模の保険はどう言う形で発足するのか。

保険約款は大規模なものにすると相当遅れるのではないか。

(我妻) 施行日に来た時に保険の体制が出来ていなくても、怠慢とはならないだろう。

具体的に順次容易な問題から解決して行き、そのような段階において施行して良いのではないか。

(真崎) 建設保険は日本火災が中心となり、ドイツに再保険しようとしている。それでは原子力保険は技術的経済的に成立し難くなる。原子力保険と一緒にやりたい。それが解決すれば約款などは実は余り重要ではないと思うのだが。

(我妻) 大蔵省が当面の責任者として認可するのではあるが、本部会はどのように関与すべきか。

(中嶋 [大蔵省銀行局長代理……小柳注]) この部会の意見は大いに尊重したい。

(鳥村) 大蔵省としても当然参考にされるものと考え。法規的には何も無いが、御相談はされるだろうが改めて御審議願う事は恐らくないものと思う。原子力局側としてはそう期待している。今後はある程度止むを得ないという線で審議して頂いているので、審議の時に根本的に解決しようとするのは無理と思う。

(鈴木) 大蔵省の審査は、当事者（保険会社及び設置者）の意見がある程度聞かねばならぬと思う。

(中嶋 [大蔵省銀行局長代理……小柳注]) 正にその通りである。

(我妻) 英国側の意見があとで解つたので、その意味で論じつくされていない点があるので一応の審議は留保したい。

(鈴木) 大蔵省側が認可した保険にも原子力委員会はそれを認めない事は出来るか。

(有沢) こちらでもある程度了承しなければならない。そのためにこの部会があるのだ。

(鈴木) 大蔵省も審査するが、こちらも矢張り審査すべきものと思う。事実上は一種の共管となる。結局、大蔵省に現在の段階で下駄を預けた形では困る。

(有沢) 大蔵省に提出する保険には、こちらの意見が入っている。それに大蔵省が文句をつけた場合にはこちらへ相談願えばよいのではないか。

(中嶋〔大蔵省銀行局長代理……小柳注〕) 将来は或いは共管となるものと思う。

(鈴木) 保険金額をどれくらいつけるかと言うことは我々の審議事項であるか。

(島村) 保険金額と認可の金額は主体が違う。前者は保険業界であるし、後者は局で定める。その時は委員会、従つて本部会にも当然相談する事となろう。

(鈴木) 簡単な問題でないのでメノコになるおそれがあるので、予めそろそろ討議されては如何。

(島村) 或いはメノコになるおそれがあるので、そろそろ御審議願いたいと思う。一度だけ御相談したこともあったと思うが、原則は一律とし、特殊なものに例外を設けるとい程度ではないかと考えられる。

(我妻) この要約についてはこの部会でしたこととする。

(2) 原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)案について

(星野委員) ——保険との関連は一応除外した——又国家補償の問題も一応切離した。

実際上はAよりBが重要であると思われる。

(鈴木) 国家補償の問題は、この案の審議との関係ではどうなるか。

(加舎) この問題をやり、然る後に保険か国家補償かあるいはその他の方法で処理するかどうか、の問題に取組むべきだと思つている。

(鈴木) 国家は常に直接の債務者ではないとすべきか。或いは国家を被告にするか。その問題を片付けなければならない。

(星野) 国家が問題となるのは、owner-operatorが責任がないとされた場合に起るのであつて、先ずowner-operatorの責任の範囲を確定したいと思う。

(鈴木) どうしても国家補償の問題を考えないことには最高賠償限度が定まらないのではないか。或る程度のprincipleは何処かの段階でやらないことには審議は進まないのではないか。

(金沢) むしろ根本問題は同時に併行して考えていくべきであると思う。

休憩 12:00~1:00

(我妻) 大体の方針は趣旨で審議するものとし、責任額の限度等必要な場合は国家補償、保険にも触れて行こう。

（鈴木）大筋をやるか或いはこの順序でやるか、大筋でやつた方が審議が進むのではないか。小さな問題を一つづつ固めて行くのは時間的に無理だと思う。又この事項案のcommentを作つてもらふと非常に有難い。

（鳥村）可成り大問題なので審議促の方法として分担の上、まとまつた形としてそれを中心に進めて行く形にして頂きたい。又これを進めて行くに当つて作業があるかどうか。一般的なもののほかに委託費の形で76万円の予算がある。何とかやり方によつては使い方が有るのではないかと思う。私共としては災害発生時、損害額の予想についてやりたいと考えている。これについて御意見をお伺いしたい。

（我妻）次回は13日午前（9：30）14日全日（10時～4時）15日午前9：30～とまとめてやりたい。準備は事務局と星野委員にやつてもらふ。

(3) IAEA専門部会報告

（金沢）専門家会議であるので緊張は余りなく和やかなものであつた。しかし国家的背景も否定出来ず、例えばソ連の如く出来るだけdomestic legislationに委ねるべきであるとの意見があつた。今日の配布資料である新しい案（secretary draft）により審議した。逐次説明すると、定義については科学技術的に相当問題が有る。又、on-site damageとoff-site damageを区別する必要なしとの意見もあつたが、重要問題なので次回廻しとなつた。

Ceiling liability〔事業者の賠償額の制限のこと……小柳注〕はminimumなものかmaximumなものか議論があつたが、これはminimumに解すべきだとの説明があつた。何も定めていないときはuniform ceilingが適用されている。limitation of liability in timeについては、特に私に意見を求められたが、都筑博士〔都筑正男東京大学医学部名誉教授……小柳注〕の意見をもとにして5年は短かすぎる旨発言し、大体の了解を得た。大体10年に落着きそうである。又原案はper incidentであるがEnglandはper siteになつている。そこで妥協案としてper installation(但しper incidentの3倍の金額〔「〕〕の脱落か？……小柳注〕が出された。これに対し英国は、両者を選択的に認めるべきであると主張した。

ソ連は、per installationの理由としてどの災害によるかを立証する必要がないので国民のためにはよいとしている。勿論per installationにした場合においてはper incidentである場合にceilingを置くかという^(ママ)かについて議論があり、ceilingを置いた場合における国際原子力機関の補償については次回の議論をまつ事となつた。

Recourse action〔求償権のこと……小柳注〕についてであるが、これに対しては私は現在の段階ではchanneling〔責任集中のこと……小柳注〕は望ましいであろう。

審議事項（法律関係）案について、及びIAEAの条約案審議状況について行われた。

(ア) 保険約款審議の要約

保険約款審議の要約としては、前掲の文書が作成され、基本的にその承認がなされた。また、大蔵省との調整及び英国再保険側との調整が残されていた。これについては、つぎのような応酬があった。

〔(我妻) 大蔵省が当面の責任者として認可するのではあるが、本部会はどのように関与すべきか。

(中嶋〔大蔵省銀行局長代理……小柳注〕) この部会の意見は大いに尊重したい。

(島村) 大蔵省としても当然参考にされるものと考えて。法規的には何も無いが、御相談はされるだろうが改めて御審議願う事は恐らくないものと思う。原子力局側としてはそう期待している。今後はある程度止むを得ないという線で審議して頂いているので、審議の時に根本的に解決しようとするのは無理と思う。

(鈴木) 大蔵省の審査は、当事者（保険会社及び設置者）の意思をある程度聞かねばならぬと思う。

(中嶋〔大蔵省銀行局長代理……小柳注〕) 正にその通りである。

(我妻) 英国側の意見があとで解つたので、その意味で論じつくされていな

しかし出来るならば最少限度のrecourseの権利を保留したい旨述べた。インド、アラブも同意見であつた。大勢は大体recourse Actionを認めないとするようであつた。

16条の次に16条の(a)を設け、atomic Weaponを含まない事、及びuncontained explosionを含まない旨を規定する事となつた。

なお国家の国際的責任並びにnuclear propulsion〔原子力船のこと……小柳注〕についての法律的問題についての会議を開きたい旨事務局より連絡があつた。

(我妻) 8月の第3回会議でまとまる見込か。

(金沢) 事務局がかなり積極的にまとめた意見であるので何とか最小限でもまとまるのではないか。

〔以下余白……小柳〕

い点があるので一応の審議は留保したい。」

以上のように、一方では、大蔵省はこの部会での審議を尊重することとなった。また、英国側との調整は、今後に残された。

(イ) 星野英一「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案について」

第10回以降は、原子力損害賠償制度についての本格的審議が行われる。その冒頭に問題点を指摘した星野教授による前記掲載の文書が提出された。しかし、これについての議論は以下のように極めて簡単なものであった。

「(星野委員) ——保険との関連は一応除外した——又国家補償の問題も一応切離した。

実際上はAよりBが重要であると思われる。

(鈴木) 国家補償の問題は、この案の審議との関係ではどうなるか。

(加舎) この問題をやり、然る後に保険か国家補償かあるいはその他の方法で処理するかどうか、の問題に取組むべきだと思つている。

(鈴木) 国家は常に直接の債務者ではないとすべきか。或いは国家を被告にするか。その問題を片付けなければならない。

(星野) 国家が問題となるのは、owner-operatorが責任がないとされた場合に起るのであつて、先ずowner-operatorの責任の範囲を確定したいと思う。

(鈴木) どうしても国家補償の問題を考えないことには最高賠償限度が定まらないのではないか。或る程度のprincipleは何処かの段階でやらないことには審議は進まないのではないか。

(金沢) むしろ根本問題は同時に併行して考えていくべきであると思う。」

かくして、国家補償の問題は、実質的に先送りにされた¹⁷¹⁾。

(ウ) IAEA審議

金沢委員より、IAEAの条約案審議状況についての説明があった。もっとも、この説明には、添付資料が残されていないようであり、極めて簡単なものであった。

171) また、担保付社債債権者と損害賠償請求権の債権者の優劣が問題になりうる。

2011年の事故ではこの問題が関心と呼んだが、原賠法制定時では、この問題は、言及されていない。

オ. 国家補償についての新聞報道（6月23日）

ここで注目すべきは、朝日新聞昭和34年6月23日朝刊2面に次のような記事があることである。

原子力災害には国家補償が必要 原子力委専門部会で検討

原子力災害の補償対策を検討している原子力委員会の原子力災害補償専門部会（部長我妻榮氏）は、このほど民間の原子力保険制度の検討を一応終わり、さらに国家補償の問題を検討することになったが、民間保険の措置だけでは不十分なことが明らかになった。しかし国家補償制度を採用することについては、原子力局と大蔵省側の話し合いがまだ行なわれておらず大蔵省側は予算面からかなり難色を示すものと予想される。

原子力災害補償専門部会は損害保険業界で作っている『日本原子力保険プール』結成準備会と民間の損害賠償を補償する保険の範囲について話し合いをしてきたが、保険業界では放射能の緩慢な蓄積による被害、地震または噴火による事故の損害などについては保険を引受けない方針を明らかにし、また保険期間の時効についても事故発生後二十年という専門部会の要望に対して十年を主張して譲らなかった。またこの保険プールによる原子力損害賠償責任保険の保険金額は海外に再保険する分を含めて五十億円を限度とする予定である。

このため民間保険によってカバーされない正常運転の結果出てくる放射能の蓄積による被害や地震、噴火による事故の被害あるいは事故発生後十年以後に出てくる被害などに対する補償措置は、国がおこなわなければならないようだ。

以上の記事は、①原子力保険について正確な内容を伝えている。②国家補償の必要性についても同様に正確である。③しかし、大蔵省の予算面からの「かなり難色」は「予想」記事になっている。これもある意味では正確であり、この段階まで、本特別部会の審議録では大蔵省委員からの議論は見られない。実際には、大蔵省は部会の議論を認識していたようである。いわばこの記事は、

大蔵省が国家補償論に反対の動きを行うこと、7月半ばにおける大蔵省主計局委員の参加及び反対を予言するものである。

(11) 第11回昭和34年7月13日

ア. 原子力委員会月報の記述

第11, 12, 13回の会議について、原子力委員会月報4巻10号（昭和34年, 1959年）は、まとめる形で次のように述べる¹⁷²⁾。

「第11-13回（7月13日（月）～15日（木）9：30～12：00）

議事経過

星野委員から「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点および試案」について説明があり、特別立法を行なう場合の法律上の問題点-主として民法の不法行為責任との関連について意見の交換が行なわれた。すなわち、国家補償の必要の有無およびその根拠、無過失責任を採用すべきか否か、無過失責任を採用した場合に天災、戦争等について一定の免責事由を認めるべきか否か、設置者の責任を一定額に制限すべきか否か、責任を設置者に集中すべきか否か、因果関係の立証について特別の規定を置くべきか否か等である。

討議の結果、細部については若干の意見の相違はあったが、原則的には意見の一致がみられた¹⁷³⁾。」

イ. 新しい保険約款案

第11, 12, 13回は、一体のものと考えられ、その配布資料は、「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案」, 「第10回原子力災害補

172) 事務局からの開催通知は、11, 12, 13回をまとめて行なっている。全体として、この3回の会議は、一体のものとして考えることができる。

173) 原子力委員会月報は、出席委員等の名前を示していない。第11回議事録の「出席者」の記事によると、第11回の出席委員等は、次のとおりである。「専門委員：我妻、鈴木、竹内、星野、福田、阿部、長崎、真崎、杉村、野木、同代理：大沢、宮原（大蔵）、前田、尾身（通産）、稲畑（産業会議）、原子力委員：有沢、原子力局：佐々木、島村、井上ほか、幹事：加舎、鈴木」。

償専門部会議事録」であったが、それに加えて、「原子力損害賠償保険普通保険約款(案)」が配布された。これには、「乙作業 {英国保険原子力委員の8/5/1959提案を最大限に容認する場合を仮定した作業}」との注記がタイプ刷りで付されていた。

その特徴は、第1に、責任保険の対象として、原子力災害のみを挙げている。その点では、英国提案に従わず、もともとの日本案を維持している。第2に、保険期間について、明確に1年としている¹⁷⁴⁾。第3に、地震のみならず、台風等についても担保しないとしている。

実際には、その後さらに原子力保険では英国側の意見が重きをなす。

ウ. 原子力局「原子力損害賠償保障法案(第一次案)」等

(ア) 原子力局による法案準備

ここで重要なのは、この時期に一旦科学技術庁原子力局を中心に「仮案(委員会に提出せず)」が作成されたことである。その内容は、「原子力損害賠償保障法案(第一次案) 原子力局昭和34年7月10日」、「原子力損害賠償責任再保険特別会計法(第一次案) 原子力局昭和34年7月10日」、「総理府所管原子力損害賠償責任再保険特別会計昭和35年度歳入歳出予算計算書 原子力局」である。

この原子力局による法案準備については、昭和34年6月18日の第6回原子力委員会参与会で「島村次長：災害補償専門部会の議論は、これまで民営による原子力保険の約款がどうあるべきかについて費やされてきて、2回ぐらい前からようやく全般的な災害補償の問題に入った。従来と違った例外的な要素が多く2～3年かける必要があると思っていたが、世の中のテンポからいってそうもいかない。専門部会における法理論の議論と並行して事務局でも法案の準備をし来国会に法案を提出することを目標としている。」として言及されている。

174) 約款案4条(責任の始期および終期)1項が「保険期間は、その初日の午後4時に始まり、この保険契約の解除の効力が生じた日の午後4時又は第2条第3項により保険金額が消滅した時に終る。」と規定していたのに対し、新約款案4条1項は、「保険期間は1年とし、その初日の午後4時に始まる。」と規定する。英国側のannual policyの方針に従っている。

た¹⁷⁵⁾。この島村次長の発言を見ると、原子力災害補償専門部会の審議の進捗

175) 「瀬藤参与（瀬藤象二，電気工学者，東京帝国大学教授，後に，東京芝浦電気株式会社専務取締役，日本原子力事業株式会社会長，東京電機大学理事長等歴任）：災害補償の法案は今年末に原案が出せるか。

島村次長：災害補償専門部会の議論は，これまで民営による原子力保険の約款がどうあるべきかについて費やされてきて，2回ぐらい前からようやく全般的な災害補償の問題に入った。従来と違った例外的な要素が多く2～3年かける必要があると思っていたが，世の中のテンポからいってそうもいかない。専門部会における法理論の議論と並行して事務局でも法案の準備をし来国会に法案を提出することを目標としている。

瀬藤参与：原電の炉やMTRが臨界になる時期と関連して災害補償法の施行が問題とされているか。

島村次長：今度改正された規制法では原子炉の設置に際しては損害を賠償する措置が適当とみとめられなければ設置が許可されないことになっている。4月から起算して9ヵ月以内にこの改正法が施行されることになっているから，来年までに損害賠償措置の方法や金額が決まる。原電の原子炉の設置許可が法律の施行前になされるときは問題はない。ただ法律が施行された後の猶予期間内に損害賠償措置を講じなければ許可が失効する。原研の原子炉はこの法律の適用外である。

大屋参与：民間の保険会社はどの程度の金額以上は政府が面倒をみるという方針をはっきりさせないと困るといっている。政府の方針をはっきりしてほしい。来年度の予算との関連はどうか。

島村次長：国家が再保険をみるという方法をとれば予算が必要である。災害が起きたときだけ金を出すという考え方が支配的だが，普段から積み立てておくことを考えるならば予算が必要になろう。

佐々木局長：国家補償の問題は日英協定の批准の際にも国会で問題になった。国に最終的な責任があることは，大蔵の事務当局も納得しているが，どういう形で法律でうたうかが今後の問題である。

瀬藤参与：再保険を英国に交渉しているということだが，地震による災害は除外され，災害救助法によらねばならないということだが。

佐々木局長：日本で災害補償の法律を作るときは地震も包含したいが，再保険に出しても引き受け手がないと国でみる必要が生じたり，保険料が高くなることも考えられる。

状況のままでは、問題があると原子力委員会事務局側が考えていたものとも考えられる。こうして登場したのが以上の諸法案であると考えられる。

もっとも、我妻文書には、「委員会に提出せず」との我妻博士による書き込みがあるし、部会の審議録においては直接の議論の対象となっていない。しかし、「原子力損害賠償保障法案（第一次案）」とされている点は、後に、10月27日の第16回部会に提出される「原子力損害賠償保障法案（第二次案）」を準備するものと考えられる。後述するように、賠償措置額、政府の再保険の有無など違いがあるが、相当数の条文は、この第1次案を承継したものとなっている。

(イ) 原子力損害賠償保障法案（第一次案）

「原子力損害賠償保障法案（第一次案）」は、次の内容である。

「極秘」

（委員会に提出せず〔我妻博士による書き込み〕）

原子力損害賠償保障法¹⁷⁶⁾

（第一次案）

原子力局

昭和三十四年七月十日

原子力損害賠償保障法（第一次案）

原子力損害賠償保障法案をここに公布する。

山県参与：サバナ号が来年くるかも知れない。保険の問題もはっきりさせてほしい。

石川委員：見本市展示炉は、万一の事故があれば米政府が全責任を持つということで許可された。そういう考え方も可能かも知れない。」

176) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）123頁「【13】原子力①4補償関係5. 損害賠償制度関係1）仮案綴」中の資料。

御名御璽

昭和三十一年 月 日

内閣総理大臣 岸信介

法律第 号

原子力損害賠償保障法

原子力損害賠償保障法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第七条）

第三章 原子力損害賠償責任保険

第一節 原子力損害賠償責任保険契約の締結強制（第八条・第九条）

第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第十条—第十九条）

第三節 原子力損害賠償責任保険事業（第二十条—第二十四条）

第四節 政府の原子力損害賠償責任再保険事業（第二十五条—第三十五条）

第四章 原子力損害賠償責任保険以外の損害賠償措置（第三十六条）

第五章 原子力損害賠償処理委員会（第三十七条—第四十八条）

第六章 雑則（第四十九条—第五十三条）

第七章 罰則（第五十四条—第五十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力事業によつて原子力損害を与えた場合における損害賠償を限度を設けて保障する制度を確立することにより、被害者及び原子力事業者等の保護を図り、もつて原子力の研究、開発及び利用を推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第六十八号）第三条第一号に規定する原子力をいう。
- 2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。
- 3 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。
- 4 この法律において、「製錬」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制等に関する法律第二条第五項に規定する製錬をいう。
- 5 この法律において「加工」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制等に関する法律第二条第六項に規定する加工をいう。
- 6 この法律において「原子力事業」とは、原子炉を設置する事業並びに製錬、加工の事業及び核燃料物質の使用のうち政令で定めるものをいう。
- 7 この法律において「原子力事業者」とは、原子力事業を行う者をいう。
- 8 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）により第三者の生命、身体又は財産等を害した場合におけるその損害をいう。
- 9 この法律において「原子力事故」とは、原子力事業に関連して原子力損害を与える可能性のある出来事又は状態をいう。
- 10 この法律において「損害賠償措置」とは、原子力損害を賠償するための措置をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、原子力事業者への責任集中）

- 第三条 原子力事業者は、当該原子力事業に関連した原子力事故によつて原子力損害を生じたときは、その損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が戦争によつて生じたものであることを当該原子力事業者が明らかにした場合又は外国人によつて生じた場合には、この限りでない。
- （原子力事業者以外の者の免責）

第四条 原子力事業者以外の者は、原子力事故による原子力損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 原子力事業者は、原子力損害に関し責任のある他の原子力事業者、又は悪意により原子力事故を生ぜせしめた者に対してのみ求償権を行使しうる。ただし、その額は当該原子力損害に対し支払った賠償金額又は第六条に規定する責任の制限額を超えないものとする。

（責任の制限）

第六条 原子力事業者は、一原子力事故について五百億円を超える原子力損害に対する賠償責任を負うことはない。ただし、政令で責任の制限額についての特例を設けることができる。

2 原子力事業者に悪意があるときは、前項の責任の制限は、適用がないものとする。

（民法の適用）

第七条 原子力事業者の責任については、第四条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第三章 原子力損害賠償責任保険

第一節 原子力賠償責任保険の締結強制

（責任保険の契約の締結強制）

第八条 原子力事業者は、当該原子力事業者の原子力損害賠償責任につき、この法律で定める原子力損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約の締結により損害賠償措置をとらなければ、原子力事故が起りうる状態における原子力事業を行つてはならない。

（保険者）

第九条 責任保険の保険者（以下「保険会社」という。）は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基き責任保険を営むことができる者とする。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(責任保険の契約)

第十条 責任保険の契約は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる原子力事業者のすべての損害を保険会社がてん補することを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(保険金額)

第十一条 責任保険の保険金額は、第六条第一項に規定する責任の限度額とする。

(保険金の請求)

第十二条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第十三条 前三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社はそのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免がれる。

3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険会社が、責任保険の契約に基き被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

(差押の禁止)

第十四条 第十三条第一項の規定による請求権は、差し押さえることができない。

(時効)

第十五条 第十三条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、

時効によつて消滅する。

（告知すべき重要な事実等）

第十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四条に規定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、政令で定めるものとする。

（告知義務違反による契約解除の効力）

第十七条 商法第六百四十四条の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して一ヶ月の後に、将来に向つてのみその効力を生ずる。

- 2 前項の解除の効力が生ずる日前に危険が発生した場合には、商法第六百四十五条第二項の規定にかかわらず、保険会社は、損害をてん補する責に任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

（危険の増加又は減少による契約の変更）

第十八条 保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

- 2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならない。
- 3 保険期間中に危険が増加した後に危険が発生し、保険会社が損害をてん補した場合において、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。
- 4 保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。
- 5 保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

(商法の適用)

第十九条 責任保険の契約については、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、商法第三編第十章第一節第一款の規定による。

第三節 原子力損害賠償責任保険事業

(責任保険の契約の締結義務)

第二十条 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

(保険料率)

第二十一条 大蔵大臣は、責任保険に関し、次の各号に掲げる処分についての申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が能率的な経営の下における適正な原価を償うものでなく、又は保険料率の算定につき営利の目的の介入があるときは、これらの処分をしてはならない。

- 一 保険業法第一条第一項の規定による免許又は同法第十条第一項の規定による認可
- 二 損害保険料算定団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十条第一項の規定による認可
- 三 外国保険事業者に関する法律第三条第一項の規定による免許、同法第五条の規定による認可又は同法第十九条において準用する保険業法第十条第一項の規定による認可

第二十二条 責任保険については、損害保険料算定団体に関する法律第十条の二、第十条の三、第十条の五第二項及び第十条の八から第十条の十二までの規定は、適用しない。

第二十三条 大蔵大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価をこえると認めるときは、保険会社又は損害保険料率算定団体に関する法律第二条第二項の規定による損害保険料率算定団体に対して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができる。

(同意)

第二十四条 大蔵大臣は、責任保険の保険約款及び保険料率に関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、科学技術庁長官

の同意を得るものとする。

一 第二十五条各号に掲げる処分

二 前条の規定による変更命令

三 保険業法第十条第二項（外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。）又は損害保険料率算定団体に関する法律第十条の六の規定による命令

2 大蔵大臣は、保険会社がこの法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分若しくは責任保険の保険契約又は保険料率について保険業法、外国保険事業者に関する法律、これらに基く命令又はこれらに基く処分に違反した場合において、保険業法第十二条第一項又は外国保険事業者に関する法律第二十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、科学技術庁長官の同意を得るものとする。

第四節 政府の原子力損害賠償責任再保険事業

（再保険）

第二十五条 政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第二十六条 政府と保険会社との再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時に於いて成立する。

（再保険金額）

第二十七条 再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の九十とする。

（再保険料率）

第二十八条 再保険料は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

（政府の支払うべき再保険金の金額）

第二十九条 政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の九十とする。

（再保険料の払いもどし）

第三十条 政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより保険料の

払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより保険会社に対して再保険料の一部を払いもどすことができる。

(保険代位等の場合の納付)

第三十一条 保険会社は、責任保険に関して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の九十を政府に納付しなければならない。

2 保険会社は、第十六条第二項後段又は第十七条第三項の規定による支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の九十を政府に納付しなければならない。

(通知)

第三十二条 保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に関する事項を科学技術庁長官に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも同様とする。

2 保険会社は、責任保険に関し損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に通知しなければならない。

(免責)

第三十三条 次の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免れる。

- 一 保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。
- 二 保険会社が、てん補額を不当に認定して損害をてん補したとき。
- 三 保険会社が、故意又は重大な過失により前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(時効)

第三十四条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(再保険事業に関する経費の繰入)

第三十五条 政府は、この節に規定する再保険事業（以下「原子力損害賠償責任再保険事業」という。）の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から原子力損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れることができる。

第四章 原子力損害賠償責任保険以外の損害賠償措置

（責任保険以外の損害賠償措置）

第三十六条 供託法（明治三十二年法律第十五号）に規定する供託、政令で定める方法又は供託、政令で定める方法若しくは責任保険の組合せにより損害賠償措置をとつた原子力事業者は、第八条の規定にかかわらず、原子力事故が起りうる状態における当該原子力事業を行うことができる。

第五章 原子力損害賠償処理委員会

（設置）

第三十七条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、原子力損害賠償処理委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、原子力事業により原子力損害が生じた場合において、政令で定めるときから、政令で定める期間、設置されるものとする。

（所掌事務及び権限）

第三十八条 委員会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

- 一 損害の調査を行うこと。
- 二 損害賠償金の支払計画及び支払方法を樹立し、並びにその実施を推進すること。
- 三 損害賠償の処理に関する異議の裁定を行うこと。
- 四 その他法律（これに基く命令を含む。）の定めるところにより委員会の権限に属させられた事項を実施すること。

（組織）

第三十九条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

2 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員長及び委員の任命)

第四十一条 委員長および委員は、内閣総理大臣が任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員長及び委員の任期)

第四十二条 委員長及び委員の任期は、第三十七条第二項に規定する委員会の設置の期間又は三年のいずれか短い期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第四十三条 委員は、第四十一条第二項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が必身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(委員の給与)

第四十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の制限)

第四十五条 委員長又は委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積積極的に政治運動をする行為をしてはならない。

(会議)

第四十六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、

議決をすることができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に故障があるときは、第四十三条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

（庶務）

第四十七条 委員長の庶務は、科学技術庁原子力局において処理する。

（事務局）

第四十八条 政令で定めるところにより、委員会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局は、前条の規定にかかわらず、委員会の庶務を処理する。
- 3 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 4 事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雑則

（国に対する適用）

第四十九条 この法律の規定は、第八条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。

（業務の管掌）

第五十条 第三章第四節に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

（指示）

第五十一条 科学技術庁長官は、第八条及び第三十七条に規定する損害賠償措置につき、この法律施行のために必要な指示を原子力事業者に対し行うことができる。

（資料の提示）

第五十二条 科学技術庁長官は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、原子力事業者に対し、損害賠償措置の確

認のための資料の提示を求めさせることができる。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に規定するもののほか、この法律施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第五十四条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の指示に従わない者

二 第五十二条の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第五十六条 法人の代表者若しくは法人又は人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 保険会社が第二十条の規定に違反したときは、保険会社の取締役（外国保険事業者に関する法律に規定する外国保険事業者にあつては、その日本における代表者。次項において同じ。）は三十万円以下の過料に処する。

2 保険会社又は損害保険料算定団体が第二十三条の命令に違反したときは、保険会社の取締役又は損害保険料算定団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 略

(他の法律の改正)

2 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第三条第四項の別表第一中首都圏整備委員会の項の次に次の一項を加え

る。

原子力損害賠償処理委員会

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 原子力損害賠償責任保険の保険約款および保険料率に関する処分について同意すること。

十三の七 原子力損害賠償責任再保険事業を行うこと。

第八条・第六号の次に次の三号を加える。

六の二 原子力損害賠償責任保険に関すること。

六の三 原子力損害賠償責任再保険事業に関すること。

六の四 原子力損害賠償責任再保険特別会計の経理を行うこと。

4 保険業法の一部を次のように改正する。

（以下略）

(ウ) 原子力損害賠償責任再保険特別会計法（第一次案）

以上の法案で規定する原子力損害賠償責任保険の国による再保険制度については特別法が準備されていた。これは、例えば、自動車についての自動車損害賠償保障事業特別会計法¹⁷⁷⁾に倣った制度であったと考えられる。

177) 「法律第百三十四号（昭三〇年八月五日）◎自動車損害賠償責任再保険特別会計法

（設置）

第一条 自動車損害賠償保障法（昭三十年法律第九十七号。以下「法」という。）による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（区分）

原子力損害賠償責任再保険特別会計法¹⁷⁸⁾

(第一次案)

原子力局

昭和三十四年七月十日

原子力損害賠償責任再保険特別会計法(第一次案)

原子力損害賠償責任再保険特別会計法をここに公布する。

御名御璽

昭和三十 年 月 日

内閣総理大臣 岸信介

法律第 号

原子力損害賠償責任再保険特別会計法

(設置)

第一条 原子力損害賠償法(昭和三十 年法律第 号。以下「法」という。)による原子力損害賠償責任再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、原子力損害賠償責任再保険を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第三条 この会計は、保険勘定、保障勘定及び業務勘定に区分する。以下略

なお、平成13年には、再保険制度が改められ、法律の題名も「自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年八月五日法律第百三十四号)」となった。その後、特別会計に関する個別法の廃止により特別会計に関する法律(平成19年法律23号)の一部(「自動車安全特別会計」, 第210条以下)となっている。

178) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部 [編] 『我妻栄関係文書目録』(2003年)123頁「【13】原子力①4補償関係5. 損害賠償制度関係1)仮案綴」中の資料。

第二条 この会計は、内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入金に相当する金額をもつて資本とする。^{〔ママ〕}

（歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、一般会計からの繰入金、再保険料、法第 条の規定による納付金、借入金及び附属雑収入をもつて歳入とし、再保険金、法^{〔ママ〕} 条の規定による再保険料の払いもどし金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子及び融資証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

以下、略

(エ) 総理府所管原子力損害賠償責任再保険特別会計昭和35年度歳入歳出予定計算書（原子力局）

以上の再保険事業には、収支計画が付されていた。「総理府所管原子力損害賠償責任再保険特別会計昭和35年度歳入歳出予定計算書（原子力局）」¹⁷⁹⁾によると、具体的収支計画は、次のようなものであった。

179) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）123頁「【13】原子力①4補償関係5. 損害賠償制度関係1）仮案綴」中の資料。

歳入		歳出	
1. 再保険料収入	32,400,000円	1. 再保険金	32,400,000円
2. 利子収入	90,000,000円	2. 払戻金	10,000円
3. 一般会計より受入	2,000,000,000円	3. 業務費用	2,365,000円
4. 返納金	10,000円	4. 予備費	2,087,664,000円
5. 恩給法納金	19,000円		
6. 雑入	10,000円		
計	2,122,439,000円	計	2,122,439,000円

再保険の必要な炉としては、次のものに言及している。

		稼働(予定)
JRR-1(原研炉) ¹⁸⁰⁾	燃料納入	32年5月
JRR-2(原研炉) ¹⁸¹⁾	燃料納入予定	34年10月
立教大学炉 ¹⁸²⁾	燃料納入予定	35年3月

180) JRR-1は、「わが国に初めて建設された研究炉で、熱出力50kW」である(『原子力開発十年史』192頁)。

181) JRR-2は、「濃縮ウラン重水炉,すなわちCP-5型」(昭和31年版原子力白書,第7章国際協力,1.1日米原子力協定の成立<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1956/sb2070101.htm>)であり、熱出力1万kWを予定した(『原子力開発十年史』194頁)。JRR-1及びJRR-2は、「ともに31年に着工されたが、原子炉等規制法の適用前であり、審査部会も発足していなかったため、設置の時に安全審査は行われなかった。」(『原子力開発十年史』313頁)。

182) 神奈川県横須賀市長坂に所在する熱出力100kWの教育用炉である。立教大学原子炉は、昭和34年2月18日に原子炉設置の許可申請がなされ、同年7月29日に設置許可が与えられ、36年12月8日に臨界に達した(『原子力開発十年史』204頁)。立教大学炉は、継続的利用にかかる民間原子炉の設置許可第1号である(東海大学は許可申請第1号であるが、設置許可を得られなかった)。

これについては、立教大学の側では、「土地の問題は金よりもむしろ住民の同意を得ることがきわめて困難だという点で苦慮していたようだった。ちょうど関西の大学が住民の反対で困っていましたからね・・・。」「この土地問題を解決したということは大手柄だと思えます。これで日本における原子炉の設置場所の問題解決を

東急炉 ¹⁸³⁾	燃料納入予定	35年4月
日立炉 ¹⁸⁴⁾	燃料納入予定	35年4月
東芝炉 ¹⁸⁵⁾	燃料納入予定	35年4月
東海大学炉 ¹⁸⁶⁾	燃料納入予定	35年4月

一歩おし進めたことになるのじゃないでしょうか。この問題がうまくまとまった一番の理由は産業誘致をうまく実現したということで、市会がうまくまとまったということですか。」座談会「原子炉の火が燃えるまで」〔河西立教大学経済学部長〕『立教』第12号、1959年、10-23頁）との発言がある。<https://sites.google.com/site/rikkyogenshiro/home/2-li-jiao-da-xue-yuan-zi-li-yan-jiu-suono-kai-she>

なお、立教大学炉は、第一原子力産業グループ（現在では富士電機、富士通、みずほ銀行等からなるグループ）と密接な関連を持っていた。原子力産業新聞85号3面は、横須賀市議会全員協議会が全員一致で立教大学炉に賛成し、「付随して第一原子力産業グループの工場誘致も可決」と伝える。更に、同89号3面、130号4面等参照。第一原子力産業グループの中心企業である富士電機製造は、原電コールドホール型炉の「国内下請負の代表者」であった（『原子力開発十年史』221頁）。

- 183) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺に所在する後の武蔵工業大学炉である。この炉は、昭和34年6月25日に設置許可申請があり、同年10月7日に設置許可が与えられ、38年1月30日に臨界に達した（『原子力開発十年史』205頁）。
- 184) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺に所在する熱出力100kWの炉である。昭和35年3月23日に設置許可申請書の提出があり、同年5月13日に設置許可が与えられた。臨界は、昭和36年12月25日である。設置許可に際しては、原子力委員会月報昭和35年5月号に「この原子炉の試作研究については、昭和33年、昭和34年の両年度にわたり科学技術庁から原子力平和利用研究費補助金の交付を受けている。したがって、この原子炉の設置、運転は、わが国の原子力開発および利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない。」との指摘がある（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N05/196001V05N05.html>）。
- 185) 神奈川県川崎市川崎区浮島町に所在する熱主力30kWの炉である。昭和35年3月23日に設置許可申請書の提出があり、同年5月13日に設置許可が与えられた。昭和37年3月13日に臨界に達した（『原子力開発十年史』205頁）。この炉は、2001年廃炉措置中である。
- 186) 東京都渋谷区代々木幡ヶ谷に設置を計画するが、設置許可が与えられなかった

近畿大学炉 ¹⁸⁷⁾	燃料納入予定	35年4月
東京工業大学炉	燃料納入予定	35年10月
9 原子炉 × @5,000,000円 (1 年間保険料) × (1 - 0.2(元請保険事業費計) × 90% = 32,400,000円)		

〔大学側においても再考慮を行っていたので、設置申請に対する処分は保留された。〕『原子力開発十年史』313頁)。

原子力委員会月報昭和33年10号によると、「原子炉の設置については、原子炉等規制法によって一般的な設置基準が定められ、さらに安全確保等の見地から原子炉の運転、管理についても諸種の規制がなされ、基準が定められている。

今、設置の場合の基準(規制法第24条)を掲げると……なお、原子炉の設置については、設置場所の地元民の意志を尊重することが最近国会(第28国会衆議院本会議における原子炉安全性についての論議)および学会(本年4月の日本学術会議原子力問題委員会の検討結論)において要望されているので、政府としてもこの点をあわせ考慮し、設置の許可に際しては慎重に取り扱いたいと考えている。〕

この「地元民の意志を尊重」指針が、東海大学に適用された。既に「大学における教育、研究用原子炉の設置許可基準内規」が昭和32年12月22日の第48回定例会議において定められていたが(原子力委員会月報3巻2号(昭和33年)<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V03/N02/195808V03N02.HTML>)、これについて、実質的に新たな審査基準が付加されたことになる。

ところが、立教大学炉については、「人口密集地における小型原子炉の設置の最低必要条件について」を定めて、審査を行った(原子力委員会月報4巻4号<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N04/19590409V04N04.html>)。こうした点も扱いを分けたものと考えられる。

- 187) 大阪府東大阪市小若江に所在する。昭和34年5月に東京晴海の国際見本市に設置された国際見本市展示用原子炉(米国原子力委員会)が元である。これは一時的なものとしてであるが、原子炉規制法による設置許可第1号である。米国原子力委員会は、見本市終了後、「適当な買手があれば置いていきたいとの意向で各方面と折衝した」結果、近畿大学が購入した。昭和35年4月8日に近畿大学から設置許可申請が提出され、同年8月12日に許可が与えられた。熱出力は01.Wときわめて小型であり、設置工事の進捗が早く、昭和36年11月11日に臨界に達した。立教大学炉は、設置許可で先行したが、臨界は近畿大学炉が早かった(『原子力開発十年史』205頁)。

開発及び利用を推進することを目的とする。)]。

第2に、原子力事業者は、無限責任を負うのではなく、その責任は有限である(第1条「原子力損害を与えた場合における損害賠償を限度を設けて保障する制度」)。この点で、明確に民法の一般原則を修正している。これが原子力事業者の「保護」の具体的内容である。

第3に、原子力事業者の責任の限度について、500億円であるとする(第6条「原子力事業者は、一原子力事故について五百億円を超える原子力損害に対する賠償責任を負うことはない。ただし、政令で責任の限度額についての特例を設けることができる。)]。実際の損害が500億円を超えた場合には、賠償が頭打ちになることをも意味する。第6条の但書は、教育炉、研究開発炉などの小型炉について、限度額を低く定めることができるとの趣旨と推測される。

第4に、原子力事業者は、原子力事故について無過失責任を負う(第3条「原子力事業者は、当該原子力事業に関連した原子力事故によつて原子力損害を生じたときは、その損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が戦争によつて生じたものであることを当該原子力事業者が明らかにした場合又は外国人によつて生じた場合には、この限りでない。)]。例外として、免責事由になるのは、「損害が戦争によつて生じたものであることを当該原子力事業者が明らかにした場合又は外国人によつて生じた場合」である。このうち、外国人によつて生じた場合というのは、テロリズムのようなことを意味しているのか今ひとつ明らかでない。また、部会は、免責事由として地震リスクを問題にしてきたが、科学技術庁案は、①原子力事業者は地震による原子力事故について免責されない、②原子力保険も地震リスクをカバーし、それはまた政府の再保険により補完される。③ただし、原子力事業者の責任は最大でも500億円であり、保険によるカバーもそこまでにとどまる。もっとも、この点について、後述の我妻ノートは、「この案は一応500億で頭を打つ。(それ以上は国が無条件に?)」と記している。曖昧な点が残っているが、仮に500億円で頭打ちになって国の援助がない場合だと、「被害者に泣寝入りさせることはない。私企業に許可するということが定められた以上、そこには、国家が責任を持つと云うことが暗々裡に認められたものと思う。」(後述第11回審議での我妻博士発言)との我妻博士の

信念との対立が生ずる。

第5に、損害賠償措置について、政府の再保険を予定している（25条「政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。」）。再保険の仕組みとしては、民間保険の保険金額の9割を政府が再保険として引受ける（27条「再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の九十とする。」）。再保険には、後述のような特別会計が予定されている。

実際の再保険の料率については、実験炉等を中心に行っている。第1回の専門部会において、東海大学炉の場合約500万円であるという指摘があったが、ここでの再保険料は、500万円である。また、原研のJRR-1及びJRR-2については、「わが国における原子力損害賠償措置の第一号」として、とする原子力損害賠償責任保険契約（付保額5億円）を昭和36年2月15日に締結したが、実際の保険料は829万円であった¹⁸⁸⁾。以上を見ると、ここで予定する保険料は、実際の原子力保険料の金額と極端な違いがないようである。ただし、保険料は余り変わらないが、付保額は10倍になっている。それ故、事業者にとって実質的には割安になっている。

再保険会計は、一般会計から20億円を繰り入れることにより開始する。500億円の引当てとしては少ない。これは、事故が余り起こらないことを予定しているのであろう。

科学技術庁案は、財政当局及び保険会社からみて問題を含む案であった。まず、財政当局は、再保険のリスクを引き受けているし、また、当初に特別会計への出資が必要である。財政当局には受け容れにくい構想である。

また、科学技術庁案では、民間保険会社も大きなリスクをとっている。というのも、それまで予定されていた海外再保険では、日本の民間保険会社が50億の保険を引受け、その9割を海外に再保険することにより、実質的に日本の民

188) 科学技術庁原子力局『原子力災害補償制度について』（ガリ版資料、1961年、国会図書館請求番号AZ-433-H66）24頁。原研炉は、原子炉等規制法の設置許可を要しないため、賠償措置規定の対象外であったが、現に運転している炉について措置がないのは不適當であるということから、日本原子力研究所法36条による内閣総理大臣の監督命令により、賠償措置をとることとした。

間保険会社が引受けるリスクは5億円に限定されていた。しかし、この科学技術庁案では、日本の保険会社は最大50億円のリスクを最終的に引受けることになる。これは、民間保険会社からも受け容れ難い事柄である。

(カ) 我妻サブノートの記述

この法案に関連して、我妻サブノートに次の記述がある。

34年8月7日 加舎君と政策課来訪

原子力補償を国の再保険制度とすることも一応考えられる。

その場合に備えて大蔵省と予算要求をすることにつき了解を求められる。——鈴木君¹⁸⁹⁾と一緒に会う。

——委員会を拘束する趣旨でないことをできるだけ明かにして大蔵省と交渉すること了承

この案は一応500億で頭を打つ。(それ以上は国が無条件に?)

その額まではoperatorが保険料を支払う点に意義あり

保険会社との割合は1:9でもよい

星野君20,000, 竹内君20,000は庁ヒから支出した。

以上のように、記述しているが、その後の記載はない。そもそも、この特別会計案は、最初に一般会計から20億円の支出を得て出発するものである。しかも、事故の場合には財政当局に多額の責任を負わせる。大蔵省は承諾しなかったと考えられる。

エ. 「原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)案」

以上の原子力局による法案とは別個に、この時期に「原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)案」及び「原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)の問題点及び試案」がある。両者は、いずれも星野英一委員の手になると

189) 鈴木竹雄委員のものと推測する。

推定される。理由は、我妻部会長が星野委員に取りまとめを依頼し、また、星野委員が文書について説明を行なっているからである。

「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案」については、我妻文書には、「第10回原子力災害補償専門部会資料」との記述があり、後者の「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）案」には、我妻博士による「昭和34.VII・13」との書込みがある。我妻博士は、手書きによる場合、月をローマ数字で記す場合が多く、この書込みは昭和34年7月13日（第11回の日付）の意味である。それ故、二つの文書は、提出された回が異なるようであるが、表題、内容共に密接に関連した重要な文書であるから、ここでまとめて取り上げる。

オ．星野英一「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案」

星野英一「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案」は、先の文書と関連して成立したものと考えられる。公式の配布文書にもこれが含まれている¹⁹⁰⁾。その内容は、次のとおりであり、先の文書を前提としながら、きわめて詳細精密である。この文書は、ガリ版刷りで26ページからなり、原子力賠償に関する諸問題を包括的に検討する¹⁹¹⁾。

昭和34・VII・13〔我妻博士書込み〕¹⁹²⁾

原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案

190) なお、我妻文書中の審議会資料綴にはこの文書は入っていない。通常、我妻文書の綴は資料を網羅しているので、この資料だけを別のファイルに置いたと考えられる。

191) なお、この文書は、「甲案」と「乙案」を対比的に示している。例えば、「無過失責任主義を採用することの可否」について、甲案は、「可とする」、乙案は、「否とする」である。そして、甲案には、乙案からの批判に対する反批判も併せて記述していることがある。その場合には、ニュアンスとしては、甲案を採用すべきであるという趣旨ではないかと推測される。ただし、甲案、乙案及び丙案と3つの案が提示され、特にどの案で行くべきかの趣旨が読み取れない場合もある。

(一) 問題点の横断

以下、被害者の救済という実質的な観点から、問題群を横に切ってみると、つぎの三段の根本的な課題が存在する。

第一段は、現実には生じた損害のどのていどまで填補するかという問題である。

これは、終局的には、国がどのていどまでめんどうを見るかにかかつており、国家財政上の見地もあるので、理論的というよりは政策的に定められる事項であろう。なおこのさい、国が無償でめんどうを見るか（補償の形式）、有償でめんどうを見るか（再保険の形式）が問題である。

第二段は、填補される総額について、原子力施設、保険会社、国がそれぞれ、どの範囲で、負担を分担し合うかという問題である。すなわち、原子力施設の賠償額の最高限及び保険金の最高限の問題である。なお、この両者間に間隙がある場合に、原子力施設がこれを負担するか、他に負担者を求めるかの問題が生ずる。

第一段、第二段の問題は、結局、国の補償額、原子力施設の賠償額、保険金額の各最高限を一致させるか否かに帰する。

第三段は、以上の実質的な填補額の負担の分担の問題を別として、形式的に、どのような責任とするのかの問題である。

すなわち、実質的に国の負担する部分について、いちおう損害賠償責任は原子力施設が負うとしつつ、国が原子力施設に対して補償する形をとるか、形式的にも、損害賠償責任と国の補償とを分ける形をとるかということである。（1Bイ乙案(3)、1Bイα丙案(2)など参照）

(二) 各問題点についての考察

1. 損害賠償責任の発生

192) 東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部 [編] 『我妻栄関係文書目録』(2003年) 120頁「13原子力①、3災害補償専門部会関係、7) 原子力災害補償審議問題点綴」中の資料である。

A. 無過失責任主義を採用することの可否

甲案：可とする。

根拠(1) 原子力災害においては、過失の証明はきわめて困難な場合が考えられ、さらに、現在の科学の最高の成果に基づいた設備をしても（すなわち過失がなくても）災害の発生する恐れが皆無とは言えない。

これらの災害についても責任を負わせるのでなければ、被害者の保護に薄いきらいがある。^[ママ]

(2) 二度の原爆の被害を受けたわが国においては、この点において特別の考慮をしないと、国民感情が納得しない。

(3) 〔立法例〕

ほとんどすべての立法例は具体的内容の差はあれ「絶対責任」「無過失責任」「結果責任」を採用している。

これをわが国の用語に直すと「無過失責任」となる。

アメリカ、イギリス、西独、スイス、OECD、IAEA

(4) 〔反論—(1)に対し—〕（後述の乙案に対する反論である。……小柳注）

民法717条は、完全な無過失責任を採るとの立場もあるが、「工作物の設置又は保存の瑕疵」という要件がない限りその所有者も責任を負わないとも考えられ、この説によると「瑕疵」の証明は被害者がすることとなる。何れにせよ、解釈上疑義の残らないようにしておく必要がある。

(5) 〔反論—(2)に対し—〕

無過失責任を採用するといつても、一定の免責事由は当然考慮されるか、原子力産業にとつて過度の負担とはならない。^[ママ]

(6) 〔反論—(3)に対し—〕

本段(1)(2)を参照

乙案：否とする。

根拠(1) 民法717条で十分まかなえる。

(2) 原子力産業にとって過度の負担になり、その健全な育成を妨げる。

(3) 仮に無過失責任主義を採用しても、免責条項を認めるならば、結果において同じである。

B. 無過失責任をとつた場合に、一定の免責事由を認めることの可否。

イ. 損害が不可抗力によつて生じた場合について免責を認めるものとするべきか。

甲案：認めるべきである。

根拠(1) 民事責任としては、ここまでは行きすぎであり、被害者の救済は他の方法で考慮するべきである。

(2) 原子力産業の過度の負担を防ぎ、その健全な育成をはかるために必要である。

(3) 〔立法例〕

立法例もこれを認めるものが多い。——スイス、OECD, IAEA

(4) 〔反論——(1)に対し—〕

原子力産業が免責されるということは、被害者の救済を別の観点から考えないという意味ではない。例えば国家補償等によることが考えられる。

(5) 〔反論——(2)に対し—〕

「不可抗力」という語を用いず、あるていど具体的に限定すればよい。

(6) 〔反論——(3)に対し—〕

手続規定を整備して、損害賠償、保険会社支払、国家賠償等を一挙に解決するようにすればよい。

乙案：認めるべきではない。

(1) 免責を認めると、結局被害者の保護に薄くなり、無過失責任主義をとるといつても羊頭狗肉になる。

(2) 「不可抗力」の意味が必ずしも明瞭であるとはいえないから、

争を起すもとなり、また被害者の救済に缺ける場合の生ずるおそれがある。

(3) 一旦原子力施設が全て責任を負うものとした上で、過度の負担となる部分については、国家賠償その他で別個に考えるほうが、手続上も鮮明である。

a. 不可抗力を免責事由とする場合において何を不可抗力とするか¹⁹³⁾

甲案：できるだけ具体的に定めるべきである。

根拠(1) 困難な解釈問題を避け、被害者の迅速な救済をはかることが必要である。

(2) [反論——(3)に対し——]

原子力施設等の故意過失が損害の発生拡大に寄与した場合についてこれらの者が責任を負うことを規定すればよい。

(3) [立法例もあるていど具体的に定めるものが多い。——]

乙案：具体的に定める必要はない。「不可抗力」と書けば十分である。

根拠(1) 具体的に定めても結局一般的な条項をおかざるをえずその解釈問題が起ることを避けえない。

(2) むしろ柔軟な規定をおくほうが具体的に妥当な結論に達しうる。

(3) 甲案をとると原子力施設等に故意過失のあつた場合につき特に規定をする必要が生ずる。これは、無過失責任主義をとり、不可抗力を具体的に定めたために生ずる間隙である。

[注意]

結局、規定のしかたの問題であろう。

a. 天災地変について

193) 不可抗力の問題について、根本尚徳「免責の判断構造」『民事判例4—2011年後期』(日本評論社、2012年)、谷本陽一「不可抗力と災害時における不法行為について」石村耕治＝市村充章(編)『大震災と日本の法政策』(丸善プラネット、2013年)259-289頁が民法の一般理論や比較法的観点から有益な検討をしている。

甲案：全面的に免責事由とする

根拠(1) これをも責任を負うとすると、原子力施設設置者に酷である。

- (2) 乙案のようにしても、具体的な場合には争が起り、困難な問題を生ずるから、初めから免責とし、被害者の救済は他の方法によるほうがよい。

乙案：全面的には免責としない。

根拠(1) 軽いていどの天災地変を原因とする災害について免責を認めると、じつさい上免責される可能性が増え、被害者の保護に缺ける。

- (2) 民法717条の場合には、「工作物の設置保存の瑕疵」があり、これが損害発生の一原因をなしていれば、所有者等は責任を負うが、これは同条が「瑕疵」の存在を要件としているからこうなるのであつて、本法のように無過失責任とした上で免責を認めると、このような場合すら全部免責されるという結果になり、その限りで、民法717条とも均衡を失する。

丙案：全面的に免責事由とならない

根拠(1) 天災地変のていどは判断しにくいものであつて、被害者に対する関係であるいは免責され、あるいは免責されないとするのはよくない。

- (2) いちおう責任を負うとして後は国等と設置者との関係として処理すべきである。

〔立法例〕

「不可抗力」を免責事由とするもの スイス

「異常な性格の巨大な自然災害」を免責事由とするもの OEEC IAEA

a". 戦争行為、内乱など

甲案：完全に免責事由とする。

- (1) 戦争のような事態を原因として発生した災害までも原子力施設が責任を負うとするのは酷である。
- (2) これこそ国家賠償の問題とすべき事項である。

乙案：完全には免責事由としない。

- (1) 戦争行為に端を発する事故であつても、原子力施設にも何等かの責むべき事由のある場合があり、この場合まで一律に免責とするのはおかしい。

〔立法例〕

免責事由とするもの アメリカ イギリス スイス OEEC IAEA
「敵対行為、侵略、内乱、暴動」をあげている。

特に掲げていなもの ドイツ

b. 天災地変のていどの問題

甲案：一般的に（たとえば「異常な性格の巨大な自然災害」と定めることがよい

根拠(1) 細かく規定することは、かえつて硬直になり、具体的妥当性を欠く恐れがある。

- (2) 地震等について、どの程度を限界とするかの決定がきわめて困難である。

〔注意〕この案をとるときにも、その表現には慎重を期しなければならない。

乙案：地震、台風等については、一定の程度以上のものに限り、不可抗力と定めることがよい。

根拠(1) 一般的な規定では、実際の場合に争を生じ困難な問題を生む。

- (2) 現在の科学材料工業等から、この限界を定めることは不可能でない。

〔注意〕この案をとるためには、自然科学者、工学者等の意見を十分聴く必要がある。

内乱

甲案：免責事由とする。

根拠(1) 「戦争行為」についての甲案の根拠と同じ

乙案：免責事由とするべきではない。

根拠(1) 「戦争行為」についての乙案の根拠と同じ

(2) 特にこの場合は、原子力施設にいくらか責のある場合が多いであろう(警備対策の不全など)

C. 因果関係の立証

甲案：因果関係の立法につき特別の立法をすべきである。

根拠(1) 現在の科学からは、災害と人的損害との因果関係の厳密な立証は困難である(産業会議注27)¹⁹⁴⁾

(2) 特に放射能の緩慢な蓄積に基く損害や遅発損害において立証はきわめて困難になるが、この場合についても施設が責任を負うべきものとするのが妥当である。

乙案：特別の考慮をするべきでない(または、その必要がない)。

根拠(1) 原子力施設も事故もそう数多いわけでもなく、因果関係の立証は通常困難でない。

(2) 因果関係の立証をあまりに容易にすると、無関係な者その他が頻繁に請求をする恐れがある。

2. 責任を負担する者

B. 原子炉設置者に責任を集中することの可否

甲案：イ. ロ. ハ. [第10回原子力災害補償委員会資料第2号の「原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)」の一、実体法に関する問題②責任を負担する者(B)のイ, ロ, ハと考えられる……小柳注]のすべてについて責任を集中する。

根拠(1) 被害者が、責任あるべきすべての者に対して責任を追究できるとすると、複雑困難な関係が生ずる(これを共同不法行為と考えるべきか、否か、など)。

(2) 他の者に対する関係は、原子炉施設等とそれらの者との内部関係にすればよい。これも手続の段階で一気に解決することが可能である。

194) 日本原子力産業会議『原子力補償問題研究中間報告書』のことである。詳しくは本文で後述する。

(3) 立法例にも責任を集中するものが多い。

——イギリス、スイス、IAEA

乙案：すべてにつき責任を集中すべきではない。（また、必要がない）

根拠(1) これらの者の共同不法行為とし、手続法上一切の被告を関与させることにより、被害者の保護は十分である。

(2) 特に、供給者が原子力施設によつて免責されている場合でも、被害者が直接この者の責任を問うとするのは、被害者にとつて有利である。

丙案：外国供給者についてのみ責任集中を認めない。

根拠(1) 外国供給者は資力が多く、被害者の保護にはこれをも共同不法行為者とするのが有利である。

(2) 原子力施設に責任を集中すると、求償権放棄の特〔ママ「特約」のうち「約」の字が何らかの理由で欠けたか？……小柳注〕が加えられることになろうが、これは、国民感情から耐えられない。

C. 責任を認めた場合につき、求償関係を規定することの可否

甲案：規定したほうがよい。

根拠(1) 一般法ないし契約関係でまかなえる限りは問題ないとしても、それではいくぶんの疑義が生ずる場合があり、そのために規定をしておく必要がある。例えば、ハ〔2B甲案についての説明参照……小柳注〕の場合、理論上は当然求償権があるといえようが、法律上は従来ないものであつて、疑義を生ずるおそれなしとしない。

(2) 〔反論——(2)に対し——〕他の法律や契約は定めのある場合を除く、補充規定をおけばよい。

(3) 立法例にも規定をしているものがある。

乙案：規定する必要がない（または、そうすべきではない）。

根拠(1) 一般法ないし契約に任せておいて十分である。

(2) 種々の場合を想定して規定するのは、立法技術上きわめて困

難である。

3. 賠償額

A. 賠償額の最高限を定めるべきか否か。

甲案：すべての場合につき賠償額の最高限を定めるべきであるとの説の根拠

根拠(1) 原子力災害は巨額に達することがあり、無過失責任をとつて、これらすべての損害につき原子力施設が賠償するべきものとする、施設は破産し、経済上大きな損害となる。

(2) 立法例にもこれを採用するものが少なくない——アメリカ、イギリス、ドイツ、スイス

乙案：原子炉施設者に故意過失のない場合にのみこれを認めるべきであると説の根拠

根拠(1) 甲案(1)に同じ。

(2) 原子炉設置者に故意過失のある場合にまでこれを認めるのは、民法の一般原則に任せておいた場合よりも、加害者に有利となり不当である。

(3) このような危険物を扱う施設は、故意過失について全責任を負うのが当然である。

丙案：すべての場合にこれを認めるべきでないとの説の根拠

根拠(1) 原子力災害においては、被害がきわめて大きくなるおそれがあり、被害者の保護に缺ける。

(2) 一施設当たりないし一事故当りの最高限を定めるとすると、被害の拡大の差異に従つて、事故により被害者の得べき額が異なつて、不公平を生ずる恐れがある。

b. 甲案：人的損害につき（慰謝料も合せ）一人の最高額を定める。

根拠(1) 各人につき一々定めるのは、あまりにも煩雑であり、解決を長びかせ、かえつて被害者のためにならない。

(2) 損害額の大体は予め計算できるものであつて、これで被害者に特に不利になるということはない。

(3) これにより被害者間の感情的対立を避けられる。

(4) 立法側にもこれをとるものがある——ドイツ

乙案：慰謝料については一人の最高額を定める。

根拠(1) 慰謝料以外の損害賠償については下の(1)~(3)が当てはまる。

(2) 慰謝料についてのみは、上の(1)(2)が当てはまる。

丙案：一人ごとの最高限を定めるべきでない（または必要でない）。

根拠(1) 各個の場合に各人につき具体的に決めるほうが妥当な解決をえられる。

(2) 現実に蒙った損害の賠償を得させるのが被害者をより保護することとなる。

(3) 最高限を定めることにすると、実際問題として結局かなり低い額におさえられることとなる。

4. 時効

i) 被害者が損害の発生を知った時から進行を開始する時効期間

甲案：民法の規定を変更する理由がない。

乙案：より短い期間を定めるべきである。

根拠 民法の三年は長すぎる。

丙案：手続規定の所で考慮すべきである。

根拠 災害が起つた場合に、一定地域に在住した国民に短い期間を定めて催告して権利行使の手続をとらせ、この間に申出のない者は失権するとしたら、より簡明、迅速に解決する。

ii) 災害発生の時から進行を開始する時効期間

甲案：民法の規定に任せる。

根拠 身体障害のうち80%が災害後20年以内に判明するから、これでは目的は達する。残りについては特別の処置をするべきであつて、損害賠償の問題として扱うのは妥当ではない。

乙案：民法の規定より短縮するべきである。

丙案：民法の規定より延長するべきである。

根拠 身体障害のうち災害後20年以内に判明するのはその約80%である

といわれているが、残りの20%についても十分な賠償を与える必要がある。

(三) 国家補償との接点

1. B. 不可抗力により原子炉施設が免責された場合のそれぞれについて、国家補償をするべきか否かが問題になる。すべての場合に国家補償をするべきか、一定の場合には国家補償も不要とするべきか。

3. A. イ. ロ. 原子力施設の負担する賠償額の最高限が定められた場合において、損害額がこれを超えるときに国家補償を行うか否かが問題になる。

3. A. ハ. 損害額が留保額を超える場合について国家補償を行うか否か問題になる。

4. 災害発生後一定の期間の経過によつて請求権が消滅した後に損害が発生した場合について、国家補償、または、特殊の基金による救済を行うべきか否かが問題となる。

D. 退避命令に基づく損害についても賠償責任を負うものとする（因果関係があるものと認める）。

2. 責任を負担する者

A. 原子炉設置のほか災害を生ずる危険のある施設の保有者が責任を負担する。後者は政令で定める。

B. 原子炉施設に責任を集中するものとする。イ. ロ. ハ. すべての場合について差別をしない。

C. イ. 一般法および契約に定める場合以外の場合について故意過失のある者に対して原子力施設が求償権を有することを明記するものとする。

ロ. 求償権の放棄は契約に任せておいてよい。任せておくほかにあるまい。

ハ. 損害額が賠償額の最高限を超える場合につき、求償しうる金額

は、最高限の定め^(ママ)ない場に求償しえたであろう額に **損害額** を **最高限** を掛けたものとする。

D. 民法の連帯責任の原則を貫くものとする。

3. 賠償額

A. 賠償額の最高限

イ. 原子炉施設に故意過失のない場合につき賠償額の最高限を定めるものとする。

ロ. a. 一炉一事故あたりの最高限を各炉ごとに原子力委員会の特別の機関の決定に基き政令をもつて定めるものとする。このさい、炉の種類、炉の出力、立地条件、周囲の人口密度を考慮して定めるものとする。

b. 慰謝料についてのみ死亡、傷害等に分つて一人あたりの額を一様に定めるものとする。

物的損害のうち、退避命令に基づく損害についてのみ事故ごとに政令をもつて定めるものとする。

c. a. b. を組み合わせるものとする。

d. 損害額が a. の最高限を超える場合は、比例配分とするものとする。

ハ. 時効期間までに発生する損害のために、各災害ごとに、一定額を留保するものとし、その額は原子力災害審査会が決定する。

B. 損害額の算定

イ. 過失相殺に関する特別の規定をおく必要はない。

ロ. 損害額は、災害の発生したときに、予め作成された名簿の中から任命され構成する「原子力災害審査会」が算定するものとする。

4. 時効に関する問題

A. 災害が起つた場合に一定地域の住民に催告して権利行使の手段をとらせその住民でこの間に申出のなかつた者は失権するものとする。

他の者については民法の規定を準用するものとする。

カ. 部会審議の内容

(ア) 新専門委員の参加

第11回の特徴は、新たに野木新一内閣法制局第二部長の参加があることである。また、審議内容では、原子力災害補償における国の役割を中心とした。

これに関連して、原子力委員会月報4巻8号(昭和34年)は、「原子力災害補償専門部会委員の追加が7月15日開催の第28回原子力委員会定例会議で下記のとおり了承された。平賀健太法務省民事局長、野木新一内閣法制局第二部長、石原周夫大蔵省主計局長」と伝えている¹⁹⁵⁾。専門部会発足時は、大蔵省の委員は保険制度管轄の石野周一銀行局長だけであった。国家補償問題に主計局関与が必要になったための追加措置であろうと推測される。しかし、7月15日の原子力委員会「了承」前に法制局及び法務省の代理委員が出席している。

これらの委員の追加は、重要である。後に、我妻博士が、「法務省とか、あるいは大蔵省とか、あるいは法制局というような従来のもので考えている人は、……国家が補償してやるということは考えられないと言うのです。」¹⁹⁶⁾というように、追加委員は、相当な反対論を展開する。いわば、これまでは、専門部会の外でおそらくはなされていた反対が、専門部会の中に持ち込まれることになる¹⁹⁷⁾。

なお、各委員の全体を通じた出席状況は次のとおりである。全ての会議へ出席したのは、我妻博士、星野教授および有沢広巳原子力委員であり、この3人が中心メンバーと考えられる。また、関連官庁からは、正規の委員があまり出席せず、代理が多い(出席状況名簿で、名前に★があるのは、代理である)。

195) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N08/19590807V04N08.html>

196) 「シンポジウム・原子力災害補償」私法22号(1961年)76頁における我妻発言。

197) 先に引用した6月23日付の朝日新聞の記事は我妻博士等も当然読んでいたであろうから、その後の困難も予想したはずである。

回	日時	災害補償専門部会の出席状況																					
		研究者			保険会社			原子力関連組織			関連官庁 (当初から任命)			関連官庁・ (追加任命)			原子力 委員会						
		我妻 大 東	鈴木 大 竹	東 大 良 雄	金 沢 良 雄	星 野 英 一	竹 内 昭 夫	東 海 崎 上 正 造	長 海 崎 上 勝	真 海 崎 上 勝	安 村 火 災 一 郎	福 電 田 勝 治	原 研 阿 部 滋 忠	原 早 産 川 淳 一	石 銀 田 行 局 大 長	小 産 業 局 長 室 梶 天 公 通 益 商 事	栗 沢 一 男 運 長 輸	石 原 主 計 局 大 長	平 省 民 事 局 法 務	野 木 新 局 一 内 閣 部	有 沢 広 巳	石 川 一 郎	
1	昭和33年 11月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有吉 (正か?★)	後藤★	井上★					○	○
2	昭和33年 12月16日	○	○	欠席	○	○	○	欠席	○	○	○	欠席	○	松本★	後藤★	欠席						○	○
3	昭和34年 1月29日	○	欠席	○	○	○	○	欠席	欠席	○	○	○	○	松本★	尾身★	欠席						○	○
4	昭和34年 2月17日	○	○	○	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○	相原, 宮原★	後藤, 尾身★	渡辺★						○	○
5	昭和34年 3月6日	○	○	○	○	○	欠席 IAEA	○	○	○	○	○	○	宮原★	尾身★	井上★						○	欠席
6	昭和34年 3月19日	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	城川★	稲畑★	相原, 宮原★	北山, 吉野, 尾身★	井上★					○	○
7	昭和34年 4月16日	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	城川★	稲畑★	宮原★	北山, 尾身★	欠席					○	○
8	昭和34年 5月14日	○	○	欠席 IAEA	○	○	○	○	○	○	○	○	城川★	稲畑	宮原★	北山★	欠席					○	○
9	昭和34年 5月29日	○	○	○	○	○	○	○	欠席	下山★	○	○	稲畑	宮原★	北山, 吉野, 尾身★	地部★						○	○
10	昭和34年 6月17日	○	○	○	○	欠席	○	○	○	○	○	○	加藤★	○	中嶋, 相原, 宮原★	尾身★	欠席					○	○
11	昭和34年 7月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大沢, 宮原★	尾身★	欠席				○	○	欠席
12	昭和34年 7月14日	○	○	欠席 IAEA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	前田, 尾身★	欠席		吉田★	○, 角田★		○	○
13	昭和34年 7月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	相原, 大沢★	前田, 尾身★	欠席		吉田★	角田★		○	○
14	昭和34年 9月17日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	○	中嶋, 山本, 宮原★	前田, 尾身★	欠席	小熊, 戸塚★	吉田★	○, 角田★		○	○
15	昭和34年 10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下山★	城川★	○	○	山本, 宮原★	前田, 尾身★	欠席	小熊★	吉田★	角田★		○	○
16	昭和34年 10月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	城川★	○	山本, 宮原★	宮本★	欠席	欠席	村岡★	角田★		○	○
17	昭和34年 11月17日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山本, 宮原★	宮本★	欠席	欠席	村岡★	角田★		○	欠席
18	昭和34年 12月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中嶋, 山元, 宮原★	前田, 尾身★	池部★	○, 小熊★	村岡★	○, 角田★		○	○

(イ) 国家補償の位置づけ

第11回¹⁹⁸⁾は、国家補償の位置づけについて議論があった。

198) 「議事経過

(1) 加舎幹事より資料説明。

(2) 星野委員より原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案について説明。

（真崎）国が有償で面倒を見る場合は、再保険とは限らない。第2段については、

米国では自然科学的、英国では、^(ママ) 保険の消化能力の面から先づ補償額の限度を設定している。

第3段については、Wienの条約ではnational responsibilityの概念を採用している。又金沢委員の産業会議における中間報告では、国が許可したことに責任があるとしている。

(鈴木) それでは国がしまっておけば責任はないという事にはならないか。

(我妻) 3段に分けると言うだけで、今の問題は後の問題ではないか。

(鈴木) (一) 自体に答を出す必要はなく、(二) に直接入った方が良いと思う。

しかし、どう言う型をとるかはさておいて、〔原子力事業者の賠償責任の……小柳注〕限度を定め、それ以上は国が負担するかどうかの問題について、意見を定めなければ、先へ進まないのではないか。

(我妻) 国家が責任をとる根拠論は別として、最後は必ずみなければならぬのではないか。即ち被害者の泣寝入りは避けなければならない。

(島村) 企業責任が第1である。国家は補充的であるという意味では、そうだろうと思う。

(野木……野木新一、法制局第二部長) 火薬庫とはどう違うか。

(我妻) それは災害規模に関係すると思う。

(鈴木) 船主責任制限は、その露骨な例であるが、国策として育成すると云う精神ではないか。民間がやると云うからと云ってそれを国家が補充的に面倒をみると云うには必ずしも異例ではないと思う。有沢委員が国会で通常国会には、関係法案を出すと言われたが、その関係法案には、少くとも「国家が関与する」という程度には規定しなければならぬのではないか。

(福田) 災害規模が分らない現状では、矢張り、国家関与は必要であると思う。

(我妻) 被害者に泣寝入りさせることはない。私企業に許可するということが定められた以上、そこには、国家が責任を持つと云うことが暗々裡に認められたものと思う。

最初から委員会に諮問されたならば、〔原子力開発を……小柳注〕私企業にはやらせるべきではないと云う結論が出たかも知れない。

現実には或る程度規定事実において私企業を保護するように聞えるのは止む得ない。^(ママ)

(島村) 大きな火薬庫については、災害の規模、態様が異なるが本質的には異なる。国民感情だけではないか。

我妻博士は、原子力災害において、国家補償が必要なこと及び被害者の救済が必要なことを繰り返した（「(我妻) 国家が責任をとる根拠論は別として、最後は必ずみなければならぬのではないか。即ち被害者の泣寝入りは避けなければならない。」「(我妻) 被害者に泣寝入りさせることはない。私企業に許可するということが定められた以上、そこには、国家が責任を持つと云うことが暗々裡に認められたものと思う。最初から委員会に諮問されたならば、〔原子力開発を……小柳注〕私企業にはやらせるべきではないと云う結論が出たかも

（星野）国民感情は勿論あるが、未知のものであると云う事だろう。又、いわゆる福祉国家としての国家の性格の変化も考えるべきだと思う。

（鈴木）火薬庫が補償していないから、原子力も同様にしろと云うのは、むしろ逆で、火薬も危ければ、国家補償も考えなければならない。

（島村）程度の問題はあるが、性質上は火薬庫と変らないと思う。外国に例があるだけだというような気がする。

（有沢）良いにつけ悪いにつけ、非常に偉大な威力を持つ技術を開発するときには、根本的に考え直さなければならない。これを国として社会としてどう受け入れるかの問題である。若干異なるが、オートメーションについても同様と思う。

その意味で私は我妻先生と同意見である。

云い過ぎかも知れんが、従来の民法の問題も考え直す必要があるのではないか。

（鈴木）法律進歩は、飛躍した技術に付随するものと思う。これは必ずしも、国家が全額を補償することにはならないが、しかし、集团的損害が生ずる場合には集团的処理が必要となると思うが。

（我妻）被害者を泣寝入りさせないという前提ならば責任を国家がもつ必要があるということにもよるようだ。

これで本論に入ることとしたい。

○星野委員より問題（二）1 A. 「無過失責任を採用することの可否」について説明

（鈴木）無過失責任をとることとして、免責の問題に進もう。

○星野委員よりB. 「無過失責任をとつた場合に免責事由を認めることの可否」について説明。

（鈴木）地震、内乱等と云っても矢張り程度の問題がある。一定の震度に耐えないものは、過失があるという事にはならないか。

以上」

知れない¹⁹⁹⁾。現実には或る程度規定事実において私企業を保護するように聞こえるのは止む得ない。], 「(我妻) 被害者を泣寝入りさせないという前提なら^[ママ]ば責任を国家がもつ必要があるということにもよるようだ。)]。

これに対して、危険な産業は従来からあり、それとどう異なるか、原子力産業についてだけ国家補償が必要なのはなぜかという疑問が提示された(「(野木……野木新一内閣法制局第二部長) 火薬庫とはどう違うか。], 「(島村) 大きな火薬庫については、災害の規模、態様が異なるが本質的には異なる。国民感情だけではないか。], 「(島村) 程度の問題はあるが、性質上は火薬庫と変らないと思う。外国に例があるだけだというような気がする。)]。

これに対して、①原子力災害は災害の規模が大きいこと(「(我妻) それは災害規模に関係すると思う。)], ②国民感情への配慮が必要なこと、③福祉国家的な要請からは原子力産業だけに限らず危険産業への国家補償を考えるべきこと(「(星野) 国民感情は勿論あるが、未知のものであると云う事だろう。又、いわゆる福祉国家としての国家の性格の変化も考えるべきだと思う。], 「(鈴木) 火薬庫が補償していないから、原子力も同様にしろと云うのは、むしろ逆で、火薬も危ければ、国家補償も考えなければならない。)], ④原子力産業育成の必要性(「(鈴木) 船主責任制限は、その露骨な例であるが、国家として育成するという精神ではないか。民間がやると云うからと云ってそれを国家が補充的に面倒をみると云うには必ずしも異例ではないと思う。)]などの反論があった。

有沢委員は、原子力産業を社会が受入れるために国家補償が必要であると強調した(「(有沢) 良いにつけ悪いにつけ、非常に偉大な威力を持つ技術を開発するときには、根本的に考え直さなければならない。これを国として社会としてどう受け入れるかの問題である。若干異なるが、オートメーションについても同様と思う。その意味で私は我妻先生と同意見である。云い過ぎかも知れんが、従来の民法の問題も考え直す必要があるのではないか。)]。

以上のように、全体として、国家補償に積極的な意義を認める発言が続いた。

199) この発言は、原子力発電の民営・国営を巡る正力・河野論争(本稿(1)獨協法学89号172頁)を念頭に置いたものであろう。

(ウ) 我妻ルーズリーフの記述

これに関連して、我妻文書中のルーズリーフには次の記述がある。

「昭和34年7月13日（於東京會館）

企業が負担し得ない部分は国が負担するという大前提について議論が★
★〔2字分判読不能……小柳注〕となる。

（私）そもそも原子力産業を日本でやるかやらないかというときに、（i）
禁止、（ii）国营、（iii）私营+国の補償責任の三つの選択があったはず。
（そのいずれも憲法に違反せず）

——第三を採用したときに国の補償責任を覚悟したはずである——この
部会ではその前提事実の上に審議する他なし（i iiの答申をしても〔禁止
等の答申をしても意味……小柳注〕だめだろう。）

（私）国家が許可したから責任ありというのではない。

——企業に万全の施設をさせ責任を負わせる——そのことにつき万全の
施設であることにつき国家も協力して（許可制）実現を期する。そして、
それにもかかわらず生じた災害に国家が補償してやろうという立場として
考えた」

(12) 第12回昭和34年7月14日

第12回²⁰⁰⁾では、まず地震の問題が取り上げられた。

ア. 部会審議の内容

(ア) 耐震性の問題

耐震性の問題は、議論の中心である。第12回は、次のように我妻博士の耐震

200) 第12回の議事録に出席委員として、次の記述がある。「専門委員：我妻、鈴木、
竹内、星野、福田、阿部、長崎、真崎、杉村、野木、同代理：角田（法制局）、吉田（法
務省）、前田、尾身（通産）、稲畑（産業会議）、原子力委員：有沢、石川、原子力局：
佐々木、島村、井上ほか、幹事：加倉、鈴木」。

性に関する問題提起から議論が展開した。

「議題 原子力災害補償専門部会審議事項(法律関係)の問題点及び試案(続)
(我妻) 耐震の基準は如何。

(島村) 現在の処, 世界的な統一基準はない。Case by caseでやっている。

(長崎) 地震による津波は地震として保険で取扱っている。

真崎委員より地震の震度について説明。

(鈴木) それを防ぐことが社会的, 経済的に可能な場合は, それは不可抗力に入らない。

原子力委員会が許可するときは, 当然この社会的要求を考慮しているものと思う。

(真崎) 時間の経過と共に耐震性は変って来るので問題である。

(有沢) それは最初に見込んである筈だ。

(鈴木) 例えば烈震〔後の, 我妻サブノートは, 「烈震(6度以上), 中震(4度), 小震(3度), 弱震(2度), 微震(1度), 不感震(1度未満)」との震度階を採用している。²⁰¹⁾〕に耐えうるとされる場合, 烈震に耐えなかったら, これは不可抗力とは云えない。単に許可の際の基準ではなく, それを維持しろという要求は当然あるものとする。

(真崎) 地震が入ると英国との板ばさみになる。

(有沢) 責任の範囲と責任の限度とは別ではないか。

201) 「気象庁震度階の変遷と震度階級関連解説表の比較」(気象庁「震度に関する検討会」平成22年資料, www.seisvol.kishou.go.jp/eq/shindo_kentokai/kentokai2/ken2-2-2.pdf)。烈震は, 昭和24年から平成8年まで使用されていた「旧震度階」であり, 現在の気象庁震度階級では, 震度6弱及び震度6強に相当するとされている。烈震の状況は, 「家屋の倒壊は30パーセント以下で, 山崩れが起き, 地割れを生じ, 多くの人々が立っていることができない程度の地震」である。なお, その上に, 激震があり, それは, 「家屋の倒壊が30パーセント以上に及び, 山崩れ, 地割れ, 断層などを生じる。」ものであり, 現在の気象庁震度階級では, 震度7に相当する。建物に即していえば, 震度6強では, 「耐震性の高い建物でも, 壁や柱が破壊するものがある。」のに対して, 激震では, 「耐震性の高い建物でも, 傾いたり, 大きく破壊するものがある。」とされる。

（長崎）地盤の差については如何。

（有沢）地盤を補強するなりして、当然統一すべきであろう。

（島村）地震の型により、度数だけでは定め得ないのではないか。又我々の立場として烈震に対策を建てなくても良いとは云えない。

（我妻）地震は如何なる場合も免責しないと云う事か。

（島村）必しもそうとは考えない。異常な性格、これは許可の際に考えられた基準——必しも震度数だけでなく個別的なものである——は〔責任の範囲から……小柳注〕抜けると思う。

（我妻）許可基準によらずしないで許可基準もそれに合わせるべき客観的基準がないのか。それがあればそれに合わせるべきである。

（島村）それが無いのが現状である。

（加舎）英国では〔震度の如何にかかわらず……小柳注〕地震は全て、有責であるとしている。我国が地震国であるとしても矢張りこの考え方を検討すべきではないか。

（我妻）或程度、例えば許可基準以上のものを免責するか、或いは全てを有責にするかの問題であるが、許可基準が予想し得る全てを含むならば、それは表現の問題である。

（有沢）法律的に云って、予想は出来ないが、絶対にないとは云えないものについて例外を設けないのは、いいのか。

（我妻）それに対しては批判があると思う。

（鈴木）戦争は何故免責するのか。

（星野）戦争が起ると、法律的、社会的に滅茶苦茶になるからだろう。

（鈴木）企業に責任を負わせるのは酷だというならば、人為的なもの（戦争）も自然的なもの（地震）も同じではないか。

（竹内）saveし得ない事故という概念でとらえたものであろう。

（我妻）不可抗力と云う言葉ではなく「異常な……」という風な方が良いと思う。

（島村）許可基準というようなもの以上を不可抗力というのか。

（我妻）企業も万全の措置を講じ、又国家も十分監督する。国家はそれに対

して、許可したから責任を負うと云う訳ではない。

(島村) 国家の採用する基準が高いので、それ以上のものは、国家が責任を負うとしても企業が責任を負うとしても大差はないと思う。

(有沢) 中震でも起った災害はすべて企業が負うのか。おそらくはそうは云えないと思う。矢張り責任の限度があるのではないか。

(我妻) 不可抗力の時にだけ制限があるのか、それともすべてか。

(有沢) すべてがある。

(島村) 国が補完する場合に二種類あり、限度を超える場合と限度内でも企業に不可能な場合と考えてよいか。

(有沢) そうである。

(真崎) ある制限一本にあるのは望ましいが、保険も動いているのであるから一本化するの^(ママ)は難しい。

(加舎) 真崎委員、保険の問題は——損害を如何に経済的に填補するかの一環として——後に考えるべきではないか。

(星野) 実質的には或る程度まで、責任を持たせることには意見が一致していると思う。それを如何に表現するかの問題であろう。

(鈴木) 地震をすべて除いて、それは行政措置〔国家補償のことと推測される……小柳注〕で補えば良いとしても差し支えないが、それは無過失責任という表現とはズれるのではないか。無過失責任を過失推定の意味に解する人もいるが、そう解するならば別だが。

(星野) 通常は過失推定の意味ではない。

(我妻) 制限は個別的では困る。

(星野) 一律に切っても要因が多いので、表現としては、抽象的になるのではないか。

(井上) 技術的未知についてはどうか。

(鈴木) 技術的未知を強調すると過失責任になる。

(島村) 許可基準について、安全審査基準部会に聞いてみた方がよいようだ。

(鈴木) 許可基準については科学的なものであって欲しい。希望的観測は入れて貰いたくない。どこまでが科学的か教えて貰いたい。

(井上) 政府の許可基準は、すべてを考慮して安全だとしていると説明する以外にはない。何故なら、補償ですべて片付くものではないから。ただ、技術的に未知なものが残ることは止む得ないが、それは人知の到らざる処と考えるを得ない。

(加舎) 責任の制限の問題と有機的な関連においてこれを解決すれば良いのではないか。

(星野) 「異常な性格の巨大な災害」というのが実質的にないとすれば、有沢委員の意見と実質的には差異はないと思う。

(昼食)²⁰²⁾」

202) これに続けて、議事録は次のように記している。

「(再開) (1. 30分)

(星野) 退避命令を聞かなかったときはどうか。

(鈴木) それは過失相殺の問題であろう。

(星野) その場合過失を定型化するかどうかの問題は残る。

(鈴木) 条約が出来てもそれ以上に第三者を保護する事は勿論可能だと思うが。

○ 因果関係の立証の問題

星野委員より説明

(鈴木) 星野試案は、立法措置を必要とするか。私は現在の司法制度で実質的に実現出来ると思う。行政機関の判断により因果関係を左右することは、現在の司法制度になじまないと思う。

(星野) 事故に限る必要はない。災害さえあれば本法の適用になるとしても良いのではないか。

(局長) 現在例があるのだが、被害について最初に検査した場合以外は、果してその災害によるか否かは立証不可能である。その意味で因果関係の挙証を簡単に転換することの疑問である。

(鈴木) 集団的処理を行うとすれば当然この問題は解決すると思う。

(我妻) ただ、理論的には、集団的な問題に限らず、特殊体質その他で個別に出て来る可能性がある。その場合において、これをどう取扱うかは定めて置かなければならない。

(鈴木) そういう特殊例は、議論から外せば良いと思う。この両者は分属できない

ものか。

(我妻) 鈴木委員の意見で良いのではないか。特殊な例は、若干修正をすることにして民法の一般原則による。但し、両者の限界は問題だが。

(星野) それは正常運転か否かによるのではないか。

(局長) 事故か正常運転かは、許容量もあるし、区別し得ると思う。

(我妻) 集団的な事故があれば、それについて挙証責任を転換することにはなるのは規定のあるなしに拘らずそうなると思うが、個別的な災害についても、そうするかがむしろ問題である。

(局長) 第三者的な判定機関が必要であろう。

(我妻) 原子力委員会としても当然そうするべきであろう。ただそれにより判定不可能な場合はどうなるか。それが正に挙証責任の問題である。

(島村) 下手に因果関係について規定すると今まで議論のあったような難しい問題が出る。それ故一般原則に委せた方が良いのではないかと思う。

(星野) 不可抗力により事故が起った。しかし設置者が過失があった場合はどうなる。

(竹内) それを発生に寄与したと云うのはおかしい。

2. 責任を負担する者の問題

星野委員より説明

(鈴木) 立法例で集中している根拠は保険との関係か。

(真崎) 多分そうだろうと思う。

(鈴木) 又、保険の問題を除いても、額の制限その他の点で困難な問題があるので、集中にならざるを得ない。

(我妻) 責任集中は、たとえ規定しなくとも、無過失責任で行くのではないか。むしろ、責任集中の実質的な意味は求償権の問題があろう。

○ 星野委員について求償権の問題について説明

(鈴木) 求償権は故意の場合に限る以外にない。何故なら過失の場合にも求償を認めると、供給者は、それに備えた保険を掛けなければならなくなる。その点をどう規制するかの問題が生じて難しいことになる。

(我妻) それは、立法政策の問題として残るだろう。

(島村) 単に被害者保護だけを図るのではなく、損害の適正なてん補を図るのが第一目的であると思う。

(星野) 集中することは大体の意見だと思うので、残るのは外国人の問題だけである。

(島村) 外国人だけを差別待遇するのは理論的、実質的にも難しい。

(イ) 我妻サブノートの記述

7月14日の議論について次のような記述がある。

「昭和34年7月14日（於東京會館）

地震——コールドターホール型が一番問題だが〔原電東海村の発電炉が議論の中心だがの意味であらう。……小柳注〕、そのうちでも炉と発電とを結びつけるパイプが一番問題——許可基準としては関東大震の2 or 3倍のものに堪える。

使用し続けている間に鋼鉄がいたむこともかんがえておかねばならぬ。

強震に堪えるような施設をもって許可基準とした場合には、そこまでは不可抗力にあらずといえるか

烈震（6度以上）、中震（4度）、小震（3度）、弱震（2度）、微震（1

（局長）丙案については、実際問題なので十分議論して頂きたい。

（局長）甲案をとった場合、国際私法上英国を訴えられなくなるか。

（竹内）然り。

（加舎）外国供給者の問題は、IAEAでも問題になっているように簡単に日本で決めて良いだろうか。

（長崎）最初のIAEAの案は、全然求償権を認めえなかったのが相当問題となったが、次の案は故意については求償を認めている。加舎さんの主張は求償権の問題として考えてよいのではないか。

（加舎）必しもそうとは考えない。求償権の留保と損害賠償権の留保とは、実質的には大部差が出ると思う。

（島村）求償権の問題は内部関係であるので、契約に委せば良いのであるが、損害賠償請求権は法律的に手当をする必要がある。

（我妻）求償権を放棄しろ、ないしするなと法律的に書くのは難しい。

強いて言えば、故意の場合だけは求償権を放棄するなと云う位だろう。

（島村）何うもreasonableと云っているのは、全てを封ずる意味ではないと思う。それで我妻先生の云われる程度が一番実際のだと思う。

以上」

度), 不感震 (1度未満)

具体的には許可によってcase by caseで定められるであろうが, 理論としては, それ以外の標準を定め, 許可基準もこれについてやるようにさせる, というのが正道であろう。但しこれは難しい

関東震災の3倍までは許可基準としたときそれ以上のものは生じないという腹だからこれは除くといっても除かないといっても結果は同じである。この限りでは立法の建前の問題となる

しかし, 3倍以内のものでも, 予想し得ないことによって損害が生ずることがあり得る。それをどう取扱うかが実質的な問題として残る (真崎) ——しかしそれを除くなら過失責任となろう (鈴木)

不可抗力という語は避けたい。

弾力性のある基準を作りたいが, それが画一的なものになればよいが個別的に免責するようになっては困る。

過失相殺

重過失とするか。退避命令に従わぬ場合等と定型化して定めるか
集中の問題と責任の有無の問題と双方に関係あり

第三者の故意

免責とはしない——求償は別問題
集中の問題とも関係する

因果関係

事故——abnormalな運転 (少くも) ——と損害の間の因果関係を要するか

事故を問題にせず, ちく積による損害——炉のあったことによる損害すべてに及ぶと考えるか。

常識的な意味で事故があったときは因果関係ありと推定されることになる。事故のないときには推定されないことになる。

結局 事故のないときの人的損害についてだけは一定の範囲を予め定めて因果関係を逆にしておくかどうかが問題。

事実上——裁判の判定——に委かせてよい

保険からははずすかどうかは非常な問題——はずすとすると保険が働く場合には集団的に賠償手続をとって、その場合は推定が完全に働くことになるであろう

責任を負う者——集中

被害者が設置者に対して全損害を請求しようという意味では無過失責任であることから当然

設置者からの求償権を切る必要ありや

契約にまかせてよい？故意の場合には放キしえぬ？

規定としてはせいぜい故意の場合には求償し得るという強行規定としておくかどうかであろう。

——これは保険と関連する。

被害者からSupplierその他にも請求し得るとする必要の有無——最高限との関係

これを許すと建設者、supplier etcについても責任原因、maximum等を規定しなければならないことになる。そうすることは政策的にどうか。——そうする必要はない。その他の者に対しては請求し得ぬとする方がよい。

さらに外国のsupplierに対してのみ請求し得るとするのもおかしいであろう。

もっともドイツその他には外国のみ（或いは形の上だけということにな

ろうか) 内外を問わずsupplierに直接行けるという立法もある。

賠償額

額を制限することの可否

過失あるときは制限しないということ——被用者の故意過失などを問題にすることは不当であろう

最も極端な場合(★★〔判読不能〕の故意)にも制限をはずさなくともよいか——という問題——この点は国家からの求償とするか刑事上の責任としておくか

個別的な賠償額の制限か?

国家補償を入れての上では制限しない

Operatorの責任制限額内において例えば最高額を支払わせ一応速やかに分配し、最高額以上のものについて第二次的に国の負担を分けるというやり方がよいか

最初から国の負担を入れて個別的に無制限に独立して一挙に分配するかの問題であろう

時効

一定地域内(各場合に指定する)のものに催告期間を定めてその期間内に申出ない者に失権まで行くかどうかは問題だが——一定の不利益を負わせる制度を認めるか

時効の問題としては長期10年が立法例として多い。

その語の遅発損害は別のfund or 国の負担とする例もある(真崎)——10年はそれほど多くない

(ウ) 原子力事業者の免責事由

以上の叙述から、原子炉事業者の免責事由に関するこの段階の議論について、理論的背景及び実際上の意義について検討する。その際、星野委員の提出した

「原子力災害補償専門部会審議事項（法律関係）の問題点及び試案」（以下、「星野試案」という。）、専門部会での議論、そして、我妻サブノートの記述について検討する。

a. 免責事由の理論的背景

第1に、理論的な背景である。これについては、星野試案が詳細であり、専門部会での議論は余り論じておらず、また、我妻サブノートには記述がない。

星野委員は、「B.無過失責任をとつた場合に、一定の免責事由を認めることの可否。」について問題にする。そして、「I. 損害が不可抗力によつて生じた場合について免責を認めるものとすべきか。」について、「甲案：認めるべきである。」とする根拠を「根拠(1)民事責任としては、ここまでは行きすぎであり、被害者の救済は他の方法で考慮するべきである。(2)原子力産業の過度の負担を防ぎ、その健全な育成をはかるために必要である。(3)〔立法例〕立法例もこれを認めるものが多い。——スイス、OEEC、IAEA」と論じ、さらに、「免責を認めると、結局被害者の保護に薄くなり、無過失責任主義をとるといつても羊頭狗肉になる。」との反論については、「原子力産業が免責されるということは、被害者の救済を別の観点から考えないという意味ではない。例えば国家補償等によることが考えられる。」と指摘し、「(2)「不可抗力」という意味が必ずしも明瞭であるとはいえないから、争を起すもとなり、また被害者の救済に缺ける場合の生ずるおそれがある。」との批判に対しては、「不可抗力という語を用いず、あるていど具体的に限定すればよい。」と述べ、また、「(3)一旦原子力施設が全て責任を負うものとした上で、過度の負担となる部分については、国家賠償その他で別個に考えるほうが、手続上も鮮明である。」との批判に対しては、「手続規定を整備して、損害賠償、保険会社支払、国家賠償等を一挙に解決するようにすればよい。」と述べている。

とりわけ、注目されるのは、免責とすべき事由についてである。「b.天災地変のていどの問題として、甲案：一般的に（たとえば「異常な性格の巨大な自然災害」と定めることがよい。根拠(1)細かく規定することは、かえつて硬直になり、具体的妥当性を缺く恐れがある。(2)地震等について、どの程度を限界とするかの決定がきわめて困難である。〔注意〕この案をとるときにも、その条

項には慎重を期しなければならない。」と述べている。また、「乙案：地震、台風等については、一定の程度以上のものに限り、不可抗力と定めることがよい。根拠(1)一般的な規定では、実際の場合に争を生じ困難な問題を生む。(2)現在の科学技術工業等から、この限界を定めることは不可能でない。」との見解には、「〔注意〕この案をとるためには、自然科学者、工学者等の意見を十分聴く必要がある。」と述べている。

これに関連して、専門部会では、次のような発言がある。

「(有沢) 法律的に云って、予想は出来ないが、絶対にないとは云えないものについて例外を設けないのは、いいのか。

(我妻) それに対しては批判があると思う。

(鈴木) 戦争は何故免責するのか。

(星野) 戦争が起ると、法律的、社会的に滅茶苦茶になるからだろう。

(鈴木) 企業に責任を負わせるのは酷だというならば、人為的なもの(戦争)も自然的なもの(地震)も同じではないか。

(竹内) saveし得ない事故という概念でとらえたものであろう。」

かくして、原子力事業者にとって、戦争が免責されるのであるとすると、やはりそれに類したものであって、「saveし得ない」ような事故について、企業に責任を負わせるのが酷な場合があるというのである。

なお、我妻ノートについては、この問題について7月の段階では、記述がない。

b. 具体的な免責の基準

第2に、具体的にどのような場合に免責がなされるべきかである。これについては、星野試案は、ある程度論じており、専門部会の審議では、いくつかの立場からの議論があり、我妻ノートでは、よく知られる「関東大震災の3倍」の文言が登場する。

星野試案には、「甲案：一般的に(たとえば「異常な性格の巨大な自然災害」と定めることがよい。根拠(1)細かく規定することは、かえつて硬直になり、具体的妥当性を欠く恐れがある。(2)地震等について、どの程度を限界とするかの決定がきわめて困難である。〔注意〕この案をとるときにも、その条項には慎

重を期しなければならない。」と記述している。

次に、審議は、冒頭の我妻発言が示すように、地震を中心的な問題としている。そして、その場合、原子炉等規制法による原子炉設置許可の問題と関連させている。

第一の立場は、地震の程度の如何を問わず、原子力事業者が責任を負うべきだということである。例えば、「(加舎) 英国では〔震度の如何にかかわらず……小柳注〕地震は全て、有責であるとしている。我国が地震国であるとしても矢張りこの考え方を検討すべきではないか。」という発言がある。

第二の立場は、比較的低いレベルの地震でも、原子力事業者は免責されるべきであるということである。例えば、「(有沢) 中震でも起つた災害はすべて企業が負うのか。おそらくはそうは云えないと思う。矢張り責任の限度があるのではないか〔中震でも事業者の免責を認めるべき、又は賠償責任額を限定すべきであるとの議論……小柳注〕。(我妻) 不可抗力の時にだけ制限があるのか。それともすべてか。(有沢) すべてである。」ということである。

これに対して、あまり低いレベルの地震についてまで、原子力事業者を免責すると、無過失責任の建前と矛盾するという発言がある。「(鈴木) 地震を〔原子力事業者の責任の範囲から〕すべて除いて、それは行政措置〔国家補償のことと推測される……小柳注〕で補えば良いとしても差し支えないが、それは無過失責任という表現とはずれるのではないか。無過失責任を過失推定の意味に解する人もいるが、そう解するならば別だが。」

第一と第二の中間にあるのは、地震について「或る程度まで、責任を持たせる」(星野発言) すなわち、原子力事業者の責任とすべきであるとしつつ、その「或る程度」を原子炉設置許可と関連させる立場（第三の立場）である。そして、全体としてはこの立場が有力であった。

この場合、「或る程度」の具体的あり方が問題になり、そこで、何か客観的基準がないかが議論になるが、「それがない」という回答が原子力局から出された（「(我妻) 許可基準によるとしないので許可基準もそれに合わせるべき客観的基準がないのか。それがあればそれに合わせるべきである。(島村) それがないのが現状である。）。そこで、結局のところ、原子炉規制法における原子

炉設置許可の耐震基準がひとつの目安となった(「(鈴木)それを防ぐことが社会的、経済的に可能な場合は、それは不可抗力に入らない。原子力委員会が許可するときは、当然この社会的要求を考慮しているものと思う。」)。

設置許可基準がどの程度のものかについても論議となった(「(島村)許可基準というようなもの以上を不可抗力というのか。(我妻)企業も万全の措置を講じ、又国家も十分監督する。国家はそれに対して、許可したから責任を負うと云う訳ではない。(島村)国家の採用する基準が高いので、それ以上のものは、国家が責任を負うとしても企業が責任を負うとしても大差はないと思う。」)。

そして、この許可基準が高い程度のものであるということが指摘される(「(島村)許可基準について、安全審査基準部会に聞いてみた方がよいようだ。(鈴木)許可基準については科学的なものであつて欲しい。希望的観測は入れて貰いたくない。どこまでが科学的か教えて貰いたい。(井上)政府の許可基準は、すべてを考慮して安全だとしていると説明する以外にはない。何故なら、補償ですべて片付くものではないから。ただ、技術的に未知なものが残ることは止む得ないが、それは人知の到らざる処と考えざるを得ない。(加舎)責任の制限の問題と有機的な関連においてこれを解決すれば良いのではないか。))。

かくして、原子炉等規制法の許可基準を念頭に置きながら、それをいかに表現すべきかという議論が出てきた(「(星野)実質的には或る程度まで、責任を持たせることには意見が一致していると思う。それを如何に表現するかの問題であろう。」、(星野)「異常な性格の巨大な災害」というのが実質的にないとなれば、有沢委員の意見と実質的には差異はないと思う。))。

これに関して、我妻ノートは一層具体的である。星野試案でも実際にはそうであったように、我妻ノートで事業者の免責事由として、念頭にあったのは地震であった。そして、原子炉等規制法の許可の耐震基準は、客観的なものではないことも確認された。しかし、「相当高いレベル」のものであるとも評価されていた。具体的に、耐震基準は、「関東大震の2or3倍」又は「3倍」。さらに、「そんな地震は生じない」という「腹」であるとされた(この叙述は、星野発言の「異常な性格の巨大な災害」というのが実質的にない」と重なりあう。)。それ故、そのような地震は實際上起こり得ないというようなものでの

評価を受けた。だからこそ、「関東震災の3倍までは許可基準としたときそれ以上のものは生じないという腹だからこれは除くといっても除かないといっても結果は同じである。この限りでは立法の建前の問題となる。」という我妻博士の叙述が出て来た²⁰³⁾。なお、設置基準で例えば烈震に耐えるとしているのに耐えられず、原子炉が破壊されれば、どうなるかについては、一方では、そのような場合でも事業者は免責だとする議論があったが、結局、我妻博士は、その場合には事業者に「過失」があるとすら見ていた²⁰⁴⁾。

こうした「高い」「許可基準」を抽象的に文字で表現したのが、「異常に巨大な天災地変」ということになる²⁰⁵⁾。

c. 許可基準としての「関東大震災の3倍」と「建築基準法の3倍」

原子力事業者の免責事由として「関東大震災の三倍」²⁰⁶⁾は、後に、原賠法の国会審議における中曽根原子力委員等発言（「〔原賠法〕第三条におきます天災地変、動乱という場合には、国は損害賠償をしない、補償してやらないのです。つまり、この意味は、関東大震災の三倍以上の大震災、あるいは戦争、内乱というような場合は、原子力の損害であるとかその他の損害を問わず、国民全般にそういう災害が出てくるものでありますから、これはこの法律による援助その他でなくて、別の観点から国全体としての措置を考えなければならぬと思います」（第34回国会科学技術振興対策特別委員会第13号昭和35年5月18

203) 後に触れるように、第18回の審議でも、「(小熊、大蔵省主計局委員代理) 不可抗力とは原子力委員会の設置許可基準を超えた場合にするべきである。地震ならばどこまでもつというのはおかしい。(福田、原電) 関東大震災の3倍なんて地震はない。

(我妻) 異常かつ巨大な自然的災害は実際にはないと思う。それ故、かくか否かは建前だけの問題だと思う。」との応酬がある。

204) 免責事由は結局、過失と免責を分けるものになるのか？無過失だが免責されないというのではないのか？ということが問題になるが、3倍以内で予想できないときは、それに該当することになるという説明もある。

205) また、おそらくは、IAEAの文言にも関連がある（IAEAの文言は日本の地震を意識していた）。さらに、717条が無過失責任的であることも関連していた。

206) この点、小林寛「原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察」法律時報85巻5号（2013年）105頁が有益である。

日)²⁰⁷⁾で有名である。

この問題は、我妻ノートにあるように、原賠法制定のための専門部会審議の際に我妻博士も意識していたのであり、その際に、原子力施設の設置許可基準との関連で議論がされていた。これに関して、次のことが指摘できる。

第1に、実際の原子力施設の審査の際には、建築基準法の水平震度(0.2)の「3倍」($0.2 \times 3 = 0.6$)という基準が使われた。この「3倍」の基準は水平震度であり、水平震度とは、地震動の「最大加速度を重力加速度〔約981gal〕で割ったもの」である²⁰⁸⁾から、その基礎は、加速度であった(地震のエネルギーを示すマグニチュードではない)。なお、ガルgalは、加速度の単位で(ガリレオ・ガリレイにちなむ)、1ガルは、1秒(s)に1センチメートル毎秒(cm/s)の加速度の大きさであり、先述のように、地球表面における重力加速度はおおよそ981ガルである。

第2に、原子力損害賠償法制の関係者が、原子力事業者の免責事由として「関東大震災の3倍」というときも、論者は水平震度又はそのもとになる加速度を念頭に置いていた。しかし、当時の建築基準法は、建物について水平震度0.2に耐えることを要求していたが(建築基準法施行令88条²⁰⁹⁾)、関東大震災の水

207) なお、それ以前では、「○中曽根国務大臣 地震につきましては、関東大震災の十倍くらいの地震がくることを想定して、その場合に耐え得るという構造で設計がなされておるようであります。ただいまのお話の飛行機の進入路、航路であります。進入の経路と標的の位置というのが先ほどのお話のように約束されておりますので、ファーマーの報告の線からもこれははずれている位置にあるとわれわれは考えております。つまりこれが滑走路の方向に当たるだろうと私は思うのであります。それから今関東大震災の十倍と申し上げましたのは、部分によって十倍の強度を考えてやっている。しかし平均的には三倍のようであります。関東大震災の三倍くらいの地震がきた場合にも耐え得るという設計できておる、こういうことあります。」第33回国会内閣委員会第1号(昭和三十四年十月二十六日)。これによると、中曽根康弘原子力委員長(当時)は、関東大震災の3倍を原子炉設置許可基準、原賠法の免責基準のいずれにも関連させて理解していたことになる。

208) 建築学大系編集委員会編『建築学大系〈第19〉建築耐震論』(彰国社、1968年)221頁。

平震度は0.3であるとされたので、実際の原子炉審査基準によると関東大震災の「2倍」に耐えることになり、「3倍」ではない。

第3に、設置当時の基準をその後も維持できるかが議論になっているが、そもそも設置当時の基準が正当なものかはあまり議論がない。

第1の点について、当時もっとも重要であるとされた原電東海炉（コールドホール型炉）では、建築基準法基準の3倍の強度という説明がなされていた。例えば、コールドホール炉の耐震設計にあたった武藤清東京大学教授は、国会で、「現在の日本の建築法規では、建物を設計するときに、建物の重量の二割の横の力を加えて設計いたします〔当時は、建築基準法施行令88条により、水平震度0.2に堪えることが要求されていた。……小柳注〕。たとえば、こういうものがある。これが十トンであるとしますと、これを耐震的にするために、二トンの横の力を加える。こういう方向で、二割を加えますから、震度0・二で設計すると申しておりますが、動力炉の場合に一番問題になるのは、やはりコールドホール特有の压力容器の中にありますグラファイトの積層体、黒鉛の積み重ねであります。……どのくらいにするかという点ですけれども一応基準として、普通に設計しておる0・二よりもぐっと大きく三倍に高めまして、0・六を基準として、高いところではさらに割増するというような方法で設計しようじゃないかというようなことを考え……」と述べている²¹⁰⁾。

そもそも、建築物の地震力規定の始まりは、関東大震災後の市街地建築物法大正13（1924）年改正によるもので、この時点では、建物は水平震度0.1に耐えられるものとした。この市街地建築物法の地震力規定は、「東京における関東大震災の最大地動加速度が水平震度で表すと0・三程度であったことから、許容応力度における材料安全率が約三程度であるならば、外力としての水平震度を0・一とすればよい、という判断によるものである」²¹¹⁾。後に、昭和25（1950）

209) 監修建設省住宅局編集財団法人日本建築センター『詳解建築基準法』（帝国地方行政学会、1973年）249頁〔建築基準法施行令88条の地震力規定の解説〕。

210) 第28回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第12号昭和33年3月18日。

211) 大橋雄二『日本建築構造基準変遷史』日本建築センター、1993年、137頁。なお、

年の建築基準法制定に伴い、設計水平震度が引き上げられ、0.2になった²¹²⁾。先述の武藤教授の発言もそれを元としている。

実際のコールドーホール型炉の審査でも、「Reactorは安全上600gal〔この600galの数字は、立教大学炉と同じ……小柳注〕をとっているのが建築基準法の3倍で問題ない」(耐震構造グループ第1回会合議事昭和34年4月17日、コールドーホール合同審査²¹³⁾)とある²¹⁴⁾。同様に、建築基準法の3倍方式で耐震性審査をしているのは、原研4号炉²¹⁵⁾、関電美浜²¹⁶⁾などである。

その後についても、原子力安全委員会第3回耐震指針検討分科会施設ワーキンググループ速記録(平成14年7月24日)²¹⁷⁾は、同趣旨を述べて、「我が国最初の原子力発電所であります東海発電所にイギリスのコールドーホール型原子

しばしば引用されるのが、次の北沢五郎工学博士の文章(建築学大系15巻月報1957年)である。「当時今村博士が地震学教室におられ、その調査の結果か、大地震の震度は東京下町で〇・三であったとことがいわれていたと記憶する。佐野先生がそれによられたか、どうかは知らぬが、法規には〇・一と規定して許容強度をとり、そして震度〇・三で計算をして破壊強度以内でおさまるかどうかを調べるといわれた。」

212) 久田俊彦編『地震と建築』(鹿島出版社、1974年)51頁。

213) 『原子炉安全審査会・コールドーホール合同審査』中の「耐震構造グループ第1回外号議事概要」(原子力公開資料センター(原子力規制委員会)所蔵資料)。

214) 池田貴儀＝米澤稔「ごぞんじですか?原子炉設置(変更)許可申請書」専門図書館250号(2011年)34頁以下は、国立国会図書館、原子力公開資料センター(原子力規制委員会)、原子力ライブラリ(独立行政法人原子力安全基盤機構)が所蔵する資料のあり方を紹介している。

215) 「JRR-4の安全性に関する委員会の答申」(37原委第23号昭和37年4月4日)原子力委員会月報7巻5号<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V07/N05/19620504V07N05.html>

216) 「関西電力(株)美浜発電所原子炉の設置に係る安全性について 原子炉安全専門審査会報告一」昭和41年11月16日(原子力委員会月報11巻11号<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V11/N11/196619V11N11.html>)。機器、配管は、3.6倍となっている。

217) http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/senmon/soki/shisetsuwg/shisetsuwg_so03.htm

炉を導入するに当たりまして、どのような耐震設計の仕様を英国に提示するかが問題となりました。……設定する静的設計震度については、各部の重要性、破損時の修理の可能性、構造の特性などに応じて段階をつけて与えられました。原子炉、1次冷却系及びそれらを支持・格納する原子炉建屋などの最重要構造部では、予想される最強地震動に対して地盤の増幅、構造物の地震応答を考慮したとしましても、0.6G程度の値をとっておけば安全余裕は十分に確保できるであろうとの考慮から、建築基準法震度の3倍を指定することとされました。」と論じている²¹⁸⁾。

第2の点について、原子力事業者の免責事由として「関東大震災の三倍」が加速度を意味することは、下山俊次氏（昭和33（1958）年設置の原子力災害補償専門部会に原電から代理委員としてしばしば出席）も科学技術庁「第3回原子力損害賠償制度専門部会議事要旨（案）（平成10（1998）年9月11日（金））において、指摘している。

〔5)免責事由（異常に巨大な天災地変）について

事務局より資料3-6に基づき、説明があった後、主に次の質疑応答があった。

（村上）結論は賛成だが、関東大震災の三倍以上とは、何が三倍ということか。また、社会的動乱と異常に巨大な天災地変との関係はどういうものか。

（下山〔下山俊次〕）一般的には、震度・マグニチュード・加速度であろうが、三倍といったときには、おそらく加速度をいったものであろう。関

218) 東京電力福島第一原子力発電所の事故の後でも、基本的には同様であり、和田章「止め続ける、冷やし続ける、閉じ込め続ける」論文は、「原子力発電所建屋の設計は建築の仕事であり、耐震工学への偉大な貢献で文化勲章を受けられた武藤清先生が基本思想を作り、今に至っている。単純な論理として一般の建築の3倍の地震力に抵抗させようとしている。その後の設計には時代時代の最新の技術が使われているが、この単純な3倍強く作るの思想は今も生きている。」と述べている（和田章「止め続ける、冷やし続ける、閉じ込め続ける」日本原子力学会誌2012年6号1頁）。

東大震災がコンマ2くらいなので、コンマ6程度のものか。発生した損害の規模でなく、原因、主に地震の規模であろう。

(事務局) 社会的動乱とは戦争、内乱等をいい、異常に巨大な天災地変とは別概念である。

(能澤) 原子炉は加速度で関東大震災の三倍までは耐えられるよう設計しているだろうが、一般の建物等の被害はそれをはるかに超えるものとなるだろう。』。²¹⁹⁾

なお、この下山発言については、加速度基準という点では意義があるが、「関東大震災がコンマ2 [0.2のこと……小柳注]」としている点は、疑問がある。実際には、関東大震災の水平震度は、0.3であったとされているから、原子力発電所の0.6という設計上の水平震度は、建築基準法の0.2の「3倍」に該当することになるが、関東大震災の規模から見れば、「2倍」になる。

この点に関しては、1961年のジュリスト「【特集】原子力損害補償 原子力災害補償をめぐる(座談会)」で井上亮(前)科学技術庁原子力政策課長が原賠法3条1項但書の免責事由である「異常に巨大な天災地変」に関連して、「設計基準が、大体関東大震災の二倍程度の地震にたえうる」と述べていることが加速度比較の点からは正しいと考えられる。

「井上 これは専門部会(本稿が検討する原子力災害補償専門部会のこと……小柳注)でもずいぶん御議論をいただいたわけでありまして。そして法案では「異常に巨大な天災地変」という言葉を使っています。少なくとも関東大震災の三倍以上くらいの地震これはいまだかつてない想像を絶した地震というようなものを一応考えているわけです。おおよそ想像ができる、あるいは経験的にもあったというのは、この「異常に巨大な天災地変」の中には一応含まれないという解釈をしているわけです。

加藤〔加藤一郎東大教授……小柳注〕これは関東大震災のように今まで

219) www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryu/siryu04/siryu1.htm

あったものが入らないことは当然でしょうが、その三倍から五倍からか、そこら辺になるときめ手がなくなる。今おっしゃった三倍という見当は、現在作っている原子炉が大体そういう基準でできているのですか。」

井上 一応そういうことも考慮の中に入っていたわけです。東海村の建設中のコールドホールの設計基準が、大体関東大震災の二倍程度の地震にたえうるような設計ということになってはいますが、一応ここでは少なくとも常識で考えられない、歴史上いまだかかったないようなという趣旨です。²²⁰⁾〔下線部は小柳〕

井上課長が言及している「専門部会でもずいぶん御議論」とは、この第12回、第16回及び第18回での議論である。そして、井上課長が述べるように、その際に、関東大震災の「〇倍」というときに念頭にあったのは、設計基準又は許可基準であった。そして、井上課長は、許可基準自体は、「大体関東大震災の二倍程度の地震にたえうるような設計」と述べている。

また、原子炉等規制法による、最初の恒久的原子炉設置許可例である立教大学炉の審査報告書（昭和34年6月16日「立教大学設置原子炉について専門部会の報告²²¹⁾」原子炉安全審査専門部会長矢木栄）が次のように述べている。

「関東地震の際には、この地区の地盤は約1.14m上り、水平加速度は1/3g〔1gはおよそ981ガルであるから、1/3gはおよそ300ガル強に相当する²²²⁾……

220) 我妻栄=鈴木竹雄=加藤一郎=井上亮=福田勝治=堀井清章=長崎正造=杉村敬一郎
【特集】原子力損害補償 原子力災害補償をめぐって（座談会）ジュリ236号（1961年10月15日号）16頁。この記事の紹介を含め、「原子力損害賠償法を検討してみるブログ」とりわけ、「3条1項但書」（<http://genbaihou.blog59.fc2.com/blog-category-4.html>）は、立法関連資料を数多く紹介しており、また、有益な検討が加えられている。本稿は、専門部会等の資料でこのブログを補う意味を持つ。

221) 原子力委員会月報4巻6号w.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V04/N06/19590606V04N06.html

小柳注], 倒壊家屋は10%であった。原子炉施設は0.3gの水平加速度, 原子炉本体は0.6gの水平加速度および±0.3gの垂直加速度に対して設計されている。この設計加速度はこの原子炉の型式および出力からみて適当な値であると考えられる」。

立教大学炉の場合にも, 原子炉本体については, 結果的に, 関東大震災の2倍の加速度に耐えられることになる。また, 日立炉についても, 設計震度0.6で十分であるという叙述が見られる²²³⁾。

以上のように, 加速度に関する限り, 関東大震災が300ガルとされたので²²⁴⁾, 600ガルまで耐えるとした当時の設計基準はその2倍である。一方, 原子力施設の設計基準は, 関東大震災ではなく, 建築基準法の3倍の強さにするというものであった²²⁵⁾。こうしてみると, 我妻博士の「関東大震災の3倍までは許可基準としたときそれ以上のものは生じないという腹」という説明の由

222) 表面最大加速度はg(重力加速度, ジー)やm/s², ガルを単位として表される。1ガルは0.01m/s²に, 1gは981ガルに等しい。

223) 「この原子炉の設置箇所である多摩地帯の地震危険度は全般的に見て低いものではない。しかし, この原子炉の設置される敷地地盤が非常に良好であるから, 原子炉の型式, 使用目的からみて, 申請書に記載された設計震度(原子炉水平震度0.6, 垂直震度0.3, 建家水平震度0.3)は十分余裕のある値と考える。」(「日立原子炉設置に関する委員会の答申」35原委第41号昭和35年4月27日(原子力委員会月報第5巻5号(1960年)<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N05/196002V05N05.html>))。

224) この点について, 関東大震災当時は地震計が十分な能力を持っていないのだからどのようにして計測したかということも勿論問題になる。

225) 後述するが, 第16回には, 「(星野) 許可基準を中心としてこの法律を考えるか, この法律を中心として許可基準を考えるかであるが, 後者をとった。」との発言や第18回では, 「(福田) 異常かつ巨大, というのが関東大震災の10倍なのか, 3倍なのか, 同程度なのか判然としない。」「(島村) 戦争に類する異常かつ巨大な自然的又は社会的災害としてはどうか。」「(小熊) 不可抗力とは原子力委員会の設置許可基準を超えた場合にすべきである。」などがあり, 議論は続いていく。

来は必ずしも明確でない。下山俊次氏等が関東大震災の3倍の加速度に耐えられるとしている点を含め、関東大震災基準〔水平震度0.3〕と建築基準法基準〔水平震度0.2〕の混同があったのではないかとすら推測される。

第3に、問題になるのは、この基準に従って設置された後の時間的変化の問題である。まず、原子炉が許可当時はその基準を満たしていたが、その後、満たさなくなる場合はどうかという点については、そのようなことは起こらないように維持・管理すべきことが指摘されていた。

この点で、設置許可後の学問的認識、地震研究が十分なものでなく、その後の進展により、「生じないという腹」であった地震が実は生じ得ることが明らかになったときはどうかも問題になる。例えば、その後の地震の経験により、関東大震災の3倍以上の加速度がしばしば経験されているが、この点はどうかである。もっとも、この点は、現在の設置許可審査基準では、原子炉は岩盤に接着して作るようになっており、岩盤部の加速度は表層部に比べ相当低減している²²⁶⁾ので、問題ではないという説明がなされている²²⁶⁾。

とはいえ、当時の設置許可には、現在から見て明らかに疑問となる記述もある。先述の立教大学炉の津波対策について、当時の設置許可は、「横須賀市役所の調査によれば、この地が高潮または津波の襲来によって被害を被った記録はなく、1958年の狩野川台風のときにも、海岸線から約20m陸地へ海水が浸入した程度であるので、原子炉施設の位置が海岸から約100m以上はなれているため、今後も高潮、津波による被害を被る恐れはないものと考えられる。」と指摘している。しかし、現在では、同地は、神奈川県津波ハザードマップの危険度「ランク1」（津波危険最大であり、3メートルの津波で浸水、なお、ランク2は、5メートル、ランク3は10メートル）の場所とされている²²⁷⁾。そ

226) たとえば、「原子炉建屋など重要な建物は、地震が起きても揺れの小さい強固な岩盤に直接建設しています。一般に岩盤上の揺れは、地表の2分の1から3分の1程度といわれています。」（北海道電力・原子力発電所・地震対策HP http://www.hepco.co.jp/ato_env_ene/atomic/explanation/safety-02-02.html）。

227) 横須賀市・津波ハザードマップ、西地区①<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2005/bousainavi/documents/nishil.pdf>

れ故、当時の安全審査が津波について予測したことから、その後の科学的認識の深化により訂正が必要になっている。

残念なことに、こうした点についての立ち入った議論は見られない²²⁸⁾。「(鈴木) 許可基準については科学的なものであって欲しい。希望的観測は入れて貰いたくない。どこまでが科学的か教えて貰いたい。(井上) 政府の許可基準は、すべてを考慮して安全だとしていると説明する以外にはない。何故なら、補償ですべて片づくものではないから。ただ、技術的に未知なものが残ることは止む得ないが、それは人知の到らざる処と考えざるを得ない。」という応酬程度にとどまっている。

d. 国家補償との関連

以上のように、我妻博士などは、一定の場合に、原子力事業者の免責を認める方向を打ち出したが、免責の場合に、国家補償が働くことを想定していた。このことは、例えば、星野試案では、「手続規定を整備して、損害賠償、保険会社支払、国家賠償等を一挙に解決するようにすればよい。」との指摘がある。国家補償が大きな役割を持つとされた場合には、免責事由があるからといって被害者の救済には大きな影響はない。この点は、後に成立した原賠法と異なるものである。

(二) 耐震性以外の問題

耐震性以外の問題で、議論があったのは、因果関係、求償権及び時効の問題である。

a. 因果関係

星野試案の「甲案」は「因果関係【ママ立証か?】の立法につき特別の立法をすべきである。」というものであり、「根拠(1)現在の科学からは、災害と人的損害との因果関係の厳密な立証は困難である(産業会議注27²²⁹⁾) (2)特に放射能の緩慢な蓄積に

228) 行政法上の許可の問題はともかく、大阪アルカリ判決法理を適用すれば、新たな発見等により予見可能性が高まった又は新たに生まれたときは、それに対応した措置をとるべきで、そうでないときには過失があると考えうる〔勿論結果回避義務が問題になるが〕ことになるというのが一つの考え方であると思われる。

229) これに関して、日本原子力産業会議『原子力補償問題研究中間報告書(昭和33年

基く損害や遅発損害において立証はきわめて困難になるが、この場合についても施設が責任を負うべきものとするのが妥当である。」としていた。

しかし、これには反対論が多かった。「（鈴木）星野試案は、立法措置を必要とするのか。私は現在の司法制度で実質的に実現出来ると思う。行政機関の判断により因果関係を左右することは、現在の司法制度になじまないと思う。」、
「〔局長、佐々木義武科学技術庁原子力局長のこと……小柳注〕 現在例があるのだが、被害について最初に検査した場合以外は、果してその災害によるか否かは立証不可能である。その意味で因果関係の挙証を簡単に転換することに疑問である。」などの発言が続いた。我妻博士は、「（我妻）鈴木委員の意見で良いのではないか。特殊な例は、若干修正するにしても民法の一般原則による。但し、両者の限界は問題だが。」と述べた。

b. 求償権

また、求償権については、「（鈴木）求償権は故意の場合に限る以外にない。何故なら過失の場合に求償を認めると供給者は、それに備えた保険を掛けなければならなくなる。その点をどう規制するかの問題が生じて難しいことになる。」との議論が有力であった。我妻博士は、「（我妻）求償権を放棄しろ、ないしするなど法律的に書くのは難しい。強いて云えば、故意の場合だけは求償権を放棄するなど云う位だろう。」と論じ、「（島村）何うもreasonableと云っているのは、全てを封ずる意味ではないと思う。それで我妻先生の云われる程

6月)』57頁注27 (<http://www.lib.jaif.or.jp/library/book/pa/pa1764.pdf> [原子力産業協会・電子図書館]) は、次のように述べている。「現在の科学技術の知識からでは、放射能汚染と人的損害の間の因果関係について、明確なキメ手が必ずしもつかめない（第4章参照）。また、公衆災害を伴う事故の場合のみならず、定常運転において煙突よりの排気、放射性廃棄物などによっても損害を生ずる可能性もあり、このような場合とくに問題である。」。なお、同書第4章は、従業員の健康被害等に関する叙述であるが、「業務上の疾病たるには、業務と疾病との間の相当因果関係を立証しなければならないが、“障害後発生”と関連して（特に退職後の場合は影響が大きい）立証困難なケースが予想される。これについても何等かの行政的解決等を計るよう検討がなされるべきであろう。」と述べている（41頁）。

度が一番实际的だと思う。」と支持を得た。

c. 時効

また、星野試案は、時効について、詳細であり、大きく、「i) 被害者が損害の発生を知った時から進行を開始する時効期間」、「ii) 災害発生の時から進行を開始する時効期間」に分け、いずれについても、甲案として「民法の規定に任せる」とし、さらに、民法の規定を短縮する案及び延長する案について検討している。具体的には、星野試案は、①原子力損害賠償の請求権について民法の規定適用を前提とし、②短期消滅時効については、3年の短期化の可能性を検討し、③長期の除斥期間については民法規定の20年の長期化、短期化の双方について検討している。

①について、星野試案は、原子力損害賠償について、民法724条の規定を前提としている。星野試案は、《原子力損害賠償の特殊性に鑑み、特別の定めがなくとも一般的に民法の時効関連規定の適用は排除される》とか《原子力損害賠償については、被害者の有する損害賠償請求権には消滅時効や除斥期間は適用されない》という議論を前提にしていない。具体的に問題になるのは、民法724条前段の短期消滅時効「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間」と、同条後段の長期の除斥期間（「不法行為の時から二十年」）である。

②短期の消滅時効について、星野試案は、「甲案」で「民法の規定を変更する理由がない」としつつ、「乙案」として、3年は「長すぎる」という理由から、より短い期間を定めるべきであるという案、さらに、「丙案」として、「手続規定の所で考慮」としている。丙案の内容は、催告による失権を認めるものである。具体的には、「災害が起つた場合に、一定地域に在住した国民に短い期間を定めて催告して権利行使の手続をとらせ、この間に申出のない者は失権するとしたら、より簡明、迅速に解決する。」ものである。丙案は、「簡明、迅速」を旨とするものであり、内容的には、民法の定める「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間」よりも短期で消滅時効完成を目的とする²³⁰⁾。

③長期の除斥期間について、星野試案は、民法の20年の期間の短縮化、及び

長期化の双方について検討を行なっている。一方で有力なのは、民法の規定そのままとする甲案であるが、「身体障害のうち80%が災害後20年以内に判明するから²³¹⁾、これでほぼ目的は達する。残りについては特別な処置をするべきであつて、損害賠償の問題として扱うのは妥当ではない。」としているように、20年経過後の被害の問題について、一切救済をしないというのではなく、損害賠償制度の

230) 東京電力福島第一発電所事故では、民法724条の「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間」という短期消滅時効規定を、そのまま適用することに問題が多いとする議論が有力である。参照、松本克美「原子力損害と消滅時効」立命館法学347号（2013年1号）、豊永晋輔「原子力損害賠償請求権行使の期間制限（上）（下）——消滅時効、除斥期間」NBL 1004, 1006号（2013年）。なお、以上で議論の対象であるのは、原子力事業者の賠償責任であり、これを原子力保険がカバーするかは、別の問題である。

日本弁護士会連合会「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効について特別な立法措置を求める意見書」（2013年4月18日）は、「1 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第2項にいう「原子力損害」をいう。）の賠償請求権については、民法第724条前段を適用せず、短期消滅時効によって消滅しないものとする特別な立法措置を早急に講じるべきである。

2 前項の原子力損害の賠償請求権については、民法上の除斥期間及び消滅時効の規定（民法第724条及び同法第167条第1項）は適用されず、別途、一定の期間を経過した後に消滅するものとする特別な立法措置を講じることの検討に着手すべきである。ただし、その期間については、慎重に検討するべきである。」と論じている。

立法措置としては、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（原賠ADR時効特例法）」（平成25年法律第32号）が成立したが、3年の時効期間の満了前に原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介の申立てを行った被害者に限られる等救済範囲は限定的である。審議の過程で、「東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条前段の規定は、適用しない。」との修正案が衆議院文部科学委員会（5月17日）で提出されたが、否決された。

231) この「80%」の根拠が問題になるが、日本原子力産業会議『原子力補償問題研究

枠の外での救済を行うべきであるとしている。もっとも、丙案は、これについても損害賠償制度で救済すべきであるとして、期間の長期化を主張する。

以上に関連して、専門部会での審議は、十分なものではなかった。一方では、先の②の短期消滅時効について、「催告による失権」制度に好意的な発言がある（「(鈴木)一定期間の催告により原則として失権する——正当な理由のある場合は勿論であるが、——は矢張り必要であると思う。）。もっとも、時効についての特別規定について消極的な発言もあった（「(吉田)査定委員会は損害額の全部を取扱うのではなく、その大部分を取扱うにとゞめ、その他は裁判所に直接訴えとした方がむしろ事務的に便利だと思うが。即ち時効については一般原則で。）。長期除斥期間について10年とする意見があったが、結局、次回に議論を委ねることになった（「(鈴木) 手続と国家との接触を考えると難しい問題なので次回に廻そう。）」。

我妻ノートは、②短期消滅時効について、「一定地域内（各場合に指定する）のものに請求期間を定めてその期間内に申出ない者に失権まで行くかどうかは問題だが一定の不利益を負わせる制度を認めるか？」と述べている。「催告による失権」制度に我妻教授はやや消極的なニュアンスとして受け取れる。③もっとも、長期の除斥期間については、「時効の問題としては長期10年が立法例として多い。その語の遅発損害は別のfund or 国の負担とする例もある。（真崎）10年はそれほど多くない。」と記述しているのであり、むしろ短縮化に好意的

中間報告書（昭和33年6月）注28（42頁）は、「民法の規定では、損害の発生を知ってから3年、放置しておけば20年で消滅するが、放射性傷害の後発性が大きな問題になる。放射線傷害が何年たつとあらわれるかについて医学的に確立されていないが、この点について、例えば“Versicherungswirtschaft”, 1957, 9, 1号所載の「原子力関係損害賠償責任に関する各国国内法規の統一のための欧州経済協力機構（OEEC）の事業に関する中間報告」（以下OEECの中間報告という）は次のように報告している。『遺伝的障害を考慮しないこととして、身体障害は以前には20年間に約3分の2、30年間に約95%の障害が判明するものと推測されていたが、その後の医学的研究の結果では20年間に少くとも80%まで判明すると云われている。』』と述べている点が参考になる。

であるように読み取れる。

(13) 第13回昭和34年7月15日

ア. 部会審議の内容

第13回の議題の中心は、原子力事業者の責任制限であった²³²⁾。第13回では、第12回と同様に、法制局及び法務省から代理委員が出席していることが注目さ

232) 「議事経過

賠償額について

星野委員より説明

(我妻) 最初に〔原子力事業者の賠償責任の……小柳注〕額を制限するか否かから始めたい。

(鈴木) 故意過失は誰か。

(星野) 民法715条と同様である。

(鈴木) それでは、選任監督の問題が入る。その場合、過失を入れるのは、無理だ。それでは、実質的には、制限がないことになる。故意についても末端の故意になると、それを分水嶺とすることは甚だ疑問である。

公序良俗に反するものについてはともかく単なる過失について、制限を認めないのは無理だろう。

(我妻) 星野委員の云はれるのは、スパイ的なものが末端に入り、それが故意でやって、しかもorganも選任監督にも過失があった。この場合に切る〔事業者の賠償額に限度を設けるの趣旨と考えられる……小柳注〕のは社会通念から云っておかしいのではないか。

(鈴木) それについて企業に責任があるとするのはおかしいのではないか。

(星野) それは責任の問題ではなく、単なる額の制限の問題と思う。

(島村) 社会経済的な問題で、道義性的問題ではないのではないか。

(有沢) 故意とか重過失は、刑事上の問題で、経済的には、関係はないと思う。

(鈴木) 無過失責任の原則をとりながら、賠償額について過失責任をとるのは矛盾しないか。

(星野) 制限は、無過失責任をとる部分だけについて行うのが第1段階である。それ以上に進むのは勿論可能だ。

(吉田……法務省民事局長の代理) 民法の一般原則によっても殆ど実質的にみれば、

無過失になると思う。それからみれば切ること〔事業者の賠償額に限度を設けること……小柳注〕は疑問と思う。

又、それを企業維持の精神からみてその損害を国家なり何なりが分担するのは又、別の話だが。

(我妻) この問題は、この位にして次に制限する場合のその内部の問題に入ろう。

(鈴木) 慰謝料とは何か。

(我妻) これは精神に精神的苦痛である。

(鈴木) それならば一律にしても良いと思うが。

(我妻) 次は、人的損害額に入ろう。

(竹内) 国家が補償に乗り出すような事故ならばともなく、小事故について、〔一人当たりの賠償額の……小柳注〕頭打ち制度をとるのは疑問である。

(吉田) 頭打ち制度をとるといつまでも陳情が続く。例えば駐留軍の損害賠償は調達庁で査定する。これで余り問題にならない。

その合計が、事故当りの額を超える場合は国家が考える。この方が実際には良いと思う。

(竹内) 頭打ち制度をとると却って総額を高くすることになる。それならむしろ一事故当りの制限だけで1人当りの制限はつけない方が良いとも思うが。

(我妻) これはこの位にして時効の問題にうつろう。

星野委員より時効について説明

(鈴木) 一定期間の催告により原則として失権する——正当な理由ある場合は勿論であるが——は矢張り必要であると思う。

(吉田) 査定委員会は損害額の全部を取扱うのではなく、その大部分を取扱うにとゞめ、その他は裁判所に直接訴えるとした方がむしろ事務的に便利だと思うが。即ち時効については一般原則で。

(鳥村) 各国では大体10年としている。これは遅発性を考慮しているものと思う。

(竹内) 今ここで論ぜられている時効の問題ではなく、基金を解体する期間なのではないか。

(鈴木) 手続と国家との接触を考えると難しい問題なので次回に廻そう。

(我妻) 次回は、9月17日(木)午前。

(鳥村) 次回は9月であるが、お知恵を借りれる方にご相談してまとめて行きたいと思う。問題点の形になるか或は要綱の形になるかはわからないが要するに3日間の意見をお伺いしたい。

(井上) 差当り星野委員と竹内委員に御相談致したい。

れる²³³⁾。審議は、我妻博士の「(我妻)最初に額を制限するか否かから始めたい。」との発言から始まった。

責任を制限すべきでないという発言の理由としては、①故意過失の場合に責任を制限するのは無理ではないか（「(鈴木)……公序良俗に反するものについてはともかく単なる過失について制限を認めないのは無理だろう。」）、②そもそも土地工作物責任は相当に無過失責任的な運用があり、また、そこでは賠償額に制限がないのだから、仮に責任制限を入れると均衡を欠く（「吉田……法務省民事局長の代理、）民法の一般原則によっても殆ど実質的にみれば無過失になると思う。それからみれば切ること〔事業者の賠償額に限度を設けること……小柳注〕は疑問と思う。又、それを企業維持の精神からみてその損害を国家なり何なりが分担するのは又、別の話だが。」）というものである。

これに対して、①こうした過失を問題にするのは、道義の点であり、経済の論理から責任が制限されるべきである（「(島村)社会経済的な問題で、道義性の問題ではないのではないのか。(有沢)故意とか重過失は、刑事上の問題で、経済的には関係はないと思う。」）、②無過失責任のみならず、一步進めて過失責任でも責任制限が可能であるなどがあった（「(星野)制限は、無過失責任をとる部分だけについて行うのが第1段階である。それ以上に進むのは勿論可能だ。」）などの反論があった。最後に、「(我妻)この問題は、この位にして次に制限する場合のその内部の問題に入ろう。」との発言があったが、十分に議論が煮詰められていたとは言いがたい。

イ. 大蔵省との対立

第13回最後の竹内助教授の発言は、「大体まとまっている」というものであり、

(竹内) 殆どの問題について大体まとまっているものと思う。

以上」

233) 議事録は、「専門委員：我妻、鈴木、竹内、星野、福田、阿部、長崎、真崎、杉村、同代理：角田（法制局）、吉田（法務省）、相原、大沢（大蔵省）、前田、尾身（通産）、稲畑（産業会議）、原子力委員：有沢、石川、原子力局：佐々木、島村、井上ほか、幹事：加舎、鈴木」の出席を伝える。

審議の順調な進展を物語るようである。しかし、それとは異なる情報も存在する。例えば、読売新聞昭和34年8月2日朝刊4面の記事は、災害補償制度の審議が英国の再保険や大蔵省の動向などとも関連し、「行悩み」、「問題に突当」ったと伝えている。

「原子力の本格利用遅れる？」

災害補償体制行悩む 英再保険市場“天災の除去”要求

政府は原子炉が事故を起こした場合にそなえ災害補償体制の確立を急いでできたが、このほど政府ならびに原子力業界、損保業界の間に民間の原子力保険のすべり出しがおくれるうえ国家補償の法的措置も難航が予想されるので、イギリス発電炉の正式発注を間近にひかえながら原子力の本格的利用は少なくとも一年以上たちおくれるのではないかとの見通しが有力になってきた。

この災害補償は原子炉の運転で事故がおこった時、主として第三者に与える損害を国家、炉メーカー、炉設置者がどうやって補償するかということが中心課題になっており、政府はこれまで原子炉等規制法により新たに原子炉を設置する者には必ず原子力保険をかけさせるとともに一定限度以上の災害は国家が補償するようにするため一般災害補償法案を制定する方針で対策を進めてきた。そして原子力保険についてはプール基金(15億円)を12月までに発足させるとともに一般災害補償法案は次期国会で成立をはかる建前であった。ところがさいきんになって民間の原子力保険は日本側が百億円を再保険する予定でいるロンドン再保険市場が、補償の対象から地震、洪水、台風による災害を除くことを強く要求したため、交渉は行き悩み状態となった。

また一般災害補償法案は原子力委としては明年1月に国会に上程する方針で検討を急いでいるが、大蔵省に民間の原子炉事故を国家が補償するのは筋が通らないと反対する意見があり、政府部内の思想統一が十分でないため実現困難の情勢になったものである。このため原子力業界は、つぎのような問題に突当り当惑の色を見せている。

一、原子力研究所がアメリカのGEC(ゼネラル・エレクトリック社) に対して動力試験炉(出力1万KW)を発注することをきめていたが、同社はアメリカなみに災害がおこっても炉メーカーは免責とすることを要求している²³⁴⁾。このため4月に予定していた正式調印はのびのびになっており、この分では早くて来年4月にくりこされる。

一、メーカーが望む海外メーカーとの技術提携は補償体制がはっきりしないため遅れている。

一、原子力発電会社が導入するイギリス動力炉の燃料は日英動力協定で免責となっており、炉メーカーであるGEC[前述のGE社とは別の会社であり、コールダーホール型炉を担当するイギリスのメーカー……小柳注]も免責を条件としているので運転が始まるまでに補償体制ができるものと期待している。したがってこの体制が固まらなければ事故が起こったときの不安を残している。

補償は民間保険で 国家補償も弾力的に研究 大蔵省

大蔵省は原子力災害の補償はまず民間保険でカバーすべきであるとの理由から、その保険体制の整備を急ぐ考えを変えていないが、何分にも前例のない問題で、どんなふうに災害が発生するかもわからないのであわてて不備なものを作るより多少時間がかかってもできるだけ完全に近いものにしたいとして慎重に検討している。また民間保険業界でみきれない大災害が発生した場合には国家補償が必要であるとの意見に対しては、原子力発

234) ここに記述されている原研とGEC社との契約について、原子力委員会月報5巻第9号(昭和35年9号)は、次のように述べている。

「日本原子力研究所は、32年以降の懸案であった動力試験炉導入のための契約をさる8月30日に日本ゼネラルエレクトリック株式会社との間に締結した。

これはさる33年2月の調査団派遣以来、慎重な調査と検討を重ね、その結果34年3月にGECグループのBWR型を第1候補と決定したので、以後同グループを相手に数次にわたる契約交渉が続けられ、同年10月までには、大半の問題は妥結を見ていたものである。

これが、今般の契約完了まで遅延した主要な原因は原子力損害賠償責任問題であっ

電のコストにそれを織り込むべきであるとの考えが依然として強い。

しかし、佐藤蔵相が昨年十一月の衆院外務委員会で『民間保険のカバーできない場合には国家補償を全然考えないときめているわけではない。』と言明しているように²³⁵⁾、国家補償についても従来よりやや弾力的態度でこれから検討する方針である。』

(続く)

た。すなわち、米国内におけると同様に日本政府による免責を主張するGE側と、原研による免責で解決をはかろうとする原研との見解が平行線をたどったまま、昨年10月以降進展を見せなかったのであるが、「原子力損害賠償に関する法律案」が国会に提出されたのを機に後述のとおり、一応妥結を見たものである。」<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N09/196010V05N09.html>

この動力試験炉(JPDR)が運転を開始した1963年10月26日は、日本で初めて原子力発電が行なわれた日である。これを記念して10月26日が「原子力の日」と定められた。
235) 本稿(2)獨協法学90号179頁の国会答弁を指すものと考えられる。